昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号

無線局免許手続規則

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十五条（再免許の手続）の規定の委任に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七条の規定により、無線局免許手続規則の全部を改正する規則を次のように定める。

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第四号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　無線局の免許手続
第一節　免許の附与までの手続（第二条―第十四条）
第一節の二　無線局の簡易な免許手続（第十五条―第十五条の六）
第二節　再免許の手続（第十六条―第二十条）
第二節の二　免許の承継の手続（第二十条の二―第二十条の三の三）
第二節の三　特定無線局の免許手続の特例（第二十条の四―第二十条の十二）
第二節の四　アマチュア局の様式の特例（第二十条の十三）
第三節　免許状（第二十一条―第二十三条）
第三章　無線局の免許後の手続（第二十三条の二―第二十五条の三）
第四章特定基地局の開設計画の認定の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の二）
第五章　無線局の登録手続
第一節　登録までの手続（第二十五条の九―第二十五条の十三）
第二節　再登録の手続（第二十五条の十四）
第三節　登録の承継の手続（第二十五条の十五）
第四節　包括登録の手続（第二十五条の十六―第二十五条の二十）
第五節　登録状（第二十五条の二十一―第二十五条の二十二の二）
第六節　登録後の手続（第二十五条の二十三―第二十五条の二十五）
第五章の二無線設備等保守規程の認定の手続（第二十五条の二十六―第二十五条の三十四）
第六章　許可の手続
第一節　高周波利用設備の許可手続（第二十六条―第三十条）
第二節　外国の無線局等の運用の許可手続（第三十条の二）
第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）
第八章　雑則（第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、別に定めるものを除くほか、法の規定に基づく免許（承認を含む。以下同じ。）、登録、認定、許可（承認を含む。以下同じ。）及び届出の手続に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　無線局の免許手続

第一節　免許の附与までの手続

（免許の単位）

第二条　無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。

一　(1)　特定地上基幹放送局
　(2)　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局
　(3)　特定地上基幹放送試験局
　(4)　特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局
一の二　地上一般放送局
二　(1)　非常局
　(2)　簡易無線局
　(3)　構内無線局
　(4)　気象援助局
　(5)　標準周波数局
　(6)　特別業務の局
三　固定局
四　(1)　海岸局
　(2)　基地局
　(3)　航空局
　(4)　携帯基地局
　(5)　無線呼出局
　(6)　陸上移動中継局
　(7)　陸上局（(1)から(6)までに該当しないものに限る。以下同じ。）
五　(1)　船舶局
　(2)　遭難自動通報局
　(3)　陸上移動局
　(4)　航空機局
　(5)　携帯局
　(6)　船上通信局
　(7)　移動局（(1)から(6)までに該当しないものに限る。以下同じ。）
六　(1)　無線標識局
　(2)　無線航行陸上局（(1)の無線局の業務を併せ行うものを含む。以下同じ。）
　(3)　無線航行移動局
　(4)　無線標定陸上局
　(5)　無線標定移動局
　(6)　無線測位局（(1)から(5)までに該当しないものに限る。以下同じ。）
七　(1)　特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）
　(2)　実験試験局（(1)に該当しないものに限る。以下同じ。）
八　アマチュア局
九　(1)　衛星基幹放送局
　(2)　衛星基幹放送試験局
　(3)　人工衛星局（(1)及び(2)に該当しないものに限る。以下同じ。）
　(4)　宇宙局（(1)から(3)までに該当しないものに限る。以下同じ。）
十　(1)　海岸地球局
　(2)　航空地球局
　(3)　携帯基地地球局
　(4)　船舶地球局
　(5)　航空機地球局
　(6)　携帯移動地球局
　(7)　地球局（(1)から(6)までに該当しないものに限る。以下同じ。）

2　前項の場合において、同項各号（第一号(3)及び(4)、第七号、第八号及び第九号(2)を除く。）に掲げる無線局の業務の実用化試験を目的とする無線局については、実用化試験局として免許を申請するものとする。

3　二以上の種別の無線局の業務を併せ行うことを目的として単一の無線局の免許を申請することはできない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第一項第四号及び第五号（(6)を除く。）に掲げる無線局が無線測位業務を併せて行う場合

二　第一項第九号(3)に掲げる無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）が、一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を併せて行う場合

三　特別業務を併せて行う場合

4　施行規則第五条に規定する送信設備に機能上直結している受信設備は、当該受信設備のみの免許を申請することができない。

5　基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。

一　国内放送等の基幹放送の区分
(1)　国内放送
(2)　国際放送
(3)　中継国際放送
(4)　内外放送
二　地上基幹放送等の基幹放送の区分
(1)　地上基幹放送
(2)　衛星基幹放送
(3)　移動受信用地上基幹放送
三　デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）によるものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の放送の区分
四　基幹放送の種類による区分
(1)　中波放送
(2)　短波放送
(3)　超短波放送
(4)　標準テレビジョン放送
(5)　高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）
(6)　高精細度テレビジョン放送
(7)　超高精細度テレビジョン放送
(8)　データ放送
(9)　マルチメディア放送
(10)　超短波音声多重放送
(11)　超短波文字多重放送
(12)　超短波データ多重放送
(13)　その他の放送
五　有料放送を含む基幹放送又はそれ以外の基幹放送の区分
六　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分

6　同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。
一　固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置
二　航空機局又は航空機地球局相互間において、同一の電波の型式、周波数及び空中線電力により使用する同一型式の送信装置若しくは受信装置又は同一型式の附属装置であつて総務大臣が別に告示するもの
三　航空機局相互間において使用する装置であつて、検定規則による同一の型式検定に合格した機器（外国において、当該型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）のもの
四　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、携帯移動地球局及び地球局のうちの二以上の無線局の相互間において使用される同一規格の予備の無線設備の装置（他の無線局に備え付けられている装置（船舶地球局のものを除く。）を含む。）
五　多重回線を構成する固定局相互間において、災害が発生し、又は電波の伝搬障害（法第百二条の二第一項に規定する伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路におけるものを除く。）が生じた場合に固定局の代わりに臨時に使用される同一の電波の型式及び周波数の無線設備の装置（第一号に掲げるものを除く。）

7　航空機製造（修理を含む。）業者において、その量産製造に係る同一型式の二以上の航空機にその試験飛行のつど特定の送信装置又は受信装置（電源設備を除く。以下本項中において同じ。）を随時移設して使用しようとする場合であつて、当該航空機の機体に設備される送信装置又は受信装置以外の無線設備の型式が同一であるときは、第一項の規定にかかわらず、単一の航空機局として申請することができる。当該航空機に設備される固有の送信装置及び受信装置を使用してその試験飛行に使用しようとするときも、同様とする。

8　同一人において、法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）であるラジオゾンデを使用しようとする場合であつて、その損耗の都度、当該設備の工事設計に基づく特定無線設備であつて、適合表示無線設備であるものを使用しようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該設備を特定地点において使用しようとするときにあつてはその場所、一定の区域内において移動して使用しようとするときにあつてはその区域ごとに、引き続き使用しようとする設備を含めて単一の気象援助局として申請することができる。

9　移動する無線局のうち、構内無線局であつて総務大臣が別に告示するもの、アマチュア局、ラジオ・ブイの局であつて総務大臣が別に告示するもの、簡易無線局であつて総務大臣が別に告示するもの及び送信装置ごとに申請することが不合理であると認められる無線局については、第一項の規定にかかわらず、二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができる。

第二条の二　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）ごとに行わなければならない。

（希望する識別信号）

第二条の三　申請者は、申請に係る無線局（アマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。）について、希望する識別信号があるときは、その旨を申請書及び添付書類に記載することができる。

（申請書）

第三条　法第六条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
一　無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　免許を受けようとする無線局の種別及び局数
三　希望する識別信号（アマチュア局を除く。）
四　希望する免許の有効期間

2　前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

（添付書類）

第四条　法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

2　無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

区分		無線局事項書及び工事設計書の様式	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）	二　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	別表第二号第1	別表第二号第2	別表第二号の二第1
三　固定局		別表第二号第2	別表第二号の二第3	別表第二号の二第2
四　航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局		別表第二号第2	別表第二号の二第4	別表第二号の二第4

五　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局	別表第二号第2	別表第二号の二第5
六　船舶局（特定船舶局（施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。）	別表第二号第3	別表第二号の二第6
七　船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）	別表第二号第3	別表第二号の二第5
八　航空機局	別表第二号第4	別表第二号の二第7
九　航空機地球局	別表第二号第4	別表第二号の二第5
十　衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局	別表第二号第5	別表第二号の二第8
十一　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局	別表第二号の三第1	
十二　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局	別表第二号の三第2	
十三　アマチュア局	別表第二号の三第3	

（資料の提出）

第五条　船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は無線航行移動局の免許の申請をする場合において、申請者と当該無線局の無線設備の設置場所となる船舶又は航空機の所有者が異なるときは、申請者が当該船舶又は当該航空機を運行する者である事実を証する書面を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。

2　無線局根本基準第六条の二第一号（3）に該当する者がアマチュア局の免許を申請するときは、次に掲げる事項を記載した書類を第四条第一項の無線局事項書及び工事設計書に添えて提出しなければならない。ただし、公益社団法人その他これに準ずる者であつて、総務大臣が認めるものは、当該事項のうち総務大臣が認めるものの記載を省略することができる。

一　定款

二　社団の構成員に関する事項

(1)　氏名

(2)　無線従事者免許証の番号

3　理事の氏名、住所、生年月日及び略歴

三　本邦の国籍を有しない人がアマチュア局の免許の申請をする場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に掲げる書類を、第三条の申請書に添えて提出しなければならない。

一　アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有しない者　法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を付与した国の政府が発給した当該資格に関する証明書

二　本邦に永住することを許可された者　その許可の事実を証する書面

4　特定実験試験局の免許を申請するときは、次の各号に定める事項について登録検査等事業者における点検による確認（一一〇ＧＨｚを超える周波数の電波を使用する無線設備の点検による確認であつて、法第二十四条の二第四項第二号に定める較正又は校正に係る業務の実施状況その他の事情により、当該較正又は校正を受けた測定器その他の設備を使用して無線設備の点検による確認を行うことが困難な場合において、総務大臣が適当と認める測定器その他の設備を使用して行う無線設備の点検による確認を含む。）の結果を示す書類を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。

一　当該特定実験試験局の使用する周波数、無線設備の設置場所及び空中線電力が、第二条第一項第七号（1）の総務大臣が公示するものの範囲内であること。

二　電波の質

三　安全施設

四　当該特定実験試験局の無線設備を操作する無線従事者

5　前各項の場合において、申請者が申請書に添えて提出しなければならない書面又は書類に記載する事項をインターネットを利用する方法により公表しているときは、当該書面又は書類の提出に代えて、当該方法により公表している事実を確認するために必要な情報を提供することができる。

（基幹放送局の事業計画）

第六条　申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　経営形態

二　資本又は出資の額

三　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法

四　主たる出資者及びその議決権の数

五　申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者の議決権を有する者に関する事項（十分の一を超える議決権を有する者に関する事項）

六　申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項

イ　十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

ロ　三分の一を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

七　役員に関する事項

八　基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

区分	記載事項
イ　特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1)　放送番組の編集の基準 (2)　放送番組の編集に関する基本計画 (3)　週間放送番組の編集に関する事項 (4)　放送番組の審議機関に関する事項 (5)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6)　放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ　地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
ハ　基幹放送を行う実用化試験局の場合	試験の方法及び具体的計画

2　前項の場合において、申請者が協会であるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項（中継国際放送を行う基幹放送局の場合は第七号に掲げる事項に限る。）を記載するものとする。

一　放送番組の編集の基準

二　放送番組の編集に関する基本計画

三　週間放送番組の編集に関する事項

四　放送番組の審議機関に関する事項

五　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

六　災害放送に関する事項

七　中継国際放送の実施に関する計画（中継国際放送を行う基幹放送局の場合に限る。）

八　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画（地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合に限る。）

九　試験の方法及び具体的計画（基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。）

3　第一項の場合において、申請者が学園であるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　資本又は出資の額

二　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
三　役員に関する事項
四　放送番組の編集に関する基本計画（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
五　週間放送番組の編集に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
六　放送番組の編集の機構に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
七　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画（地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合に限る。）
八　試験の方法及び具体的計画（基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。）

4　第一項の場合において、申請者が受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を記載するものとする。

5　第一項の場合において、申請者が放送法第八条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送（以下「専門放送」という。）を専ら行う基幹放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　第一項第一号から第七号までに掲げる事項
二　経営方針として次に掲げる事項
イ　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定
ロ　週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の編集の機構及び考査に関する事項並びに災害放送に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

6　第一項の場合において、申請者が臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。）の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項
二　週間放送番組の編集に関する事項及び災害放送に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

7　第一項の場合において、申請者がコミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。）の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　第一項第一号から第七号までに掲げる事項
二　経営方針（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画、週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の審議機関に関する事項、放送番組の編集の機構及び考査に関する事項並びに災害放送に関する事項）（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

（放送区域）
第七条　法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する放送区域は、地図（これによることが不適当である場合は、総務大臣が別に指定する方法）により表示するものとする。

2　放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法は、総務大臣が別に告示する。

3　申請者は、第一項の放送区域と法第八条の規定により指定された周波数及び空中線電力による放送区域とが異なる場合においては、当該周波数及び空中線電力による放送区域を前二項の規定に従つて記載した書類を工事落成の日までに総務大臣に提出しなければならない。

（添付書類の写しの提出部数等）
第八条　次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一　基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線事設計航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局に限る。）及び気象援助局	無線局事項書二通
二　非常局、基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	無線局事項書及び工事設計書の写し一通

2　総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十八条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

（免許申請手数料の簡易な納付手続）
第八条の二　同一人に属する二以上の無線局（第二条第一項各号に掲げる無線局の種別を同じくするものに限る。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局については当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局については申請者の住所、その他の移動する無線局については当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にあるものについて免許の申請を同時に行う場合において、その申請書が二以上となるときは、手数料令第二条の規定による手数料は、当該申請書のうち任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

（施行規則第六条の四第十号に規定する無線局の免許の申請の期間）
第八条の三　施行規則第六条の四第十号に規定する無線局の免許の申請は、同条第九号に掲げる無線局の免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

（不適法な申請書等）
第九条　無線局の免許の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

2　前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

（予備免許の付与の通知）
第十条　法第八条第一項の規定により無線局の予備免許を与えたときは、申請者に対しその旨を文書をもつて通知する。

（予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）
第十条の二　法第八条第一項の規定により指定する周波数で船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することがある。

2　超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャネルを併せて指定する。

3　デジタル放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の区分により行うものとする。
一　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第五章並びに第六章第三節及び第五節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒におけるシンボル数を併せて指定する。
二　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第六章第二節及び第四節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）を併せて指定する。

4　法第八条第一項の規定により指定する電波の型式、周波数及び空中線電力であつてアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）に係るものは、アマチュア局について指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号として総務大臣が別に告示するものにより表示するものとする。

（空中線電力の指定）
第十条の三　法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一　基幹放送局（二の項かなければならない単一の値の空中ら四の項まで線電力（超短波音声多重放送又はに掲げるもの超短波文字多重放送を行う基幹放を除く。）、無送局については、実効輻射電力を、線呼出局（電基幹放送に加えて基幹放送以外の気通信業務を無線通信の送信をする無線局につ行うことを目いては、当該送信を行うに際して的として開設使用する最大空中線電力を併せてするものに限指定する。）	当該無線局が送信に際して使用し
二　超短波放送、テレビジなければならない単一の値の空中ョン放送及び線電力（実効輻射電力を併せて指マルチメディ定する。また、基幹放送に加えてア放送を行う基幹放送以外の無線通信の送信を基幹放送局する無線局については、当該送信（二の項及びを行うに際して使用する最大空中四の項に掲げ線電力を併せて指定する。）るものを除く。）	当該無線局が送信に際して使用し
三　超短波放送を行う基幹放送局（四の線電力及び超短波放送に関する送項に掲げるも信の標準方式（平成二十三年総務のを除く。）省令第八十六号。以下「超短波放であつて、補送の標準方式」という。）第七条に完放送を行うおいて準用する超短波音声多重放もの送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号。以下「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式」という。）第三条から第八条までに規定する送信の方式により補完放送を行うに際して使用しなければならない各単一の値の空中線電力（それぞれ実効輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）	当該無線局が送信に際して使用し
四　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局並びに基幹放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの	当該無線局が送信に際して使用し
五　地上一般放送局及び特定実験試験局	当該無線局が送信に際して使用で
六　その他の無線局	当該無線局が送信に際して使用できる最大の値の空中線電力

なければならない単一の値の空中
放送局及び衛星基幹放送試験局外の無線通信の送信をする無線局
方輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以
であって人工については、当該送信を行うに際
して使用する最大空中線電力を併
せて指定する。）

当該無線局が送信に際して使用で
きる最大の値の空中線電力
放送局及び特きる最大の値の空中線電力（実効
輻射電力又は等価等方輻射電力を
併せて指定する。）

（工事落成期限の延長）

第十一条　法第八条第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号

四　予備免許の年月日及び予備免許通知書（第十条の規定により通知する文書をいう。以下同じ。）の番号

五　工事落成の期限

六　希望する延長期限及び延長する理由

2　前項の申請書の様式は、別表第三号のとおりとする。

3　第八条第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の規定により申請を行う場合に準用する。

4　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、工事落成の期限を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　法第九条第一項の規定により工事設計変更の許可を受けようとする場合

二　法第九条第二項の規定により工事設計変更の届出をしようとする場合

三　法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（無線設備を除く。）の運用（当該電気通信設備を放送法第百二十一条第一項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第百十一条第一項及び第百二十一条第一項）の基準のうち技術基準（同法第百十一条第二項及び第百二十一条第二項に係るものに限る。）に適合させ、当該電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用（当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託する場合における委託先にあつては、当該一部を構成する設備に係る運用に限る。）をいう。以下「設備等維持業務」という。）を他人に委託しようとする場合における当該電気通信設備の変更又は設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の変更の許可を受けようとする場合

四　法第九条第五項の規定により届出をしようとする場合（事業計画の変更の届出をしようとする場合を除く。）

五　法第八条の予備免許を受けた者が法第十九条の指定の変更の申請をしようとする場合

2　前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

3　基幹放送局に係る第一項各号に掲げる場合（事業収支見積りの変更の届出をしようとする場合を除く。）において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

4　第八条の規定は、第一項及び前項の規定による申請又は届出を行う場合に準用する。

5　総務大臣又は総合通信局長は、第一項第一号の申請があつた場合において、法第九条第三項の規定に合致し、又は第一項第三号若しくは第五号の申請による変更が相当と認めるときは、申請者に対し変更を許可する旨又は指定の変更をする旨を通知する。

（届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）

第十二条の二　法第九条第五項第一号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更前の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三十未満である者　変更後の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三十未満であるもの

二　変更前の外国人等直接保有議決権割合（法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。）が百分の三十未満である者　変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十未満であるもの

三　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満である者　変更前の外国人等直接保有議決権割合と変更後の外国人等直接保有議決権割合との差が千分の一未満のものであつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの

2　法第九条第五項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる基幹放送局の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

イ　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満である場合　変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの

ロ　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

ハ　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国

人等直接保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。）　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの

ニ　変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（法第五条第四項第三号に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下同じ。）とを合計した割合（以下「外国人等保有議決権割合」という。）が百分の五未満である場合　変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五未満であるもの

ホ　変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合　外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

ヘ　変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合又は同法第百十六条第四項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。）　外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの

二　受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるもの

イ　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合　変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの

ロ　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満であるもの

ハ　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合（変更前の外国人等直接保有議決権割合に関して、放送法第百二十五条第一項又は第二項において準用する同法第百十六条第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。）　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの

3　前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九条第五項に規定する変更の届出を要するものとする。

4　前三項の規定は、法第十七条第二項各号の総務省令で定める変更について準用する。この場合において、これらの規定中「第九条第五項」とあるのは「第十七条第二項」と読み替えるものとする。

（工事の落成届）

第十三条　法第十条の規定による工事の落成の届出は、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号

四　予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号

五　工事落成の年月日

六　検査を希望する日（法第十条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）

2　前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。

3　法第十条第二項で定める書類は、第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

（拒否の通知）

第十四条　申請を審査した結果により又は工事の落成の届出がないことにより若しくは落成後の検査を行った結果により免許を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

第一節の二　無線局の簡易な免許手続

（記載事項の省略）

第十五条　次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一　基幹放送局

(1)　協会及び学園の基幹放送局　無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り

(2)　移動受信用地上基幹放送をする特定基地局　無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り及び事業計画

(3)　(1)及び(2)以外の基幹放送局　無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局　開設を必要とする理由

三　船舶局、航空機局、無線航行移動局及びラジオ・ブイの局　通信の相手方（無線航行移動局に係るものに限る。）及び希望する運用許容時間（無線航行移動局及びラジオ・ブイの局に係るものに限る。）

四　遭難自動通報局　開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、希望する運用許容時間並びに工事落成の予定期日

五　アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）　開設を必要とする理由、通信の相手方、希望する運用許容時間及び運用開始の予定期日

六　簡易無線局

(1)　無線操縦発振器（模型飛行機、模型ボートその他これらに類するものを無線操縦するために使用する発振器をいう。以下同じ。）を使用する簡易無線局　開設を必要とする理由、工事落成の予定期日（無線操縦発振器を使用する簡易無線局に係るものにあつては、適合表示無線設備を使用する場合に限る。）及び運用開始の予定期日

(2)　(1)以外の簡易無線局　工事落成の予定期日（適合表示無線設備のみを使用する簡易無線局に係るものに限る。）

七　構内無線局　工事落成の予定期日（適合表示無線設備のみを使用する場合に限る。）及び運用開始の予定期日

八　気象援助局

(1)　適合表示無線設備を使用する気象援助局　希望する運用許容時間及び工事落成の予定期日

(2)　(1)以外の気象援助局　希望する運用許容時間

九　次条に規定する無線局　工事落成の予定期日

2　法第六条第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

3　法第六条第一項第十号に規定する代表者の氏名又は名称及び法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合並びに外国人等直接保有議決権割合は、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

4　法第六条第二項に規定する事業計画及び事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係る

ものを除く。）並びに特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局である場合においては、一の基幹放送局についてのみ記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

5　法第六条第二項に規定する放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。以下同じ。）の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

6　法第六条第二項に規定する放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称は、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

（工事設計書の記載の省略）

第十五条の二　現に免許を受けている無線局を廃止し、当該無線局の無線設備の全部をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合であつて、開設しようとする無線局が次の表の条件に適合する無線局又は総務大臣が特に支障がないと認めた無線局であるときは、当該無線局の免許の申請に係る工事設計の内容が現に免許を受けている無線局のものと同一であるときに限り、当該工事設計書にその旨を記載して、その記載を省略することができる。

開設しようとする無線局の区別	条件
一　船舶を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局	その船舶の主たる停泊港の所在地と現に免許を受けている無線局がある船舶の主たる停泊港の所在地が同一総合通信局の管轄区域内にあること。
二　航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局	その航空機の定置場の所在地と現に免許を受けている無線局がある航空機の定置場の所在地が同一総合通信局の管轄区域内にあること。
三　移動する無線局（一の項及び二の項に掲げるものを除く。）	その無線設備の常置場所（宇宙物体に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）と現に免許を受けている無線局の無線設備の常置場所（宇宙物体に開設するものにあつては、免許人の住所とする。）が同一総合通信局の管轄区域内にあること。
四　移動しない無線局	その無線設備の設置場所と現に免許を受けている無線局の無線設備の設置場所が同一であること。

（申請手続の簡略）

第十五条の二の二　同一人に属する二以上の無線局（アマチュア局を除く。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと（基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと（デジタル放送を行う場合を除く。）、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては第四条第二項の表六の項及び十二の項に掲げるものごと）に、同時に申請しようとする無線局の種別及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書（簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書）及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「ＶＳＡＴ地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（ＶＳＡＴ地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつては当該ＶＳＡＴ地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「ＶＳＡＴ制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するＰＨＳの基地局（以下「ＰＨＳの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号（1）に規定するフェムトセル基地局（以下単に「フェムトセル基地局」という。）又は同号（2）に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（ＶＳＡＴ地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3　前二項の規定は、当該各項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該二以上の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

4　第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうちの一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は届出書に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。

（工事設計書の記載の簡略）

第十五条の三　免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。）は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分（船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときを除き、添付図面に係る部分に限る。）の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、ＶＳＡＴ地球局にあつてはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。）を管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、記載を省略する旨、当該無線局の免許の番号等を工事設計書に記載することによって、工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

2　前項の規定は、法第九条第一項又は第二項の規定による工事設計の変更の申請又は届出の場合に準用する。

3　免許の申請書に添付する工事設計書は、検定規則による型式検定に合格した無線設備の機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（施行規則第十一条の五の規定による型式検定を要しない機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合を含む。）は、当該機器の性能に関する部分であつて型式検定に係るもの（これに相当するものを含む。）及び構造に関する部分の記載を省略することができる。

4　免許の申請書に添付する工事設計書は、総務大臣が別に告示する適合表示無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合は、当該設備の技術基準に係る部分の記載を省略することができる。

（適合表示無線設備使用無線局の免許手続の簡略）

第十五条の四　総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により適合表示無線設備のみを使用する無線局（宇宙無線通信を行う実験試験局を除く。）の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号（標識符号を含む。以下同じ。）又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。

2　第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

3　法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、第一項の免許については、適用しない。

（遭難自動通報局等の免許手続の簡略）

第十五条の五　総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により次に掲げる無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。

一　遭難自動通報局であつて、第十五条の三第三項の規定により工事設計書の一部の記載を省略することができるもの

二　アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）であつて、適合表示無線設備その他の総務大臣が別に告示する無線設備のみを使用するもののうち、当該無線設備の送信機に附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）を接続するもの

三　前二号以外の無線局であつて、総務大臣が別に告示するもの

2　第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

3　法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、第一項の免許については、適用しない。

（特定実験試験局の免許手続の簡略）

第十五条の六　総務大臣は、法第七条の規定により特定実験試験局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、識別信号、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。

2　第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

3　法第八条に規定する予備免許、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、第一項の免許については、適用しない。

第二節　再免許の手続

（再免許の申請）

第十六条　再免許を申請しようとするときは、第三条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか識別信号、免許の番号及び免許の年月日を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

2　前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

（添付書類等）

第十六条の二　前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　免許の番号

二　継続開設を必要とする理由

三　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

四　希望する運用許容時間（第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。）

五　将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）

六　免許の期間における業務の概要（基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五ＭＨｚを超え二、五七五ＭＨｚ以下及び二、五九五ＭＨｚを超え二、六四五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りでない。）

七　使用周波数の移行計画（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）第五条第一項第一号ヌに規定する使用周波数の移行計画をいう。第二十条の九第一項第六号において同じ。）の進捗状況（法第二十七条の二十に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。）

八　申請の際における無線設備の工事設計の内容

九　人工衛星の使用可能期間（人工衛星に開設する無線局に限る。）

十　無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲（人工衛星に開設する無線局に限る。）

十一　法人又は団体にあつては、法第六条第一項第十号に規定する代表者の氏名又は名称及び法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合並びに外国人等直接保有議決権割合（法第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。）

2　前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

一　将来の事業計画（第六条に規定するところによる。ただし、同条第一項第一号を除く。）

二　将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

三　放送事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

四　放送区域

五　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

六　他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該特定地上基幹放送局の免許を受けようとする一の者の氏名又は名称

七　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称

八　法第六条第二項第九号に規定する特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合

3　前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人

に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4　第四条第二項の規定は、前条の申請書に添付する書類について準用する。

5　第十五条第三項の規定は、基幹放送局以外の無線局の再免許の場合に準用する。

6　第十五条第四項から第六項までの規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第四項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

7　第十五条の二の二第一項及び第二項並びに第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、再免許の場合に準用する。

（添付書類の提出の省略）

第十六条の三　地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があった場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

2　法第五条第二項各号に掲げる無線局以外の無線局（基幹放送局及び地上一般放送局を除く。）の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項に限る。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があった場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

（工事設計書等の提出の省略等）

第十七条　無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があった場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、第十六条の二の規定により申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（申請の期間）

第十八条　再免許の申請は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に掲げる期間に行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

一　アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）　免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間

二　特定実験試験局　免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間

三　前二号に掲げる無線局以外の無線局　免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間

2　前項の規定にかかわらず、再免許の申請が総務大臣が別に告示する無線局に関するものであつて、当該申請を電子申請等により行う場合にあつては、免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる。

3　前二項の規定にかかわらず、免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

（審査及び免許の付与）

第十九条　総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

一　電波の型式及び周波数

二　識別信号

三　空中線電力

四　運用許容時間

2　第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

（省略する手続）

第二十条　法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計等の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、再免許については、適用しない。

第二節の二　免許の承継の手続

（相続等における免許の承継の届出）

第二十条の二　法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　免許人の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

2　前項の届出書の様式は、別表第五号のとおりとする。

3　相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

4　前三項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。

（免許の承継の申請）

第二十条の三　法第二十条第二項、第四項（分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項（合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

二　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第二十条第四項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部。以下この条において同じ。）を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三　合併又は分割決議年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日

四　合併又は分割の理由

五　免許人の地位の承継を必要とする理由

六　承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間

2　承継に係る無線局が基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業計画及び事業収支見積り

二　無線局の運用費の支弁方法

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

3　前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

4　第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

5　第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

6　第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

7　第八条第二項の規定は、法第二十条第二項、第四項又は第五項の規定により許可を与えた場合に準用する。

8　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があった場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

9　第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

第二十条の三の二　法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　譲渡人の氏名（譲渡人が法人又は団体であるときは、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び住所

二　譲受人が事業を譲り受ける年月日

三　事業の譲受けの理由

四　免許人の地位の承継を必要とする理由

五　承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間

2　承継に係る無線局が基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、譲受人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業計画及び事業収支見積り

二　無線局の運用費の支弁方法

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

3　前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

4　第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

二　譲受人が法人であるときは、その定款

三　譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

5　第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

6　第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

7　第八条第二項の規定は、法第二十条第三項、第四項又は第五項の規定により許可を与えた場合に準用する。

8　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があった場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

第二十条の三の三　法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　譲受人が事業を譲り受ける年月日

二　事業の譲渡し（法第二十条第四項後段の場合。第三項第一号において同じ。）又は譲受け（法第二十条第五項前段の場合。第三項第一号において同じ。）の理由

三　承継に係る無線局の識別信号、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間

四　譲渡人（法第二十条第四項後段の場合。次号及び次項において同じ。）又は譲受人（法第二十条第五項前段の場合。次号及び次項において同じ。）の事業計画及び事業収支見積り

五　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法

六　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

2　前項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

一　事業の譲渡に関する契約書の写し

二　譲渡人が法人であるときは、その定款

三　譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

4　第一項及び前項の添付書類には、それぞれの写し二通を添えるものとする。

5　第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

6　第八条第二項の規定は、法第二十条第四項後段の規定により許可を与えた場合に準用する。

7　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があった場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

第二節の三　特定無線局の免許手続の特例

（包括免許の申請の単位）

第二十条の四　特定無線局の包括免許の申請は、その特定無線局の目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに施行規則第十五条の三に規定する無線設備の規格を同じくするものごとに行わなければならない。

（包括免許の申請書）

第二十条の五　法第二十七条の二の規定により特定無線局の包括免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号に掲げる事項にあっては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　特定無線局の包括免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　包括免許を受けようとする特定無線局の種別

三　希望する包括免許の有効期間

2　前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

（添付書類等）

第二十条の六　法第二十七条の三に規定する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、その様式は別表第二号の四のとおりとする。

2　法第二十七条の三第一項第八号に規定する契約の内容が、既に受けた包括免許に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る包括免許の申請をしようとするものである場合（当該既に受けた包括免許の包括免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に受けた包括免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

3　法第二十七条の三第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二　人工衛星局の通信の相手方であって陸上に開設する移動しない無線局のうち、その人工

衛星の位置、姿勢等を制御することを目的とする無線局以外の無線局に関する事項
三　特定無線局に係る通信の制御に関する事項

（空中線電力の指定）

第二十条の七　法第二十七条の五第一項第二号の空中線電力は、包括免許に係るすべての特定無線局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものを指定する。

（特定無線局の再免許の申請）

第二十条の八　特定無線局の再免許を申請しようとするときは、第二十条の五第一項各号に掲げる事項のほか包括免許の番号及び包括免許の年月日を申請書に記載し、総合通信局長に提出して行わなければならない。

2　前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

（添付書類）

第二十条の九　前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。

一　包括免許の番号
二　継続開設を必要とする理由
三　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
四　将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五ＭＨｚ以下及び二、五七五ＭＨｚ以下及び二、五九五ＭＨｚを超え二、六四五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）
六　使用周波数の移行計画の進捗状況（法第二十七条の二十に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。）
七　申請の際における無線設備の工事設計の内容
八　最大運用数

2　通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の無線局事項書及び工事設計書に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間
二　人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項
三　特定無線局に係る通信の制御に関する事項

3　第一項の無線局事項書及び工事設計書の様式は、別表第二号の四のとおりとする。

（添付書類の提出の省略）

第二十条の十　法第二十七条の二第一号に定める無線局（通信の相手方が外国の人工衛星局であるものを除く。）の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第二十条の八に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

（審査及び包括免許の付与）

第二十条の十一　総合通信局長は、法第二十七条の四の規定により特定無線局の再免許の申請を審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項並びに無線設備の設置場所とすることができる区域）を指定して、特定無線局の免許を与える。

一　電波の型式及び周波数
二　空中線電力
三　指定無線局数

（包括免許に関する準用規定）

第二十条の十二　第九条、第十四条及び第十八条の規定は、包括免許について準用する。

2　第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三（第二項を除く。）及び第二十条の三の二（第二項を除く。）の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の三第八項及び第二十条の三の二第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十一第二項において読み替えて適用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の四」と読み替えるものとする。

第二節の四　アマチュア局の様式の特例

（アマチュア局の様式の特例）

第二十条の十三　次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請又は届出は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

アマチュア局	様式	様式の特例
一　空中線電力五〇ワット以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局であつて移動するもの（個人が開設するものに限る。）	別表第一号（無線局の免許申請に限る。）及び別表第二号の三第3	別表第十三号第1
二　アマチュア局	別表第一号（無線局の再免許申請に限る。）及び別表第二号の三第3	別表第十三号第2
	別表第四号	別表第十四号第2

第三節　免許状

（様式等）

第二十一条　法第十四条の免許状の様式は、別表第六号から別表第六号の三までのとおりとする。

2　第十条の二第一項の規定は、船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

3　第十条の二第二項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

4　第十条の二第三項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

5　第十条の二第四項の規定は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係る免許状に電波の型式、周波数及び空中線電力を記載する場合に準用する。

6　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、ＶＳＡＴ地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつてはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のＰＨＳの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することができる。

第二十一条の二　法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第六号の四のとおりとする。

（免許状の訂正）

第二十二条　免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　無線局の種別及び局数
三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
四　免許の番号又は包括免許の番号
五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

4　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

5　免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

（免許状の再交付）

第二十三条　免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　無線局の種別及び局数
三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
四　免許の番号又は包括免許の番号
五　再交付を求める理由
2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。
3　前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

第三章　無線局の免許後の手続

（特定無線局の運用開始の期限の延長）

第二十三条の二　法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。
一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　無線局の種別
三　包括免許の番号
四　運用開始の期限
五　希望する延長期限及び延長する理由
2　前項の申請書の様式は、別表第三号の三のとおりとする。
3　総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、運用開始の期限を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

（無線局の運用開始等の届出）

第二十四条　法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。
一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　無線局の種別及び局数
三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
四　免許の番号又は包括免許の番号
五　運用開始の期日又は運用開始年月日（法第十六条第二項に該当する場合を除く。）
六　運用休止期間及び運用を休止する理由（法第十六条第二項に該当する場合に限る。）
2　次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。
一　無線航行陸上局　通常方位測定区域（方位及び距離をもつて表わす昼間における有効利用区域をいう。以下同じ。）、運用する時間その他必要と認める事項
二　標準周波数局　運用規則第百四十条各号に掲げる事項
三　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。）及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）　運用規則第百四十条各号に掲げる事項
3　前二項の届出書の様式は、別表第三号の四のとおりとする。

（特定無線局の開設の届出）

第二十四条の二　法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。
一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　包括免許の番号
三　包括免許に係る特定無線局ごとの番号（以下「特定無線局の番号」という。）
四　特定無線局を開設した日
五　無線設備の設置場所
六　無線設備の工事設計の内容
2　法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。
3　法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。

（無線局の廃止の届出）

第二十四条の三　法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。
一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　無線局の種別及び局数
三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
四　免許の番号又は包括免許の番号
五　廃止する年月日（この項ただし書の規定により提出した場合には、廃止した年月日）
2　前項の届出書の様式は、別表第七号のとおりとする。
3　第一項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

（特定無線局の廃止の届出）

第二十四条の四　法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。
一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　包括免許の番号
三　特定無線局の番号
四　廃止した年月日
五　包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨
2　前項の届出書の様式は、別表第七号の二のとおりとする。

第二十四条の五　法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。
2　総務大臣又は総合通信局長は法第二十七条の六第三項の規定による届出を受理したときは、前項本文の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、当該届出が電子申請等である場合は、当該届出を受理したときは、同項本文の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

（無線局の変更の申請等）

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出（事業計画の変更の届出を除く。）又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。
2　第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。
3　第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。
4　法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。
一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　無線局の種別及び局数
三　識別信号
四　免許の番号
五　変更の許可の年月日及び変更許可通知書（第一項において準用する第十二条第五項の規定により通知する文書をいう。以下同じ。）の番号
六　設置場所変更の年月日又は工事完了の年月日

七　検査を希望する日（法第十八条第一項ただし書に該当する場合及び同条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）

5　前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。

6　法第十八条第二項で定める書類は、第四項の届出書に添えて提出しなければならない。

7　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出（事業計画の変更を除く。）、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

8　前項の規定にかかわらず、同一人に属する二以上の基幹放送局の法第十七条第二項の規定による事業収支見積り、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合の変更の届出は、その届出を同時に行う場合に限り、デジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと（デジタル放送を行う場合を除く。）の同時に届出しようとする無線局の種別及び局数並びに一の基幹放送局の識別信号及び免許の番号を明示した一の届出書及び当該一の基幹放送局に係る無線局事項書をその届出をする免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長（当該免許人の放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合にあつては住所を管轄する総合通信局長）に提出することによつて行うことができる。

第二十五条の二　法第二十七条の八の規定により特定無線局の目的若しくは通信の相手方を変更し又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、別表第四号の二の申請書に別表第二号の四の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

2　前項の規定は、法第二十七条の九の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

第二十五条の三　手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する届出書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めるものとする。

第四章　特定基地局の開設計画の認定の手続

（認定の申請）

第二十五条の四　法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2　法第二十七条の十四第一項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする法人又は団体にあつては、その代表者の氏名又は名称

二　当該開設計画に対応する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

3　法第二十七条の十四第二項第十四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　運用開始の予定期日（それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。）

二　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法

三　無線従事者の配置方針

四　前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第三項第十号に基づき開設指針において定める事項に関する事項

4　第一項の申請書の様式は別表第八号のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は別表第八号の二のとおりとする。

（認定書の交付）

第二十五条の五　法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

（認定等の拒否の通知）

第二十五条の六　法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、次条及び第二十五条の八の二の規定に基づく認定等の申請に準用する。

（開設計画の変更等の申請）

第二十五条の七　法第二十七条の十五第一項の規定により開設計画の変更の認定の申請をしようとするときは、変更の具体的内容及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

2　法第二十七条の十五第三項の規定により周波数の指定の変更の申請をしようとするときは、希望する周波数の範囲及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

3　法第二十七条の十五第四項の規定により認定の有効期間の延長の申請をしようとするときは、延長の期間及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

4　法第二十七条の十五第五項の規定により変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。この場合において、法第二十七条の十四第一項第二号に規定する事項を変更するときは、変更内容を証するものとして別表第八号注5又は注6に規定する様式を添付すること。

5　前四項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

（認定開設計画の申請事項に係る届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）

第二十五条の八　法第二十七条の十五第五項第一号の総務省令で定める変更は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合　変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの

二　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満であるもの

三　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの

2　法第二十七条の十五第五項第二号の総務省令で定める軽微な変更は、第二十五条の四第二項各号に掲げる事項の変更とする。

（合併等に関する規定の準用）

第二十五条の八の二　第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と読み替えるものとする。

第五章　無線局の登録手続

第一節　登録までの手続

（登録の申請の単位）

第二十五条の九　無線局の登録の申請は、施行規則第十六条に規定する無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、送信装置とする。）ごとに行わなければならない。

2　第二条第九項の規定は、構内無線局の登録の申請に準用する。

（登録の申請書等）

第二十五条の十　法第二十七条の二十一第二項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2　法第二十七条の二十一第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　運用開始の予定期日

二　希望する登録の有効期間

三　移動する無線局にあつては、常置場所

四　無線設備の工事設計の内容

3　法第二十七条の二十一第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

4　法第二十七条の二十一第三項に規定する契約の内容は、既に登録を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の登録をしようとする場合（当該既に登録を受けた無線局の登録人が登録をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に登録を受けた無線局の登録の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

（登録の申請手数料の簡易な納付手続）

第二十五条の十一　同一人に属する二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合であつて、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）がいずれも同一の総合通信局の管轄区域内となるものについては、手数料令第八条の規定による手数料は、任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

（不適法な申請書等）

第二十五条の十二　無線局の登録の申請書又は添附書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

2　前項の規定は、無線局の登録に係るその他の申請の場合に準用する。

（拒否の通知）

第二十五条の十三　法第二十七条の二十一第一項の登録の申請を審査した結果により、登録を拒否するときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、無線局の登録に係るその他の申請について拒否する場合に準用する。

第二節　再登録の手続

（再登録の申請等）

第二十五条の十四　無線局の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　登録の年月日

四　希望する登録の有効期間

2　前項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

3　再登録の申請は、登録の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間において行わなければならない。

第三節　登録の承継の手続

（相続等における登録の承継の届出）

第二十五条の十五　法第二十七条の二十七第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

一　登録人の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　承継に係る登録局の登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　承継の理由及び期日

2　前項の届出書の様式は、別表第五号の三のとおりとする。

3　登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

第四節　包括登録の手続

（包括登録の申請の単位）

第二十五条の十六　法第二十七条の三十二第一項の規定による登録（以下「包括登録」という。）の申請は、施行規則第十七条に規定する無線設備の規格、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数を同じくするものごとに行わなければならない。

2　構内無線局の申請は、前項の規定にかかわらず、施行規則第十七条に規定する無線設備の規格及び周波数を同じくするものごとに行わなければならない。

（包括登録の申請書等）

第二十五条の十七　法第二十七条の三十二第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2　法第二十七条の三十二第三項の総務省令で定める事項（第一号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）は、次のとおりとする。

一　希望する登録の有効期間

二　運用開始の予定期日（それぞれの登録局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。）

三　登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数

3　法第二十七条の三十二第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

4　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容は、既に登録を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の登録をしようとする場合（当該既に登録を受けた無線局の登録人が登録をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に登録を受けた無線局の登録の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

（空中線電力の登録）

第二十五条の十八　法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する法第二十七条の二十二の規定により法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録することとなる空中線電力については、包括登録に係るすべての登録局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものとする。

（包括登録の再登録の申請等）

第二十五条の十九　包括登録の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　登録の年月日

四　希望する登録の有効期間

五　登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数

2　前項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

3　第二十五条の十四第三項の規定は、包括登録について準用する。

（包括登録に関する準用）

第二十五条の二十　第二十五条の十二及び第二十五条の十三の規定は、包括登録について準用する。

2　第二十五条の十五の規定は、包括登録人の地位の承継について準用する。

第五節　登録状

（登録状）

第二十五条の二十一　法第二十七条の二十五第一項の登録状には、同条第二項（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

2　前項の登録状の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

（登録状の訂正）

第二十五条の二十二　登録人は、法第二十七条の二十八の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。

4　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。

5　第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。

（登録状の再交付）

第二十五条の二十二の二　登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　再交付を求める理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

第六節　登録後の手続

（登録局の開設の届出等）

第二十五条の二十三　法第二十七条の三十四の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　運用開始の期日

二　無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲及び常置場所）

三　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四　登録局を開設した日

五　登録の番号

六　無線設備の工事設計の内容

2　一の包括登録に係る移動する無線局を同時に二以上開設したときは、法第二十七条の三十四の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、開設した無線局数を併記するものとする。

3　法第二十七条の三十四の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。

4　法第二十七条の三十五の規定による届出は、その理由を添えて行うものとする。

（登録局の廃止の届出）

第二十五条の二十四　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　廃止した年月日

三　登録の番号

四　無線設備の製造番号（包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

五　包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨

2　前項の届出書の様式は、別表第七号の三のとおりとする。

（変更登録の申請）

第二十五条の二十五　法第二十七条の二十六第一項又は第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　変更の具体的内容及び理由

2　法第二十七条の二十六第四項又は第二十七条の三十三第四項の規定による届出は、前項各号の事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

3　前二項の申請書及び届出書の様式は、別表第四号の三のとおりとする。

第五章の二　無線設備等保守規程の認定の手続

（無線設備等保守規程の認定の申請）

第二十五条の二十六　法第七十条の五の二第一項の認定を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

一　無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名

二　無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要

三　無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要

四　無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値

五　無線設備等の点検その他の保守の実施方法

六　無線設備等の点検その他の保守の間隔

七　無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要

八　無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要

九　無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

2　前項の申請書の様式は、別表第八号の三のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の認定の申請）

第二十五条の二十七　法第七十条の五の二第三項の変更の認定を受けようとするときは、申請書に前条第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2　前項の申請書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の届出）

第二十五条の二十八　法第七十条の五の二第五項の変更の届出は、届出書に第二十五条の二十六第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2　前項の届出書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

（無線設備等保守規程認定書の交付）

第二十五条の二十九　法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第八号の五の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

2　認定免許人は、前項の無線設備等保守規程認定書に変更を生じたときは、その無線設備等保守規程認定書を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

（無線設備等保守規程の認定等の拒否の通知）

第二十五条の三十　法第七十条の五の二第一項の認定の申請を審査した結果により認定を拒否したときは、申請者に対しその旨及び理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、第二十五条の二十七の規定に基づく変更の認定の申請に準用する。

（無線設備等保守規程の廃止の届出）

第二十五条の三十一　法第七十条の五の二第三項に規定する認定免許人（以下「認定免許人」という。）は、その無線設備等保守規程を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一　認定免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号

二　認定の番号

三　無線局の免許の番号及び航空機名

四　廃止した年月日

2　前項の届出書の様式は、別表第八号の六のとおりとする。

第二十五条の三十二　法第二十二条の規定に基づき無線局の廃止を届け出た認定免許人は、当該無線局に係る無線設備等保守規程について、前条に規定する廃止の届出を行わなければならない。

第二十五条の三十三　認定免許人は、無線設備等保守規程を廃止したとき又は認定の取消しを受けたときは、遅滞なく無線設備等保守規程認定書を返さなければならない。

（相続等に関する規定の準用）

第二十五条の三十四　第二十条の二（第四項を除く。）の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

第六章　許可の手続

第一節　高周波利用設備の許可手続

（設置許可の申請）

第二十六条　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号から第六号までに掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。

一　電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）

二　誘導式通信設備（施行規則第四十四条第一項第二号に規定する誘導式通信設備のうち誘導式読み書き通信設備（同号（2）に規定する誘導式読み書き通信設備をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

三　誘導式読み書き通信設備

四　医療用設備（施行規則第四十五条第一号に規定する医療用設備をいう。以下同じ。）

五　工業用加熱設備（施行規則第四十五条第二号に規定する工業用加熱設備をいう。以下同じ。）

六　各種設備（施行規則第四十五条第三号に規定する各種設備をいう。以下同じ。）

2　前項の申請をしようとする者は、別表第九号第1の申請書に同表第2又は第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3　前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合（許可の申請をしようとする設備の設置場所（移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。）と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一総合通信局の管轄区域内にあ

る場合に限る。）は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4　総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

（許可状等）

第二十七条　法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第十号で定める様式の許可状を交付する。

2　前項の許可を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

（許可状の訂正）

第二十八条　法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4　第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。

（許可状の再交付）

第二十八条の二　法第百条第一項の許可を受けた者は、許可状を破損し、汚し、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

五　再交付を求める理由

2　第二十二条第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（許可の承継の届出）

第二十八条の三　第二十条の二（第二項及び第四項を除く。）の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。

（変更の申請等）

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号第2又は別表第九号第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。

（廃止の届出）

第三十条　法第百条第五項において準用する法第二十二条の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　廃止する年月日

三　設備の種別及び設備数

四　許可の番号

五　許可の年月日

第二節　外国の無線局等の運用の許可手続

（外国の無線局等の運用の許可手続）

第三十条の二　法第百三条の六の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。

2　前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　包括免許の番号

三　法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別

四　通信の相手方

五　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六　当該無線局の無線設備が法第三章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合する事実

3　通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　その人工衛星の軌道又は位置

二　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

三　人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局に関する事項

四　当該無線局に係る通信の制御に関する事項

4　第二項の申請書の様式は、別表第十一号のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、別表第十一号の二のとおりとする。

第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例の手続）

第三十一条　法第四条の二第二項の規定による届出は、同項に定める事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

2　法第四条の二第二項第六号の総務省令で定める事項は、次の事項とする。

一　緊急時における届出者の連絡先

二　無線設備の製造者及び型式又は名称

三　無線設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号

四　無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法として総務大臣が別に告示するもの

3　法第四条の二第二項第二号及び第三号に掲げる事項を同じくする同項の実験等無線局を同時に二以上開設しようとするときは、同項の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、当該届出に係る届出書の記載は、当該実験等無線局ごとに行うものとする。

4　総務大臣は、法第四条の二第二項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号及び当該届出に係る実験等無線局ごとの届出無線局番号を通知するものとする。

5　法第四条の二第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

一　第四項の届出番号

二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　変更の年月日

四　変更の具体的内容

6　法第四条の二第六項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

一　第四項の届出番号及び届出無線局番号

二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　廃止の年月日

（外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例）

第三十一条の二　法第二十七条第一項の規定により外国において取得した船舶又は航空機に開設する無線局の免許を受けようとする者は、別表第一号の申請書に船舶局にあつては別表第二号第3の、航空機局にあつては別表第二号第4の無線局事項書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。

2　総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、その申請が適当と認めるときは、申請者に対し免許を与える。

3　第二十二条第五項の規定は、法第二十七条第二項の規定により免許の効力が失われた場合に準用する。

（非常時運用人による無線局の運用の届出）

第三十一条の三　法第七十条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　非常時運用人に運用させた無線局の免許又は登録の番号

二　非常時運用人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　非常時運用人による運用の期間

四　無線設備の製造番号（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無

線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

2　法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に二以上運用させたときは、同条第二項の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。

3　法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

4　法第七十条の七第二項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

（免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する準用）

第三十一条の四　前条の規定は、法第七十条の八第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、「免許又は登録」とあるのは「免許」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の八第一項」と読み替えるものとする。

（登録人以外の者による登録局の運用に関する準用）

第三十一条の五　第三十一条の三の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十一条の三第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。

第八章　雑則

（免許状等の送付に要する費用）

第三十二条　無線局の免許の申請その他法の規定による申請又は届出をする者が、申請又は届出に対する処分に関する書類の送付を希望するときは、当該申請者又は届出をする者は、総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を納めなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。

附　則

1　この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。

附　則（昭和二五年一二月二一日電波監理委員会規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二七年六月一八日電波監理委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二七年九月二九日郵政省令第三二号）抄

1　この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

附　則（昭和二八年一一月二五日郵政省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三〇年一月二九日郵政省令第二号）

この省令は、昭和三十年二月一日から施行する。

附　則（昭和三三年一一月五日郵政省令第二七号）

1　この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百四十号）施行の日（昭和三十三年十一月五日）から施行する。ただし、別表第五号の改正規定及び別表第八号の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2　この省令による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてしたものとみなす。

附　則（昭和三四年五月二五日郵政省令第一七号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の規則（以下「改正後の規則」という。）第六条第一項第六号の規定中放送番組の編集の基準に関する部分並びに同条第二項第一号の規定及び別表第二号の4の十一の（6）の（一）の規定（別表第四号の第二の2の注1により準用する場合を含む。）は、昭和三十四年七月二十一日から施行する。

4　この省令による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、改正後の規則のこれに相当する規定によつてしたものとみなす。

附　則（昭和三四年一二月二二日郵政省令第三一号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三五年六月一六日郵政省令第八号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令施行後において、この省令による改正前の無線局免許手続規則の規定により調製された無線局免許状又は高周波利用設備許可状の用紙によつて交付された無線局免許状又は高周波利用設備許可状は、この省令による改正後の無線局免許手続規則の規定により交付されたものとみなす。

附　則（昭和三五年六月一八日郵政省令第一一号）

この省令は、昭和三十五年九月一日から施行する。

附　則（昭和三五年九月二七日郵政省令第一九号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正前の規則第十五条の二第二項及び同第十五条の四第二項の規定に基づく告示は、改正後の規則第十五条の四第三号に基づく告示とする。

附　則（昭和三六年六月一日郵政省令第一三号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四一年一二月一五日郵政省令第二六号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、免許状の様式に関する改正規定は、昭和四十二年三月一日から施行する。

3　前項に規定する場合のほか、改正前の免許規則の規定に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の免許規則中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によつてしたものとみなす。

附　則（昭和四二年九月五日郵政省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四三年一月二五日郵政省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四三年七月一日郵政省令第二三号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四三年八月二〇日郵政省令第三二号）抄

1　この省令は、昭和四十三年八月二十二日から施行する。

附　則（昭和四五年九月三日郵政省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年一一月二五日郵政省令第三〇号）抄

1　この省令は、昭和四十五年十二月一日から施行する。ただし、第十八条の次に一条を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附　則（昭和四六年六月一日郵政省令第九号）

1　この省令は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、施行規則第十条の二の次に一条を加える改正規定及び施行規則第十三条の三の改正規定（「但し、郵政大臣」を「ただし、地方電波監理局長」に改める部分を除く。）並びに免許規則第二十五条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行前に改正前の免許規則の規定によつてなされた免許又は許可の申請に係る郵政大臣の権限であつて、改正後の施行規則第五十一条の二第一項の規定により所轄地方電波監理局長に行なわせるものについては、改正後の同項の規定にかかわらず、なお郵政大臣が行なう。

3　この省令による改正前の免許規則の規定により交付された免許状又は許可状であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、改正後の免許規則の規定により交付されたものとみなす。

4　免許状又は許可状は、当分の間、この省令による改正前の免許規則の別表第七号又は第九号で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

附　則（昭和四六年一二月二四日郵政省令第三一号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年四月一一日郵政省令第一四号）抄

1　この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

3　改正後の第十五条の四第一項第三号に掲げる無線局及び同項第四号に掲げる無線局（漁業用以外のものに限る。）であつて、この省令の施行の際現に予備免許を受けているものは、この省令の施行の日に、同項の規定により免許を受けたものとみなす。

4　改正前の第十五条の四第一項第三号の規定に基づく告示は、改正後の同項第五号の規定に基づく告示とする。

6　この省令による改正前の規定により交付された免許状又は許可状であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、改正後の規定により交付されたものとみなす。

7　免許状又は許可状は、当分の間、この省令による改正前の別表第七号の1、同表の2若しくは同表の6の様式又は別表第九号の様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

8　附則第四項、第六項及び前項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附　則（昭和四七年五月一日郵政省令第一六号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附　則（昭和四七年七月一日郵政省令第二五号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行前にされた電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に基づく告示、処分、手続その他の行為のうち、周波数の計量単位として、サイクル毎秒若しくはサイクル、キロサイクル、メガサイクル、ギガサイクル又はテラサイクルを用いたものは、この省令の施行の日以降においては、それぞれ、ヘルツ、キロヘルツ、メガヘルツ、ギガヘルツ又はテラヘルツを用いたものとみなす。

4　免許状は、当分の間、この省令による改正前の免許規則別表第七号又は無線局免許手続規則の一部を改正する省令（昭和四十七年郵政省令第十四号）による改正前の同表で定める様式により調製された用紙によることがある。

5　この省令による改正前の免許規則の規定によつてなされた手続その他の行為は、改正後の免許規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附　則（昭和四七年一二月二一日郵政省令第四二号）

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附　則（昭和四七年一二月二二日郵政省令第四五号）

この省令は、電波法関係手数料令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第四百四十号）の施行の日（昭和四十八年一月一日）から施行する。

附　則（昭和四八年五月一八日郵政省令第一五号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

4　この省令の施行の際現に免許を受けている簡易無線局又はアマチュア局につき交付されている改正前の別表第七号の2で定める様式による免許状は、改正後の別表第七号の7、同表の9又は同表の10で定める様式による免許状とみなす。

5　簡易無線局又はアマチュア局につき交付する免許状は、当分の間、この省令による改正前の別表第七号の2で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

6　前二項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附　則（昭和四九年一二月一六日郵政省令第二二号）

この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附　則（昭和五〇年一二月一日郵政省令第二〇号）

1　この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

2　この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附　則（昭和五一年三月二五日郵政省令第七号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　昭和五十一年十月三十一日までに免許の有効期間が満了する放送局に係る再免許申請書の添付書類のうち、工事設計書の添付図面は、第十七条第一項の規定にかかわらず、当該免許の有効期間が満了する日までに提出すれば足りる。この場合においては、当該工事設計書にその旨を記載しなければならない。

3　船舶局又は航空機局の免許若しくは再免許の申請書又は無線局事項書若しくは工事設計書の様式は、改正後の別表第一号の二、別表第一号の三、別表第四号の四の二、別表第四号の三の三、別表第五号の三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

4　前項の規定により従前の様式により行われる申請又は届出については、改正後の第八条第一項（第十二条第五項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二の二第一項（同条第三項、第十六条第五項及び第二十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定を適用せず、なお従前の例による。

5　この省令の施行の際現に免許を受けている放送局、船舶局、航空機局又は地球局につき交付されている改正前の別表第七号の1及び同表の3から同表の5までで定める様式による免許状は、改正後の別表第七号の3から同表の6又は同表の10で定める様式による免許状とみなす。

6　放送局、船舶局又は航空機局につき交付する免許状は、当分の間、この省令による改正前の別表第七号の3から同表の5までで定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

7　前二項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附　則（昭和五二年一月三一日郵政省令第四号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　気象援助局、信号報知局（一般の利用に供するために開設するものを除く。以下同じ。）及び実験局の免許若しくは再免許の申請書又は無線局事項書若しくは工事設計書の様式は、改正後の別表第一号の二、別表第二号の二、別表第二号の四及び別表第三号の二の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

3　前項の規定により従前の様式により行われる申請又は届出については、改正後の第八条第一項（第十二条第四項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第十五条の二の二第一項（同条第三項、第十六条第五項及び第二十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定を適用せず、なお従前の例による。

4　この省令施行の際現に免許を受けている気象援助局、信号報知局及び実験局につき交付されている改正前の別表第七号の1及び同表の2で定める様式による免許状は、改正後の別表第五号の二及び別表第五号の四で定める様式による免許状とみなす。

5　気象援助局、信号報知局及び実験局につき交付する免許状は、当分の間、この省令による改正前の別表第七号の1及び同表の2で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

6　前二項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附　則（昭和五二年六月二七日郵政省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年五月二三日郵政省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年九月五日郵政省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五四年七月四日郵政省令第一一号）

1　この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。

2　市民ラジオ又はアマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、改正後の別表第二号の三及び別表第二号の十の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して八月を経過す

る日までは、なお従前の様式によることができる。

3　前項の規定により従前の様式により行われる申請又は届出については、改正後の第八条第一項（第十二条第四項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二十三条の規定を適用せず、なお従前の例による。

4　この省令の施行の際現に免許を受けている市民ラジオ及びアマチュア局につき交付されている改正前の別表第五号の三及び別表第五号の九で定める様式による免許状は、改正後の同表で定める様式による免許状とみなす。

5　市民ラジオ及びアマチュア局につき交付する免許状は、当分の間、この省令による改正前の別表第五号の三及び別表第五号の九で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

附　則（昭和五五年五月六日郵政省令第一三号）

（施行期日）

1　この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　放送をする無線局（人工衛星に開設するものを除く。）、宇宙局（人工衛星に開設するものを除く。）、船舶局、船舶地球局又は地球局の無線局事項書又は工事設計書は、改正後の免許規則（以下「新省令」という。）別表第二号、別表第二号の六第1、別表第二号の十一及び別表第二号の十二第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

3　この省令の施行の際現に免許を受けている船舶局につき交付されている改正前の免許規則（以下「旧省令」という。）別表第五号の五で定める様式による免許状は、新省令の同表で定める様式による免許状とみなす。

4　船舶局につき交付する免許状は、当分の間、旧省令別表第五号の五で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

5　前二項に規定する場合のほか、旧省令の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新省令中のこれに相当する規定があるときは、当該規定によってしたものとみなす。

附　則（昭和五五年一二月一日郵政省令第三三号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　簡易無線局（市民ラジオを除く。）、気象援助局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局及び船上通信局であつて、二以上の周波数の電波の発射が可能な送信機を使用するもの以外のものの工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号の四の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（昭和五六年一一月二一日郵政省令第三九号）

（施行期日）

1　この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十六年十一月二十三日）から施行する。

（経過措置）

2　簡易無線局（市民ラジオを除く。）、気象援助局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、船上通信局、遭難自動通報局、無線方向探知局、無線標識局、無線航行陸上局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局又は無線測位局の工事設計（法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明を受けた無線設備を使用する無線局のものを除く。）は、改正後の免許規則別表第二号の四第2及び別表第二号の八第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

3　改正前の免許規則第十五条の四第一項第五号の規定に基づく告示は、改正後の免許規則第十五条の五第一項第三号の規定に基づく告示とする。

4　前項に規定する場合のほか、改正前の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の免許規則中のこれに相当する規定によってしたものとみなす。

附　則（昭和五七年三月八日郵政省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五七年九月一三日郵政省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五七年一一月二二日郵政省令第六二号）

1　この省令は、昭和五十七年十二月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に免許を受けている標準放送を行う放送局は、この省令の施行の日以降においては、中波放送を行う放送局として免許を受けたものとみなす。

3　改正前の免許規則中第三条の表の一の項、第四条第二項の表の三の項、第八条第一項の表の二の項、第十五条第一項第七号（1）、第十六条第一項第三号及び第十八条の表の一の項の規定並びに別表第一号、別表第一号の二、別表第二号の三、別表第二号の四、別表第三号の第1、同表の第2、別表第三号の二、別表第五号の三及び別表第五号の四の様式は、昭和五十七年十二月三十一日までは、なおその効力を有する。

4　前二項に規定する場合のほか、改正前の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によってなされたものとみなす。

5　改正前の免許規則第十条第二項の規定に基づく告示は、改正後の免許規則第十条の二第一項の規定に基づく告示とする。

附　則（昭和五八年三月二五日郵政省令第九号）抄

1　この省令は、昭和五十八年七月一日から施行する。

2　この省令による改正前の施行規則、免許規則、設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則、運用規則及び検定規則に基づく処分、手続その他の行為（アマチュア局に係るものを除く。）のうち、改正前の施行規則第四条の二の規定に従つた電波の型式の表示は、この省令の施行の日以降においては、改正後の同条の規定に従つて相当の電波の型式の表示をしているものとみなす。

附　則（昭和五八年五月三〇日郵政省令第二〇号）抄

1　この省令は、昭和五十八年六月六日から施行する。

附　則（昭和五八年九月二六日郵政省令第三七号）抄

1　この省令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附　則（昭和五九年七月二五日郵政省令第三二号）抄

1　この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十八号）の施行の日（昭和五十九年九月一日）から施行する。

附　則（昭和五九年一二月二四日郵政省令第四七号）抄

1　この省令は、昭和六十年一月十五日から施行する。

附　則（昭和六〇年三月一五日郵政省令第六号）

1　この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2　この省令による改正前の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によってなされたものとみなす。

附　則（昭和六〇年六月一日郵政省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六〇年七月二七日郵政省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六〇年一〇月一五日郵政省令第七七号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六一年一月八日郵政省令第二号）

この省令は、昭和六十一年一月二十日から施行する。

附　則（昭和六一年五月二七日郵政省令第二五号）

1　この省令は、昭和六十一年六月一日から施行する。ただし、第十六条第一項第七号の改正規定及び別表第二号の二の改正規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

2　法第三十七条第三号に規定する救命艇用携帯無線電信については、この省令の施行にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

3　特定船舶局の無線局事項書の様式は、改正後の免許規則別表第二号の七第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（昭和六一年七月二八日郵政省令第四三号）抄

1　この省令は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附　則（昭和六二年三月一六日郵政省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二号の二の改正規定及び別表第二号

の四第1の注17の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和六二年八月八日郵政省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六二年九月二九日郵政省令第四八号）　抄

1　この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第五十五号）の施行の日から施行する。

附　則（昭和六二年九月二九日郵政省令第四九号）

1　この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第五十五号）の施行の日から施行する。

2　非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、海岸局、航空局、船舶局（特定船舶局を除く。）、船舶地球局及び地球局の無線局事項書は、改正後の免許規則別表第二号の二第1、別表第二号の五第1、別表第二号の六第1及び別表第二号の十二第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

3　無線局（パーソナル無線、特定船舶局及びアマチュア局を除く。）の再免許申請書は、改正後の免許規則別表第三号の二第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

4　無線局免許承継申請書は、改正後の免許規則別表第四号第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

5　この省令の施行の際現に免許を受けている非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、人工衛星局、宇宙局、船舶地球局、地球局、船舶局（特定船舶局を除く。）に交付されている改正前の免許規則別表第五号の二及び別表第五号の五で定める様式による免許状は、改正後の別表第五号の二及び別表第五号の五で定める様式による免許状とみなす。

6　非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、人工衛星局、宇宙局、船舶地球局、地球局、船舶局（特定船舶局を除く。）に交付する免許状は、当分の間、改正前の免許規則別表第五号の二及び別表第五号の五で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

附　則（昭和六二年一二月一五日郵政省令第六一号）

この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附　則（昭和六三年三月二八日郵政省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六三年四月一九日郵政省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六三年九月二八日郵政省令第五七号）

この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附　則（昭和六三年一二月二一日郵政省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二号の八の改正規定及び別表第二号の九の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附　則（平成元年五月三〇日郵政省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年六月一日郵政省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年八月一日郵政省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年一二月一八日郵政省令第七六号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正前の免許規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の免許規則のこれに相当する規定によってしたものとみなす。

附　則（平成二年一月二五日郵政省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二年四月二五日郵政省令第二一号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第六十七号）の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。

附　則（平成二年六月一日郵政省令第二九号）

1　この省令は、平成二年十二月一日から施行する。

2　陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局に係る免許申請書、無線局事項書及び工事設計書の様式（再免許の申請に係る様式を除く。）及びその提出部数は、前項の規定にかかわらず、平成三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

附　則（平成二年九月一八日郵政省令第四六号）

1　この省令は、平成三年七月一日から施行する。ただし、別表第二号の五第2の注21、別表第二号の六第1の注4、同表第2の注10、注19及び注27、別表第二号の九並びに別表第二号の十二第2の注23の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現に免許を受けている遭難自動通報局、無線方向探知局、無線標識局、無線航行陸上局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局に交付されている改正前の免許規則別表第五号の七で定める様式による免許状は、改正後の別表第五号の七で定める様式による免許状とみなす。

3　前項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の免許規則のこれに相当する規定によってしたものとみなす。

附　則（平成二年九月二六日郵政省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二年九月二九日郵政省令第五五号）

この省令は、平成二年十月一日から施行する。

附　則（平成三年一月二二日郵政省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三年二月二八日郵政省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三年五月二一日郵政省令第二八号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　標準テレビジョン放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・ファクシミリ多重放送を行う放送局（放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）に係る免許の申請書及び添付書類は、改正後の第二条第五項の規定及び別表第二号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に免許を受けている次の表の上欄に掲げる種別の放送を行う放送局は、それぞれ同表の下欄に掲げる種別の放送を行う放送局として免許を受けたものとみなし、この省令の施行前に改正前の規定により、放送局の免許を受けようとする者又は放送局の免許人がした同表の上欄に掲げる種別の放送を行う放送局に係る申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる種別の放送を行う放送局に係るものとみなす。

テレビジョン放送	標準テレビジョン放送
テレビジョン音声多重放送	標準テレビジョン音声多重放送
テレビジョン文字多重放送	標準テレビジョン文字多重放送
テレビジョン・ファクシミリ多重放送	標準テレビジョン・ファクシミリ多重放送

附　則（平成三年八月五日郵政省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年一月一六日郵政省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年一月二九日郵政省令第九号）

1　この省令は、平成四年二月一日から施行する。

2　電波法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十七号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる義務船舶局の無線局事項書及び工事設計書の様式並びに当該義務船舶局に交付する免許状の様式は、改正後の別表第二号の六の様式及び別表第五号の五で定める様式にかかわらず、なお従前の様式による。

3　この省令の施行の際現に免許を受けている船舶局に交付されている改正前の別表第五号の五

及び別表第五号の六で定める様式による免許状は、改正後の別表第五号の五及び別表第五号の六で定める様式による免許状とみなす。

附　則（平成四年四月二〇日郵政省令第一八号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　アマチュア局の免許申請書、無線局事項書及び工事設計書並びに再免許申請書の様式は、改正後の別表第一号、別表第二号の十及び別表第三号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成四年六月二四日郵政省令第三五号）

この省令は、平成四年六月二十六日から施行する。

附　則（平成四年八月二六日郵政省令第四九号）

1　この省令は公布の日から施行する。

2　海岸局及び航空局の工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号の五第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

3　海岸地球局、航空地球局、船舶地球局及び地球局の無線局事項書及び工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号の十二第1及び第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、改正前の免許規則別表第二号の十二第2の様式の15の欄に、インターロック装置の有無及び自動停波装置の有無（ＶＳＡＴ地球局の場合に限る。）並びに無線設備系統図及び高次多重端局装置系統図（放送衛星局等を通信の相手方とする地球局であって、高次多重端局装置を有するものの場合に限る。）を添付する旨を記載すること。

附　則（平成四年九月二四日郵政省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年一二月二四日郵政省令第七四号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際、免許状に設置場所が記載されている簡易無線局にあっては、当該設置場所を常置場所とみなし、移動範囲はその常置場所が属する市町村及びその周辺とする。

3　放送局、非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、気象援助局、陸上移動業務の無線局（陸上移動局及び陸上移動中継局を除く。）、携帯移動業務の無線局（携帯局を除く。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、船舶局（特定船舶局を除く。）、航空機局及び航空機地球局の工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号第2、別表第二号の二第2、別表第二号の四第2、別表第二号の四の二の2、別表第二号の六第2、別表第二号の九第2及び別表第二号の十三第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成五年二月四日郵政省令第二号）　抄

1　この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成四年法律第七十四号）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

附　則（平成五年三月九日郵政省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成五年三月二六日郵政省令第一五号）

（施行期日）

第一条　この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成四年法律第七十四号）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に免許を受けている無線局に交付されている改正前の免許規則別表第五号から別表第五号の十までで定める様式による免許状は、改正後の免許規則別表第五号から別表第五号の十までで定める様式による免許状とみなす。この場合において、免許人の住所の欄には、住所についての訂正を受けるまでは、当該無線局に係る免許規則第二章又は第三章の規定に基づく申請又は届出のうち最近になされたものの申請書又は届書に記載された住所が記載されているものとみなす。

2　この省令の施行の際現に許可を受けている高周波利用設備に交付されている改正前の免許規則別表第七号で定める様式による許可状は、改正後の免許規則別表第七号で定める様式による許可状とみなす。この場合において、設置者の住所の欄には、住所についての訂正を受けるまでは、当該設備に係る免許規則第四章の規定に基づく申請又は届出のうち最近になされたものの申請書又は届書に記載された住所が記載されているものとみなす。

第三条　無線局の無線局事項書は、改正後の免許規則別表第二号第1、別表第二号の二第1、別表第二号の三、別表第二号の四第1、別表第二号の四の二、別表第二号の四の三、別表第二号の五第1、別表第二号の六第1、別表第二号の七第1、別表第二号の八第1、別表第二号の九第1、別表第二号の十第1、別表第二号の十一第1、別表第二号の十二第1、別表第二号の十三第1及び別表第二号の十四の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

2　高周波利用設備の許可申請書の添附書類は、改正後の免許規則別表第六号第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

第四条　無線局に交付する免許状は、当分の間、改正前の免許規則別表第五号から別表第五号の十までで定める様式により調製された用紙によることがある。この場合において、免許人の住所は、備考の欄に記載するものとする。

2　附則第二条第一項前段の規定は、前項の場合に準用する。

3　高周波利用設備に交付する許可状は、当分の間、改正前の別表第七号で定める様式により調製された用紙によることがある。この場合において、設置者の住所は、備考の欄に記載するものとする。

4　附則第二条第二項前段の規定は、前項の場合に準用する。

附　則（平成五年六月一六日郵政省令第三三号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、海岸局、航空局、遭難自動通報局、無線方向探知局、無線標識局、無線航行陸上局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、基地地球局、船舶地球局、地球局及び航空機地球局の無線局事項書は、改正後の免許規則別表第二号の二第1、別表第二号の五第1、別表第二号の八第1、別表第二号の十一第1、別表第二号の十二第1及び別表第二号の十三第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成五年一〇月四日郵政省令第四九号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　人工衛星局及び宇宙局の工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号の十一第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成五年一〇月五日郵政省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成五年一一月二六日郵政省令第六一号）　抄

1　この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附　則（平成六年二月二日郵政省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年二月三日郵政省令第七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年六月二日郵政省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年六月二三日郵政省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年九月一四日郵政省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年一一月三〇日郵政省令第八二号）

この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成六年法律第七十四号）の施行の日（平成六年十二月一日）から施行する。

附　則（平成七年三月八日郵政省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成七年三月二四日郵政省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成七年三月三〇日郵政省令第二九号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　高周波利用設備の許可申請書の添付書類は、改正後の別表第六号第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成七年三月三〇日郵政省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成七年七月四日郵政省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成七年八月八日郵政省令第五九号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正前の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によってなされたものとみなす。

附　則（平成八年一月三一日郵政省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年三月四日郵政省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年三月七日郵政省令第二一号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　携帯移動地球局の無線局事項書及び工事設計書は、改正後の免許手続規則別表二号の十四の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合において、設備規則第四十九条の十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動衛星データ通信を行う無線局を除き、最大等価等方輻射電力をこの様式に定める規格の用紙に適宜記載する。

附　則（平成八年四月四日郵政省令第三三号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現に免許を受けている無線局に交付されている免許状は、改正前の免許規則（以下「旧規則」という。）別表第五号で定める様式による免許状と、旧規則別表第五号で定める様式による免許状にあっては改正後の免許規則（以下「新規則」という。）別表第五号の二、同表第五号の四から同表第五号の八まで及び同表第五号の十で定める様式による免許状にあっては新規則別表第五号の二で定める様式による免許状と、旧規則別表第五号の三で定める様式による免許状にあっては新規則別表第五号の三で定める様式による免許状と、旧規則別表第五号の九で定める様式による免許状にあっては新規則別表第五号の四で定める様式による免許状とみなす。

3　無線局に交付する免許状は、当分の間、旧規則別表第五号から別表第五号の十までで定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

附　則（平成八年四月一一日郵政省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年七月一六日郵政省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年一二月一二日郵政省令第七七号）抄

1　この省令は、平成九年一月一日から施行する。ただし、無線局根本基準第六条の三第三号の改正規定、施行規則第六条の四第三号及び第四号の改正規定、施行規則第三十三条の二第一項第一号の改正規定、施行規則第三十八条の改正規定（「通信条約及び附属規則」を「通信憲章、通信条約及び無線通信規則」に改める部分を除く。）、免許規則別表第五号の二の改正規定、運用規則第百五十三条の二の改正規定、設備規則第七条第三項の改正規定、設備規則第三十八条の三第一号の改正規定、設備規則第四十条の二第一項の改正規定、設備規則第四十条の五第一項第二号ロの改正規定、設備規則第四十条の七第三項及び第四項の改正規定、設備規則第四十一条第三項の改正規定、設備規則第四十五条の十二の四の改正規定、設備規則第五十八条の改正規定並びに設備規則別表第一号の改正規定は、平成十年六月一日から施行する。

附　則（平成九年六月九日郵政省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年六月一六日郵政省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年六月二四日郵政省令第四三号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている標準テレビジョン・ファクシミリ多重放送を行う放送局の無線局事項書、工事設計書及び免許状の様式は、なお従前の例による。

附　則（平成九年七月三一日郵政省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年九月二二日郵政省令第五九号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年九月二四日郵政省令第六五号）

（施行期日）

1　この省令は、放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十八号）の施行の日から施行する。ただし、第六条の改正規定、別表第二号第1（3）の改正規定、同表第1の注15の改正規定、同表第1の注20ただし書の改正規定及び同表第1の注25の改正規定（同注（7）の改正規定を除く。）並びに附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に超短波放送又はテレビジョン放送（以下「超短波放送等」という。）をする無線局の免許を受けている者と当該超短波放送等の電波に重畳して行う放送法第二条第二号の六の多重放送をする無線局の免許を受けている者が同一であるときは、当該多重放送をする無線局の免許状に記載された音声チャネル、データチャネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数は、当該超短波放送等をする無線局の免許状に記載された音声チャネル、データチャネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数でもあるものとみなす。

3　この省令の施行の際現になされているテレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送の免許の申請については、この省令による改正後の免許規則のこれに相当する規定によって郵政大臣に対して申請したものとみなす。この場合において、郵政大臣は、当該申請をした者に、週間放送番組の編集に関する事項を記載した書類を求めることができる。

4　附則第一項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現になされている無線局の免許の申請については、同項ただし書に掲げる改正規定による改正後の免許規則のこれに相当する規定によって郵政大臣に対して申請したものとみなす。この場合において、郵政大臣は、当該申請をした者に災害放送に関する事項を記載した書類を求めることができる。

5　附則第一項ただし書に掲げる改正規定による改正後の免許規則別表第二号第1（3）の様式にかかわらず、同項ただし書に掲げる改正規定の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、同項ただし書に掲げる改正規定による改正前の免許規則別表第二号第1（1）の様式の15の欄に、災害放送に関する事項に係る書類を添付する旨を記載すること。

6　附則第二項及び第三項に規定する場合のほか、この省令による改正前の免許規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この省令による改正後の免許規則中これに相当する規定によってなされたものとみなす。

附　則（平成九年九月二五日郵政省令第七三号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

附　則（平成九年九月二六日郵政省令第七五号）抄

（施行期日）

1　この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（平成一〇年二月一〇日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年三月一七日郵政省令第一二号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十年三月三十日から施行する。

（経過措置）

2　無線局の免許申請書、無線局事項書、工事設計書、無線局事項書及び工事設計書並びに再免許申請書は、改正後の無線局免許手続規則に定める様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成一〇年六月一一日郵政省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年六月一一日郵政省令第五七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年九月三〇日郵政省令第七五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年一二月一五日郵政省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年一二月一八日郵政省令第一〇五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成十一年二月一日から施行する。

（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）

5　無線局の無線局事項書及び工事設計書については、改正後の無線局免許手続規則別表第二号の二及び別表第二号の五に定める様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成一〇年一二月二五日郵政省令第一一一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年一月一一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年三月八日郵政省令第一八号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年三月二九日郵政省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年五月二一日郵政省令第三九号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年七月二日郵政省令第五五号）

この省令は、平成十一年七月十一日から施行する。ただし、第二条中別表第二号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年七月二八日郵政省令第六二号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年一〇月一三日郵政省令第七九号）

この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附　則（平成一一年一〇月二八日郵政省令第八五号）

この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附　則（平成一一年一〇月二九日郵政省令第九〇号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十七号）附則第一項ただし書に掲げる改正規定の施行の日から施行する。

附　則（平成一一年一二月二一日郵政省令第一〇二号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年三月一日郵政省令第一〇号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附　則（平成一二年三月二一日郵政省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年六月二日郵政省令第三六号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百九号）附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。

附　則（平成一二年八月二日郵政省令第四六号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することがある。

附　則（平成一二年一一月二九日郵政省令第七〇号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百九号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附　則（平成一二年一二月二五日郵政省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一三年二月二〇日総務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一三年三月二九日総務省令第三三号）

この省令は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附　則（平成一三年七月二五日総務省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一三年一二月一三日総務省令第一六八号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　船舶局（特定船舶局を含む。）、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、改正後の別表第二号の五及び別表第二号の六の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成一三年一二月二六日総務省令第一七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年一月二三日総務省令第一号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　陸上移動局及び携帯局の無線局事項書及び工事設計書については、改正後の無線局免許手続規則別表第二号の四に定める様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成一四年一月二五日総務省令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、法の施行の日（平成十四年一月二十八日）から施行する。

附　則（平成一四年六月一四日総務省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年六月二八日総務省令第七五号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　船舶局（特定船舶局を含む。）、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号の五及び別表第二号の六の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成一四年九月一九日総務省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年九月二七日総務省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年一二月二〇日総務省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二号の七の規定は、平成十五年一月十七日から施行する。

附　則（平成一五年一月一七日総務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年三月二四日総務省令第四九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の無線局免許手続規則別表第七号の様式により交付されている高周波利用設備許可状は、第三条の規定による改正後の無線局免許手続規則別表第七号で定める様式による高周波利用設備許可状とみなす。

附　則（平成一五年八月一一日総務省令第一〇八号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、第五条の改正規定、第十七条第一項の改正規定及び別表第二号の八注2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にされている改正前の第十七条第一項の規定によるアマチュア局の再免許の申請の取扱いについては、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成一五年九月三〇日総務省令第一二五号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附　則（平成一六年一月二六日総務省令第六号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附　則（平成一六年三月一日総務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則（平成一六年三月二九日総務省令第五八号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附　則（平成一六年六月三〇日総務省令第九九号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　船舶局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号の五第1（2）の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成一六年一一月九日総務省令第一三四号）

この省令は、平成十七年五月九日から施行する。

附　則（平成一七年五月一三日総務省令第八三号）

この省令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。

附　則（平成一七年七月一五日総務省令第一〇九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に電波法第六条第二項の規定により放送をする無線局の免許の申請を行っている者は、この省令の施行の日から一月以内に、この省令による改正後の無線局免許手続規則（以下「新規則」という。）第六条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

2　この省令の施行の際現に電波法第四条の規定により放送をする無線局の免許を受けている者は、この省令の施行の日から一月以内に、新規則第六条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

附　則（平成一七年八月九日総務省令第一二二号）

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附　則（平成一七年八月一二日総務省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年一一月二九日総務省令第一六〇号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

附　則（平成一八年一月二四日総務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年三月二八日総務省令第四〇号）

（施行期日）

第一条　この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に電波法第六条第二項の規定により放送をする無線局の免許の申請を行っている者は、この省令の施行の日から一月以内に、この省令による改正後の無線局免許手続規則（以下「新規則」という。）第六条第一項第四号に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

2　この省令の施行の際現に電波法第四条の規定により放送をする無線局の免許を受けている者は、この省令の施行の日から一月以内に、新規則第六条第一項第四号に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

附　則（平成一八年五月一日総務省令第七九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に設立中の法人により電波法第六条に規定する無線局免許手続規則第三条の申請書に添付する書類として提出された定款は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第1の注23（1）の（注2）（ア）又は改正後の無線局免許手続規則別表第二号第5の注37（1）の（注2）アの規定により放送局、放送衛星局又は放送試験局の申請書の添付書類として提出された定款とみなす。

附　則（平成一八年五月三一日総務省令第九二号）

この省令は、平成十八年七月三十一日から施行する。

附　則（平成一八年一〇月四日総務省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年一一月二〇日総務省令第一三三号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　船舶局（特定船舶局を含む。）、船舶地球局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号第3、別表第二号の二第6及び別表第二号の三第3の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

附　則（平成一九年三月九日総務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一九年五月七日総務省令第五九号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　パーソナル無線及びアマチュア局の免許申請書の様式は、改正後の別表第一号の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。

3　パーソナル無線及びアマチュア局の再免許申請書の様式は、改正後の別表第一の二の二の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、改正後の別表第一号の二の二の記の①から⑦までに掲げる事項の内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一号の様式の余白に記載すること。

4　陸上移動局、携帯局、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）及び構内無線局の再免許申請書の様式は、改正後の別表第一号の二の二の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、改正後の別表第一号の二の二の記の①から⑦までに掲げる事項の内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一号の二の様式の余白に記載すること。

附　則（平成一九年九月三日総務省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一九年九月二五日総務省令第一一〇号）

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附　則（平成二〇年二月二七日総務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年三月二六日総務省令第三一号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附　則（平成二〇年三月二六日総務省令第三二号）

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受けている実験局又は免許を受けている特定実験局は、免許若しくは予備免許を受けた実験試験局又は免許を受けた特定実験試験局とみなす。

3　この省令の施行の際現にされている実験局又は特定実験局の免許の申請は、実験試験局又は特定実験試験局の免許の申請とみなす。

4　前二項に規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの省令の相当する規定によってしたものとみなす。

附　則（平成二〇年三月二七日総務省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年五月八日総務省令第六二号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　船舶局の工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号の二第6の3の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。ただし、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第五項によるものを備える場合にあっては、この限りでない。

附　則（平成二〇年五月三〇日総務省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年七月一七日総務省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年八月二九日総務省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年九月一八日総務省令第一〇二号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

附　則（平成二〇年一一月二八日総務省令第一二六号）

（施行期日）

1　この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の電波法施行規則第四十三条の四及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第五条第二項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人を含むものとする。

附　則（平成二〇年一二月二日総務省令第一三七号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式及び船舶局（特定船舶局を除く。）の工事設計書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正前の別表第二号第3の2及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成二一年一二月二二日総務省令第一一九号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式、船舶局（特定船舶局を除く。）の工事設計書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3、別表第二号の二第6及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成二二年三月三日総務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年三月三一日総務省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年四月二三日総務省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年三月一日総務省令第八号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。

附　則（平成二三年五月二五日総務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年六月二九日総務省令第六五号）

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、使用することができる。ただし、基幹放送局及び従たる目的を

有する無線局（無線局の目的を変更して従たる目的を有することとなるものを含む。）に係るものについては、この限りでない。

附　則（平成二三年七月二八日総務省令第一〇三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年八月三一日総務省令第一二七号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月三十一日）から施行する。

附　則（平成二三年一〇月二五日総務省令第一四〇号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附　則（平成二三年一一月三〇日総務省令第一五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年一二月一四日総務省令第一六二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年一二月一六日総務省令第一六四号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）

2　船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第３及び別表第二号の三第３の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成二四年三月三〇日総務省令第二三号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）

3　この省令による改正後の無線局免許手続規則第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間においては、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下同じ。）の再免許の申請は、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間において行わなければならないものとする。

附　則（平成二四年四月一七日総務省令第四二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年六月二八日総務省令第五八号）

この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。

附　則（平成二四年一二月五日総務省令第九九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年一二月二七日総務省令第一〇八号）

この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。ただし、第二条中無線局免許手続規則第十七条第一項及び同項ただし書の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年二月二〇日総務省令第七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二五年三月二八日総務省令第三一号）

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附　則（平成二五年九月九日総務省令第八六号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

4　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の免許規則別表第六号の第３の様式によりされている高周波利用設備の設置許可の申請の取扱いについては、この省令による改正後の免許規則別表第六号の第３で定める様式にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成二五年一二月四日総務省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二五年一二月一〇日総務省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二五年一二月二六日総務省令第一二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年四月一日総務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年八月八日総務省令第六七号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

附　則（平成二六年九月二五日総務省令第七四号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附　則（平成二六年九月二六日総務省令第七五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定及び第三条中無線局免許手続規則別表第二号第２の表注２５中（１１）を（１２）とし、（１０）の次に次のように加える改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

附　則（平成二七年三月二七日総務省令第二五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附　則（平成二七年四月二二日総務省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年六月一一日総務省令第五七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

11　この省令の施行の日から起算して一年（工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置及び中心周波数が一三・五六ＭＨｚ、二七・一二ＭＨｚ、四〇・四六ＭＨｚ、四〇・六八ＭＨｚ又は四一・一四ＭＨｚである超音波ウェルダーの場合にあっては、五年）を経過する日までの間にした高周波利用設備の設置の許可の申請については、第二条の規定による改正前の免許規則別表第六号第２の規定は、なおその効力を有する。

12　前項の規定によりなおその効力を有することとされた第二条の規定による改正前の免許規則別表第六号第２の規定により設置の許可を受けた高周波利用設備の添付書類については、なお従前の例による。

附　則（平成二七年八月一三日総務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年一二月二二日総務省令第一〇五号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

附　則（平成二七年一二月二五日総務省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年三月二二日総務省令第二二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　電気通信事業法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の法第百三条の五の規定による許可の申請をしようとする者は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の免許規則別表第八号の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

附　則（平成二八年四月一二日総務省令第九九号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年七月一三日総務省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年一二月二七日総務省令第一〇一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）

2　船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成二九年八月二九日総務省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年九月五日総務省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年九月二六日総務省令第六六号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許を受けている設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五ＭＨｚを超え二、五七五ＭＨｚ以下及び二、五九五ＭＨｚを超え二、六四五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものの免許の有効期間については、なお従前の例による。

3　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五ＭＨｚを超え二、五七五ＭＨｚ以下及び二、五九五ＭＨｚを超え二、六四五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものの無線局事項書の様式は、第二条の規定による改正後の免許規則別表第二号第2及び別表第二号の四の様式にかかわらず、平成三十四年九月三十日までを免許の日とする申請に係るものについては、なお従前の様式によることができる。

附　則（平成三〇年二月一日総務省令第四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

附　則（平成三〇年七月二五日総務省令第五〇号）

（施行期日）

1　この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を設置しているものに限る。）にあっては、免許状及び無線局免許手続規則第四条に規定する無線局事項書の通信の相手方の欄に人工衛星局の受信設備が記載されているものとみなす。

附　則（平成三〇年七月二五日総務省令第五一号）

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

附　則（平成三〇年九月二五日総務省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年一〇月四日総務省令第五八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

附　則（平成三〇年一二月二七日総務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三一年三月一一日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年五月一七日総務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年六月二〇日総務省令第一六号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても、当分の間、使用することができる。この場合、第一条の規定による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

附　則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年一一月二〇日総務省令第五八号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

附　則（令和元年一二月一三日総務省令第六四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（令和元年一二月二四日総務省令第六八号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年四月一五日総務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年四月二一日総務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年六月二二日総務省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年七月三一日総務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年八月二七日総務省令第七八号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年八月二七日総務省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一一月一九日総務省令第一〇五号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附　則（令和二年一二月一一日総務省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一二月一八日総務省令第一一九号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一二月二五日総務省令第一二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年三月二日総務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年六月三〇日総務省令第六五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3　この省令の施行の際現に改正前の電波法施行規則第四十六条の二の規定によりされている広帯域電力線搬送通信設備の型式の指定の申請又は電波法第百条第二項の規定によりされている設置の申請については、この省令による改正前の電波法施行規則、免許手続規則及び無線設備規則の規定の例により行うことができる。

附　則（令和三年八月二〇日総務省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年一二月一〇日総務省令第一〇七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条

2　この省令の施行の際現に電波法第六条第二項の規定により基幹放送局の免許の申請を行っている者は、この省令の施行の日以後速やかに、第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第六条第一項の事業計画（同項第四号及び第

七号に掲げる事項に限る。）及び別表第一号を総務大臣に提出しなければならない。

第三条　第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式又は書式（電波法第五条第二項各号に掲げる無線局に係るものに限る。）により調製した用紙は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、使用することができる。この場合、第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式又は書式により調製した用紙を修補して使用するものとする。

附　則（令和四年三月一四日総務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年四月二七日総務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年五月三一日総務省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年九月三〇日総務省令第六四号）

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附　則（令和五年三月二二日総務省令第一七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条（電波法施行規則第三条第一項第十五号の改正規定、第八条第二項第十号の改正規定、第一条の三第七号の改正規定、第十三条の二の改正規定、第十五条の改正規定、第三十四条の三第三号の改正規定、第三十四条の十の改正規定、第四十三条第四項の改正規定、第五十一条の十五第一項第一号及び第二号の三の改正規定並びに別表第三号の表注5の改正規定を除く。）及び第二条（無線局免許手続規則第二条第一項第八号の改正規定、第五条第二項の改正規定並びに別表第二号の三第3の注6、注8ただし書、注14（1）イ及び同注（2）の改正規定を除く。）の規定並びに第六条（無線従事者規則別表第十一号様式の改正規定に限る。）の規定は、令和五年九月二十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の無線局免許手続規則（以下「旧免許手続規則」という。）第十条の二第四項（旧免許手続規則第二十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく電波の型式、周波数及び空中線電力の表示は、この省令の施行の日以降においては、この省令による改正後の無線局免許手続規則（以下「新免許手続規則」という。）の規定に従って相当の電波の型式、周波数及び空中線電力の表示をしているものとみなす。

3　アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、新免許手続規則別表第二号の三第3の様式にかかわらず、第一項ただし書に規定する施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の様式によることができる。この場合において、新免許手続規則別表第二号の三第3の様式の7の欄、同様式の12の欄及び同様式の15の欄中「周波数測定装置の有無」に掲げる事項について旧免許手続規則別表第二号の三第3の様式の余白に記載するものとする。

附　則（令和五年三月三〇日総務省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年四月一四日総務省令第三八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（次条第一項及び第三条第一項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条の規定による届出は、次の各号に掲げる者（法人又は団体であるものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める様式（各別表の注記に係る様式及び書類を含む。以下この条において同じ。）により行うものとする。

一及び二　略

三　基幹放送局（電波法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう。次号において同じ。）以外の無線局（電波法第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。）の免許を受けている者　第三条の規定による改正後の無線局免許手続規則（以下「新免許規則」という。）別表第二号の様式（電波法第六条第一項第十号に掲げる事項に限る。）

四　基幹放送局の免許を受けている者　新免許規則別表第二号の様式（電波法第六条第二項第九号に掲げる事項に限る。）

五　電波法第二十七条の十四第一項の認定（放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送に係るものに限る。）を受けている者　新免許規則別表第八号の様式（電波法第二十七条の十四第一項第二号に掲げる事項に限る。）

2　前項の場合において、同項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあっては、同項に定める様式一通及びその写し一通を総務大臣に、同項第三号又は第四号に掲げる者にあっては、同項に定める様式一通及びその写し二通を所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して総務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

3　総務大臣は、前項の様式を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

附　則（令和五年四月一七日総務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年四月二〇日総務省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年一二月二二日総務省令第九四号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年三月二九日総務省令第二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条の規定による届出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式（各別表の注記に係る様式及び書類を含む。以下この条において同じ。）により行うものとする。

一　略

二　基幹放送局の免許を受けている者　第五条の規定による改正後の無線局免許手続規則別表第二号の様式（改正法第二条の規定による改正後の電波法第六条第二項第六号に掲げる事項のうち、同法第五条第四項に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）の一部を構成する設備（電波法第二条第四号に規定する無線設備を除く。）の運用を他人に委託し、又は委託しようとする場合における当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称に限る。）

2　前項の場合において、同項第一号に掲げる者にあっては、同項に定める様式一通及びその写し一通を総務大臣に、同項第二号に掲げる者にあっては、同項に定める様式一通及びその写し二通を所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して総務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

3　総務大臣は、前項の様式を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代

わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許（再免許）申請書

年　月　日

総務大臣　殿（注1）

収入印紙貼付欄
（注2）

□電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
（注3）

記（注4）

1　申請者（注5）

住　所	都道府県一市区町村コード　（　　）
	〒（　―　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　電波法第6条に規定する欠格事由（注6）

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	□ 該当 □ 該当しない
共同性の有無	団体等（同条第1項第1号から第3号まで）	□ 有　□ 無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	□ 有　□ 無
	連次種の割合（同号）	□ 有　□ 無
特対的欠格事由	独分型等（同条第10項）	□ 有　□ 無
一部の基幹放送を行う無線局の欠格事由	団体等（同条第4項第1号）	□ 有　□ 無
	独分型等（同号）	□ 有　□ 無
	特定役員（同項第2号）	□ 有　□ 無
	連次種の割合（同項第2号及び第3号）	□ 有　□ 無
	役員の独分型等（同項第4号）	□ 有　□ 無

3　免許又は再免許に関する事項（注7）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号	
④　免許の年月日	
⑤　希望する免許の有効期間	
⑥　備考	

4　電波利用料（注8）

①　電波利用料の納納（注9）

電波利用料の納納の申出の有無	□有　　□無
電波利用料の納納に係る期間	□無線局の免許の有効期間まで納納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 □その他（　　年）。

②　電波利用料納入告知書送付（法人の場合に限る。）（注10）
□1の欄と同一のため記載を省略します。

住　所	都道府県一市区町村コード　（　　）
	〒（　―　）
部署名	フリガナ

5　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する同報総合通信局長にあてること。
2　収入印紙については、次によること。
（1）　複数の無線局を申請する場合は、3②の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を3⑤の欄に記載すること。
（記載例）　10W　1局×6,700円
1W　1局×3,530円
合　計　10,230円
（2）　第6条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
（3）　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
（4）　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
3　該当する□に√印を付けること。
4　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　別	記載する欄	備　考
1　免許の申請の場合	1　2　3(①)　②　③　④) 4　5	
2　再免許の申請の場合	1　2　3　4(注)　5	(注)　③にあつては、電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5　1の欄は、次によること。
（1）　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
（2）　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
（3）　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
（4）　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を括弧書で記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
（5）　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
6　2の欄は、法第5条に規定する欠格事由について、該当する□に√印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、共同性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送を行う無線局の欠格事由の欄は、受信環境対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限つて記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は共同性の有無及び特対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が法人の場合は、団体等の欄及び独分型等の欄に限つて記載すること。
7　3の欄は、次によること。
（1）　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局においては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
（2）　②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、③の欄の記載事項に対応して記載すること。免許の申請（マイナチュア局を除く。）の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。
（3）　③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
（4）　⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
（5）　⑥の欄は、次によること。
ア　3の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
イ　認定無線機器の認定番号に係つて開設する特定基幹局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。
ウ　認定局の免許の申請を行う場合であつて、法第102条の2第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、その旨を記載すること。
エ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
8　法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。
9　施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の納納に係る記載は、次によること。
（1）　電波利用料の納納の申出の有無について、該当する□に√印を付けること。なお、納納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
（2）　電波利用料の納納に係る期間については、納納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□に√印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。ただし、法第13条第2項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の無線局の免許を受けようとする者は、その他の□に√印を付け、1年を単位とする期間を記載すること。
10　電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。
11　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業

者若しくは同条第9項に規定する特定保険事業者による同条第2項に規定する保険料の収納に関する料金の支払のために使用することができる証票(以下「電子証票」という。)を貼付した証票貼付欄を申請書に設けること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

12　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第２０条の５第２項及び第２０条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式(第20条の5第2項及び第20条の8第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定無線局免許(再免許)申請書

年　月　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

収入印紙貼付欄
(注2)

□電波法第27条の30の規定により、特定無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第20条の8に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第20条の8第1項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の9の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第20条の8第1項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の10の規定により、認付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。(注3)

記(注4)

1　申請者(注5)

住　所	都道府県一市区町村コード〔　　〕 〒(　　－　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　電波法第5条に規定する欠格事由(注6)
　□有　□無
3　免許又は再免許に関する事項(注7)

① 特定無線局の種別	
② 旧免許の番号	
③ 旧免許の年月日	
④ 希望する旧免許の有効期間	
⑤ 備考	

4　電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)(注8)

□との欄と同一のため記載を省略します。

住　所	都道府県一市区町村コード〔　　〕 〒(　　－　　)
商号名	フリガナ

5　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
2　収入印紙については、次によること。
(1)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
(2)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承認　氏名」のように記入すること。
3　該当する□に○印を付けること。
4　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　別	記載する欄	備　考
1　免許の申請の場合	1　2　3(1)　④　(5)　4　5	
2　再免許の申請の場合	1　2　3　4(1a)　5	(注5)　電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5　1の欄には、次によること。
(1)　住所の欄には、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は本邦法令に代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
6　法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する□に✓印を付けること。
7　5の欄は、次によること。
(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。
(2)　②の欄及び③の欄は、現に免許を受けている無線局について記載すること。
(3)　④の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
(4)　⑤の欄は、次によること。
ア　5の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
イ　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。
ウ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
8　4の欄は、次によること。
(1)　法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。
(2)　電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の関係に当たる場合に限り、注に準じて記載すること。
9　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものの書類を折らずに送付することを希望する場合は、縦当の大きさのものとする。
10　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の三　無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（第25条の10第1項及び第25条の14第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第一号の三　無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（第25条の10第1項及び第25条の14第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局登録（再登録）申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注1）

収入印紙貼付欄（注2）

□電波法第27条の21第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第25条の14第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
（注3）

記（注4）

1　申請者（注5）

住　所	都道府県―市区町村コード　（　　） 〒（　―　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　電波法第27条の21第2項第1号への該当の有無（注6）
□有　□無

3　登録又は再登録に関する事項（注7）

①　無線設備の種類	
②　無線設備の設置場所	
③　周波数及び空中線電力	
④　登録の番号	
⑤　登録の年月日	
⑥　希望する登録の有効期限	
⑦　備考	

4　電波利用料（注8）

①　電波利用料の納納（注9）

電波利用料の納納の申出の有無	□有　　□無
電波利用料の納納に係る期間	□無線局の登録の有効期間まで納納します。 □その他（　　年）

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）
□1の欄と同一のため記載を省略します。

住　所	都道府県―市区町村コード　（　　） 〒（　―　）
所署名	フリガナ

5　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1）　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
2　収入印紙については、次によること。
（1）　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
（2）　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
3　該当する□に✓印を付けること。
4　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　分	記載する欄	備　考
1　登録の申請の場合	1　2　3(1)　②　③　⑥　(5)　4　5	
2　再登録の申請の場合	1　2　3(4)　⑤　⑥　(5)　6(1)　5	（注）　②については、電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5　1の欄は、次によること。
（1）　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番

号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その前号又は各号並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、当該委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6 法第23条の22第2項第1号への該当の有無について、該当する□に○印を付けること。

7 3の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、登録を受けようとする無線局の無線設備の規格について電行規則第17条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。

(2) ②の欄は、次によること。

ア 移動しない無線局にあつては、登録を受けようとする無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇一〇一〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「35. 23. 47」のように記載すること。ただし、電行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町〇一〇一〇何内」のように記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。

イ 移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

(3) ③の欄は、次によること。

ア 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。

イ 周波数については、使用する周波数を記載すること。

ウ 空中線電力については、使用する無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載すること。

(4) ④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。

(5) ⑥の欄は、電行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

(6) ⑦の欄は、次によること。

ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

8 法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。

9 電行規則第31条の18の6第3項の規定による電波利用料の納納に係る記載は、次によること。

(1) 電波利用料の納納の申出の有無について、該当する□に○印を付けること。なお、納納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2) 電波利用料の納納に係る期間については、納納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□に○印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の登録の有効期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。

10 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にあて申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、法に準じて記載すること。

11 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものに書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのものとする。

12 申請書の用紙は、日本産業規格A4判とし、該当欄に次を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の四　無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（第２５条の１７第１項及び第２５条の１９第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第一号の四　無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（第25条の17第1項及び第25条の19第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注1）

収入印紙貼付欄（注2）

□電波法第27条の32第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の19第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注3）

記（注4）

1 申請者（注5）

住　所	都道府県一市区町村コード（　）
	〒（　－　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 電波法第27条の32第2項第1号への該当の有無（注6）

□有　□無

3 登録又は再登録に関する事項（注7）

① 無線設備の規格	
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
③ 周波数及び空中線電力	
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	

⑦　登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	
⑧　備考	

4　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注8）
□は○欄と同一のため記載を省略します。

住　所	都道府県一市区町村コード（　　） 〒（　　－　　）
所署名	フリガナ

5　申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
2　収入印紙については、次によること。
(1)　収入印紙貼付欄に全紙を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
(2)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
3　該当するこにち印を付けること。
4　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　別	記載する欄	備　考
1　登録の申請の場合	1　2　3(1)　②　③　④　⑤）　4　5	
2　再登録の申請の場合	1　2　3(1)　⑤　⑥　⑦　⑧）　4(1)　5	(注3)　電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5　1の欄は、次によること。
(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号及び住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コード不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
6　法第27条の23第2項第1号への該当の有無について、該当するこにち印を付けること。
7　3の欄は、次によること。
(1)　①の欄は、当該申請に係る無線局の無線設備の規格について地行規則第17条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。
(2)　②の欄は、当該申請に係る無線局の無線設備を設置しようとする区域を全て記載すること。ただし、移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
(3)　③の欄は、次によること。
ア　周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。
イ　周波数については、当該申請に係る無線局の無線設備が使用する周波数を全て記載すること。
ウ　空中線電力については、当該申請に係る無線局の無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を全て記載すること。
(4)　④の欄及び⑤の欄は、現に免許を受けている無線局について記載すること。
(5)　⑥の欄は、電行規則第8条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
(6)　⑦の欄は、次によること。
ア　3の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
8　4の欄は、次によること。
(1)　法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。
(2)　電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の従業に送付を希望する場合に限り、注に表で記載すること。
9　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、縦当の大きさのもの）とする。
10　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全紙を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣がこ

の様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第1　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

1号目

無線局事項書	
1　免許の番号	
2　申請（届出）の区分	□開設　□変更　□再免許
3　無線局の種別コード	
4　開設、継続開設又は変更をさせる理由	
5　住　所	都道府県一市区町村コード　（ 〒（　―　）
	電話番号（　　）　―
6　法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ
7　希望する運用許容時期	
8　工事落成の予定期日	□日付指定： □予備免許の日から＿＿日目の日 □予備免許の日から＿＿日目の日
9　運用開始の予定期日	□免許の日 □日付指定： □予備免許の日から＿＿日以内の日 □免許の日から＿＿日以内の日
10　無線局の目的コード	無線局の目的コード
	基幹放送の種類コード
11　放送事項	コード　目的別種類
12　識別信号	
13　基幹放送局の名称	
14　電波の型式及びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

表　　裏　　（日本産業規格A列4番）

2号目

15　無線局の区別			
16　無線局の位置の明細	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県一市区町村コード	住所
17　無線設備の工事費			
18　認定又は機器を受けようとする者の氏名又は名称	法人又は団体		
	フリガナ		
	代表者氏名		
	フリガナ		
19　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び電気通信設備の一部を構成する設備の保守等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称			
20　放送法第2条第24号の基幹放送設備の範囲			
21　基幹放送の業務を適所するに足りる技術的能力			
22　事業計画等	（別紙） □（1）　設定形態及び資本又は出資の額 □（2）　事業開始までに要する見込経費金及びその調達の方法 □（3）　主たる出資者及びその議決権の数 □（4）　10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 □（5）　10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は25分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 □（6）　役員に関する事項 □（7）　放送番組の編集の基準 □（8）　放送番組の編集に関する基本計画 □（9）　善良放送番組の編集に関する事項 □（10）　放送番組の審議機関に関する事項 □（11）　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □（12）　災害放送に関する事項 □（13）　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □（14）　試験の方法及び見積的計画 □（15）　放送事業と併せて行う事業及び当該事業の業務の概要 □（16）　収益の事業決定 □（17）　事業収支見積り □（18）　放送番組の主たる利用見込者 □（19）　免許の期間における事業全体に資産、負債及び収支の実績
23　備考	

表　　裏　　（日本産業規格A列4番）

3号目

24　無線局の区別						
25　無線局の位置の明細	使用する無線設備の区分					
	□送信所	□予備送信所	□主受信所	□予備受信所	□主空中線	□予備空中線
	都道府県一市区町村コード	非常数（A）	放送区域内の非常数（B）	比率（B）/（A）×100）（%）

4号様式

26 無線局の区別					
27 無線設備	使用する無線設備の区分				
	□送信所	□予備送信所	□主送信機	□予備送信機	□主空中線	□予備空中線
	都道府県一市区町村コード		全部・一部の別		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		
			□全部 □一部		

弁

切

幅　　辺　　（日本産業規格A列4番）

5号様式

28 無線局の区別				
29 ブランケット・エリアアルの使用設備	使用する無線設備の区分	放送区域内の業者数 (A)	ブランケット・エリアアルの使用数 (B)	比率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\times 100\right)$ (%)
	□送信所 □予備送信所			
	□主送信機 □予備送信機			
	□主空中線 □予備空中線			
	□送信所 □予備送信所			
	□主送信機 □予備送信機			
	□主空中線 □予備空中線			
	□送信所 □予備送信所			
	□主送信機 □予備送信機			
	□主空中線 □予備空中線			
	□送信所 □予備送信所			
	□主送信機 □予備送信機			
	□主空中線 □予備空中線			
	□送信所 □予備送信所			
	□主送信機 □予備送信機			
	□主空中線 □予備空中線			
	□送信所 □予備送信所			
	□主送信機 □予備送信機			
	□主空中線 □予備空中線			
	□送信所 □予備送信所			
	□主送信機 □予備送信機			
	□主空中線 □予備空中線			
	□送信所 □予備送信所			
	□主送信機 □予備送信機			
	□主空中線 □予備空中線			

弁

切

幅　　辺　　（日本産業規格A列4番）

6号様式

30 無線局の区別	
31 通信事項コード	
32 通信の相手方	
33 特定役員の氏名又は名称	
34 外国人等直接保有議決権割合	%
35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合	%

弁

切

幅　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記 載 す る 欄	備　　考
1 免許の申請の場合	2　3　4　5　6　7　8 9　10　11(注1)　12　13　14 15　16　17　18(注2)　19　20 (注2)　21　22　23　24　25 26　27　28　29　30(注3)　31 (注3)　32(注3)　33　34　35 (注4)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注4) 受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1(注1)　2　3　4　5　6 7　12(注1)　13　14　15(注2) 24(注3)　26(注4)　28(注5)　30 (注6) 局路変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 16の欄から23の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 25の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 27の欄に変更がある場合に限る。 (注5) 29の欄に変更がある場合に限る。 (注6) 31の欄から35の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	8　2　3　4　5　6　7　8 10　11(注1)　12　13　14　15 16　18(注2)　19　20(注2)　21 22　23　24　25　26　27　28 29　30(注3)　31(注3)　32(注3) 33　34　35(注4)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注4) 受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。

2　1の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許の番号を記載すること。
3　2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する○に丸印をつけること。
4　3の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の種別コード等のコード表(以下「無線局種別等コード表」という。)により該当するコードを記載すること。
5　4の欄は、次によること。
(1)　開設、廃止等又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。
(2)　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信事業用無線局にあつては、事業開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信事業用無線局と届る事務計画等上同一のものとなる場合又は以上の電気通信事業用無線局を一体として一の事務計画による事務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。
6　5の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びISO3166に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及びが区町村の記載は要しない。
7　6の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
8　7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
9　8の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「12月12日」のように記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。
10　9の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、日8の日付指定の場合に準じて記載すること。
11　10の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の目的コード等のコード表(以下「無線局目的等コード表」という。)により該当するコード(無線局の目的コードを補足する基幹放送の種類コードを含む。)を記載すること。
12　11の欄は、次によること。
(1)　国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合((2)から(5)までの場合を除く。)、放送事項を放送の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、選定の分類を用いることができる。以下この別表において同じ。)により、次のように記載すること。なお、コード欄は、無線局種別等コード表により該当するコードがある場合に限り記載すること。
ア　コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合

(記載例)

コード	目的別種類
01	報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
02	教育(学年別学校向講座、社会人向の時間、職業教育講座等)
03	教養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、美術討論会等)
04	娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
06	その他(通信販売音楽等)

イ　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合

(記載例)

生活情報(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)
行政情報(市町村議会情報、市町村広報等)
観光情報(観光地、観光施設の案内、祭典施設の案内、各種行事の案内等)

(2)　超短波多重放送を行う基幹放送局の場合
放送事項を放送番組の単位に合わせて記載すること。
(3)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
(記載例)　何局において テレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組
(記載例)　何局において中波放送を行っている放送事業者の放送番組
(4)　臨時目的放送を等ら行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
ア　博覧会等の用に供する場合
(記載例)　何博覧会の案内等に係る事項
イ　災害発生時に設置する場合
(記載例)　何地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項
(5)　中継国際放送を行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
(記載例)　何外国放送事業者により行おれる中継国際放送に係る事項
13　12の欄は、次の区分に従い記載すること。
(1)　免許の申請の場合
希望する識別信号
(2)　再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)
14　13の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。
15　14の欄は、次によること。
(1)　電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第1から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に従って記載すること。

ア　占有周波数帯幅を3桁字及び1文字(H、K、M又は G)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のH、M及び Gを用いないこと。
イ　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又は Gの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記　載　方　法
0.001Hz～999Hz	001H～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

(2)　希望する周波数の範囲は、「F0GHz から F0GHz まで」のように記載するほか、次によること。
ア　受信障害対策中継放送、短波放送を行う基幹放送局又は第6条第5項の告示で定める基幹放送局の場合は、希望する周波数の幅を併せて記載すること。
イ　超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャネルを「毎秒69キロビット」のように併せて記載すること。
(3)　空中線電力の記載は、次によること。
ア　電波の型式の別に記載すること。
イ　超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力を併せて記載すること。
ウ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力についても併せて記載すること。
(記載例)　1T0　　10W　最大実効輻射電力　33W
F3E　F8E　　2.5W　最大実効輻射電力 8.3W
(4)　送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。
16　18、24、26、28及び30の欄は、13の欄に記載した当該基幹放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。
17　16の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に番号を付し、設置場所の区分コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町○○○○何丁目」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。真に「しないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同時に記載すること。
18　17の欄は、次の区分に従い記載すること。
(1)　申請に係る基幹放送局が同一の免許人に属する他の基幹放送局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行う

ものの場合は次のように記載すること。
(記載例)　総　　額　2,200千円
送 信 設 備　4,200千円
受 信 設 備　1,600千円
土地・建物　1,100千円
そ　の　他　　300千円
(2)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合であつて、土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。
(2)　(1)以外の基幹放送局の場合は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区　　分		金　　額	備　　考
送信所の機械設備	(記載例) 送信機 空中線系 空中線柱 電源装置 その他の設備 計	千円	
演奏所の機械設備	演奏装置 録音装置 調整装置 電源装置 その他の設備 計		
受信所の機械設備	受信機 空中線系 その他の設備 計		
土　地	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		
建　物	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		

その他	事務所設備 道路分担金 電力引込負担金 ロビング 工事雑費等 計		
合　　計			

(注1)　摘要の欄の記載は、次によること。

ア　土地、建物等を借用する場合は、その賃貸(1)年分の借料を記載すること。

イ　土地又は建物の規模等を「㎡」又は「坪」と記載すること。

(注2)　送信所、演奏所、受信所等の土地若しくは建物の購入又は借用、送信空中線の共用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

19　19の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者又は同法第105条の2第2項の規定により廃止を受けようとする者の氏名又は名称(申請者が法人の場合にその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。)を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20　19の欄は、次により記載すること。

(1)　地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの送信が明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2)　(1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に属当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「放送局の送信設備」の別を明瞭にして付記すること。

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項第2号及び第123条第1項の基準のうち技術基準(同法第111条第2項及び第123条第2項に係るものに限る。)への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　放送法第121条第2項第1号(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第1号及び第123条第2項第1号)に規定する基幹放送局設備(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備)の機械又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　放送法第121条第2項第2号(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第2号及び第123条第2項第2号)に規定する基幹放送局設備(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備)を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4)　(1)の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明瞭にして付記すること。

(5)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

(6)　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が既に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ　超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

21　20の欄は、次により記載すること。

(1)　19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第6条第1号に規定する番組送出設備(中継回線設備を含む。)の全部又は一部を記載するとともに、放送法第6条第4号に規定する基幹放送局開発事業者とそれ以外の者との間の分界点を明瞭にして付記すること。

(2)　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が既に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ　超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

22　21の欄は、次により記載すること。

(1)　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2)　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

(3)　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

(4)　設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第12条の2に規定する措置の内容を記載すること。

(5)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

(6)　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が既に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ　超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

23　22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり。」のように記載し、(別紙)の該当する区に○印を付け、別紙を別編として提出すること。ただし、同表の備のはこれ当該別紙の別紙を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ。」「事業計画等の欄の記載は、別紙(7)に記載のとおり。別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ。」のように(1)の備に記載すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　免許の申請の場合	(1)　(注1)(注2)(注3)(注10) (2)　(注1)(注2)(注3) (3)　(注1)(注2)(注3)(注10) (4)　(注1)(注2)(注3)(注10)(注12) (5)　(注1)(注2)(注3)(注10)(注12) (6)　(注1)(注2)(注10) (7)　(注1)(注5)(注6)(注7)(注10)(注12) (8)　(注1)(注6)(注7)(注10)(注12) (9)　(注1)(注10)(注12) (10)　(注1)(注3)(注8)(注7)(注10)(注12) (11)　(注1)(注4)(注7)(注10)(注12) (12)　(注1)(注3)(注10)(注12) (13)　(注1)(注8) (14)　(注1)(注9) (15)　(注1)(注2)(注3)(注7)(注10)(注11)	(注1)　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(以上の)に係るものであり、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、他局を省略することができる。 (注2)　独自の基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注3)　中継の基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注4)　中継の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注5)　中継の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注6)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注7)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注8)　地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注9)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、他局を要しない。
2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注1)(注2)(注6)(注9) (2)　(注1)(注2)(注6) (3)　(注1)(注2)(注6)(注9) (4)　(注1)(注2)(注6)(注9)(注11) (5)　(注1)(注2)(注6)(注9)(注11) (6)　(注1)(注6)(注9) (7)　(注2)(注4)(注5)(注6)(注9)(注11) (8)　(注4)(注5)(注6)(注9)(注11) (9)　(注6)(注9)(注11) (10)　(注2)(注4)(注5)(注6)(注9)(注11) (11)　(注2)(注5)(注9)(注11) (12)　(注2)(注9)(注11) (13)　(注3)(注7) (14)　(注3)(注8) (15)　(注1)(注2)(注5)(注6)(注9)(注10) (16)　(注1)(注2)(注5)(注6)(注9)(注10) (17)　(注1)(注2)(注6)(注9)	(注1)　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(以上の)に係るものであり、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、他局を省略することができる。 (注2)　独自の基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注3)　中継の基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注4)　中継の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注5)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注6)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注7)　当該変更により事業形態又は事業数を見積りに重大な変更があるときに限る。 (注8)　地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注9)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
3　再免許の申請の場合	(1)　(注1)(注2)(注5)(注10) (2)　(注1)(注2)(注3)(注10) (4)　(注1)(注2)(注3)(注10)(注12) (5)　(注1)(注2)(注3)(注10)(注12) (6)　(注1)(注2)(注10) (7)　(注1)(注3)(注6)(注7)(注10)(注12) (8)　(注1)(注6)(注7)(注10)(注12)	(注1)　当該別紙に記載する内容の全部が他に免許を受けている基幹放送局(以上の)に係るものであり、当該他の基幹放送局に属する他の基幹放送局のもの(同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、他局を省略することができる。 (注2)　独自の基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注3)　中継の基幹放送局の場合は、他局を要しない。 (注4)　中継の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。

(9) (注1)(注10)(注12)	(注5) 中継の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
(10) (注1)(注3)(注6)(注7)(注10)(注12)	(注6) 郵政省放送局を設置する基幹放送局の場合には、郵政を要しない。
(11) (注1)(注4)(注10)(注12)	(注7) 放送法第7条第2項の規定により新規に免許を受けようとする者のみ記入すること。
(12) (注1)(注3)(注10)(注12)	(注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。
(13) (注1)(注8)	(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
(14) (注1)(注9)	(注10) 災害復旧対策や難視聴対策を行う基幹放送局の場合は、郵政を要しない。
(15) (注1)(注2)(注3)(注10)(注11)	(注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、郵政を要しない。
(16) (注1)(注2)(注3)(注10)(注11)	(注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。
(17) (注1)(注2)(注3)	
(18) (注1)	

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の額り、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に既設事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、

発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費 設備費 その他 合計	千円	

(注1) 資金調達の方法の欄に、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、補助金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込書の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考

(注1) 議決権(株式会社にあっては議決権、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあっては株主、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は構成等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあっては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、その旨を併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあっては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあっては「何事業」、個人にあっては「何(株)(代)等商(業)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	総議決権に対する比率	(4)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は各事業者(地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の数については、次のアからキまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、栄養法人法(昭和28年法律第128号)第4条第2項に規定する栄養法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合においては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の構成又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にあるいずれかの法人又は団体(以下この注において「関連法人等」という。)が存在し、ている場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、合算されている関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄は、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受けは外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注1) (4)(注1)アからクまで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次のア及びイにおいてとする。

ア (4)(注1)アからクまでにおいては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4)(注1)アからクまでに準じて記載する場合において、合算されている関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 名称	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有 □無	

(注1) 株式会社にあっては役員、その他の法人又は団体にあってはこれに準ずる者

について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(12) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由市場調査の時期に関する省令（平成29年総務省令第30号）第2条第1号に規定する業務執行役員及び同条第4号に規定する業務執行決定役員をいう。

(13) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(14) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の頭に「（代）」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

(15) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び関連事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（14）に準じて記載すること。

(16) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 予定のものについてはその旨

(17) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の提案方針による放送を行う特定地上基幹放送局等（字幕が開設するものを除く。）については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間（テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等（字幕が開設するものを除く。）及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等（協会が開設するものに限る。）に限る。以下この(9)において同じ。）及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（協会及び字幕の特定地上基幹放送局等並びに臨時放送局を除く。）を特定地上基幹放送局等の場合を除く。）について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

（ア） 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻＼曜日	月	火	水	木	金	土	日

計							
合計 時間　分（　分） 字幕付与可能な1週間の放送時間 時間　分（　分） 権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間 時間　分（　分）						備考 字　時間　分 （　分）％ 解　時間　分 （　分）％	

（注1） 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

（注2） 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号（報道は（報）、教育は（育）、教養は（養）、娯楽は（娯）、その他は（他）と表示に従い、個々に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

（注3） 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

（注4） 補完放送であって、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあっては、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間とする。）について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

（注5） 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について個々の放送番組の欄に（◎）の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を（　）で再掲すること。

B 補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

（注1） 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

（注2） 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

（注3） 番組数計の欄は、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

（注4） 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に（◎）の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を（　）で再掲すること。

（イ） 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

（注1） 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

（注2） 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

（注3） 番組数計の欄は、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

（注4） 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に（◎）の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を（　）で再掲すること。

（ウ） （ア）又は（イ）以外の特定地上基幹放送局等の場合

時刻＼曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分

合計	時間　分	備考

（注1） 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

（注2） 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するか色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

（注3） 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 その他	時間　分	％	
合計	時間　分	100.0％	

（注1） 1週間の放送時間の欄は、アの（ア）又は（ウ）の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

（注2） 補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に（補完　　）で再掲すること。

（注3） 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に（有料　　）で再掲すること。

（注4） 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

ウ ローカル番組

（ア） ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間　分（　％）	時間　分（　％）

（イ） 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間　分（　％）	時間　分（　％）

（ウ） ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間　分（　％）	時間　分（　％）

（エ） 総合計

総合計(ア)+(イ)+(ウ)	時間　分（　％）

（注1） 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

（注2） アの放送番組表に基づいて記載すること。

（注3） 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

（注4） 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総

放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

ｴ　自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全専制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 100.0%

(注1)　アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2)　①から⑤までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3)　自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

ｵ　他から供給を受ける放送番組の時間帯

(ｱ)　超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

ａ　超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

供給者名	1週間の放送時間(他から供給を受ける分)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者の計	時間　分(　分)　%	
その他の者の計	時間　分(　分)　%	
計(①)	時間　分(　分)　%	
(ニュース以外の番組) 放送事業者の計	時間　分(　分)　%	
その他の者の計	時間　分(　分)　%	
計(②)	時間　分(　分)　%	
合計(①+②=③)	他社の放送番組　時間　分(　分)　%	
備考	自社の放送番組　時間　分(　分)　%	

(注1)　供給者名の欄は、ア(ｱ)ａの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2)　合計の欄の比率は、ア(ｱ)ａの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3)　備考の欄の比率は、ア(ｱ)ａの放送番組表の合計の欄の時間から合計(①+②=③)の欄の比率を使し引いた比率を記載すること。

(注4)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5)　有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に(　)で再掲すること。

ｂ　補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の番組の記載

供給者名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	計　番組数	
(ニュース以外の番組)	計　番組数	
合計	計　番組数(　%)	

(注1)　供給者名の欄は、ア(ｱ)ｂの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2)　合計の欄の括弧内は、ア(ｱ)ｂの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4)　有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に(　)で再掲すること。

(ｲ)　超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

供給者名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	計　番組数	
(ニュース以外の番組)	計　番組数	
合計	計　番組数(　%)	

(注1)　供給者名の欄は、ア(ｲ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2)　合計の欄の括弧内は、ア(ｲ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4)　有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に(　)で再掲すること。

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)以外の特定地上基幹放送局等の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	計　時間　分	
(ニュース以外の番組)	計　時間　分	
合計	計　時間　分(　%)	

(注1)　供給者名の欄は、ア(ｳ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2)　合計の欄の括弧内は、ア(ｳ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(10)　別紙(10)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数	人				

(注1)　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2)　職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア　他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ　他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ　予定のものについてはその旨

(注4)　委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11)　別紙(11)は、次により記載すること。

ア　放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その職務について併せて記載すること。

イ　放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ　予定のものについては、その旨を記載すること。

(12)　別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)を記載すること。この場合において、規程要綱等を作成している場合は、それを添付すること。

(13)　別紙(13)から別紙(13)までの事項について、開局当初設りの時別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14)　別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア　兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ　他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 $\frac{B}{A}\times100$	備考
	百万円		千円	%	

(注1)　出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ｱ)　議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(ｲ)　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(15)　別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア　見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収支

1. 売上高 放送料 有料放送料 放送番組制作料 放送番組売上料 放送受託費(放送局設備 供給受託料) その他	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2. 売上原価 放送費 技術費 人件費 減価償却費 その他										
3. 売上総利益(1－2)										
4. 販売費及び一般管理費 販売費 一般管理費 人件費 減価償却費 その他										
5. 営業利益(3－4)										
6. 営業外収益										
7. 営業外費用										
8. 経常利益(5＋6－7)										
備　　考										

（注1） この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。他と基幹放送(第第及び他と基幹放送を行う米国と試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に改正の上記載すること。

（注2） 事業区分の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

（注3） 備考の欄は、事業区分に関係しない場合には記載を記載すること。

（注4） 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送局の場合に限る。ただし、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

（注5） 放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載する。なお、自己の申請とは異なる認定基幹放送事業者から同様の収入見込みがある場合には、当該収入見込み総額を記載の上、下段に自己の申請に係る認定基幹放送事業者及びその他の者ごとに放送受託費の内訳をそれぞれ

記載すること。

（注6） 次の書類を添付すること(他と基幹放送試験局、臨時目的放送を等らう基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

（ア） 放送料表

（イ） 最近の次業期における許算書類(施行規則第43条の2第2項の規定により整備済みであるときは、添付を省略することができる。)

（ウ） その他参考となる書類

（注7） 臨時目的放送を等らう基幹放送局の場合は、当該目的を達成するために要な期間における見積額を、この様式に準じて記載すること。

（注8） 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、当該基幹放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。また、再免許の申請の場合にあっては、直前の決算期に係る計算書類をもって代えることができる。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を等らう基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

（ア） 収益

区　　分	1週間平均の回数	単　価	1週間平均の収入	1年間分の収入
(記載例) 放送料 Aタイム　30分 15分 Bタイム　30分 15分 Aスポット Bスポット	回	千円	千円	千円

（注1） その表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

（注2） 有料放送を行う基幹放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

（注3） 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、適宜の様式により記載すること。

（イ） 費用

科　　目	金　　額	根　　拠
	千円	

（注1） （ア）の注に準じて記載すること。

（注2） 有料放送を行う基幹放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を（　）で再掲すること。

（16） 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふ り が な 氏 名 又 は 名 称	住　　所	1年間の放送収益金額	1年間平均の利用料 回	額	時	間	備　考

（注1） 他人の利用に供するものについて記載すること。

（注2） 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

（注3） 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注4） 備考の欄は、利用見込者が特定できるときまたは特定になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

（17） 別紙(10)は、次の事項について記載すること。

ア 事業の実績(受信確定対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

（ア） 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時および特別の事業計画に基づくものを含む。)について簡潔に記載すること。放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

（イ） 別に定める期間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)

（ウ） 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第600号)第2又は放送法関係審査基準別紙の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

（エ） その他参考となる事項の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が次業期の申請に行われる場合にのみ当該次業期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

（18） 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何放送局に同じ」のように記載すること。

24 25の欄は、次にによること。

（1） 申請に係る基幹放送局が他の基幹放送局の放送番組を同時に中継して放送するものにあっては、当該他の基幹放送局から当該申請に係る基幹放送局までの放送番組の中継の方法を記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合にあっては、当該他の基幹放送局とする。

（2） 申請に係る基幹放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、其現在予定している無線設備に係る超短波放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、超短波放送を行う基幹放

送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

（3） 当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになっている無線局の名称及び識別信号又は相手方の無線局が同じ備え付けた周波数測定装置の設置場所を記載すること。

（4） 有料放送を行う基幹放送局の場合は、1日の放送時間のうち有料放送(有料放送に関する告知放送を含む。)を行うことを予定している時間帯(曜日等により異なるときは、その旨)を記載すること。

（5） コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、コミュニティ放送の実施予定地域(申請者が地域住民の需要にこたえ放送を実施しようとする地域をいう。)を次のように記載すること。

(記載例)　コミュニティ放送の実施予定地域は、(例)市の一部

（6） 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する取決を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその取決の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

（7） 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

（8） 22の欄の事項について、23の表の右欄の注により別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄は、別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

（9） その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

25 25の欄は、次によること。

（1） 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域(下記注26の(2)ア(イ)の周波数によるものとする。)が一つの都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一つの都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満(ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。)を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注27において同じ。)であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

（2） 非常電、放送区域内の非常電の欄は、最近の国勢調査による数を記載すること。

26 27の欄は、次によること。

（1） 都道府県一市区町村コードの欄は、第7条第1項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。

（2） 全国一一部の別の欄は、放送区域が一つの都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一つの都、道、府又は県の管轄区域の一部に及

ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□に印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(3) 第1条第1項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従って表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であって、別紙に記載する内容が全然同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同一である旨を記載し、また、将来的の申請の場合であって、当該別紙に記載する内容が第2に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であって、中継国際放送を行うものの場合は、「中区域」のように記載すること。

ア 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

(ア) 希望する空中線電力が100ワット以上(ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は110ワット以上。)であるときは120万分の1以上の精密度を有する地図に、100ワット未満であるときは125万分の1以上の精密度を有する地図に基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)第2条第13号の規定による放送区域を表示し、かつ、同号の規定により放送区域となる地域に指定された電界強度による等電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさは0.5平方メートル以上となるときは、50万分の1又は125万分の1の精密度を有する地図に記載すること。

(イ) 放送区域及び等電界強度線を表示するに当たっては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によることとし、これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは、当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。)。

A 中波放送を行う基幹放送局の場合

1,000kHz

B 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

80MHz

C テレビジョン放送を行う基幹放送局の場合

600MHz

(ウ) 放送区域、等電界強度線又は送信空中線の位置が送信装置ごとに異なるときは、その別に記載すること。

イ ア以外の基幹放送局(短波放送を行う基幹放送局であって、国際放送又は中継国際放送を行うものを除く。)の場合

アに準じて記載すること。

27 29の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次に従い記載すること。

(1) 使用する無線設備の区分の欄は、該当する□に印を付けること。

(2) 放送区域内の世帯数の欄は、当該放送区域内にさされる全世帯数を記載すること。

(3) ブランケット・エリア内の世帯数の欄は、次式により算出した距離を半径とする円内にさされる全世帯数を記載すること。

$$D=KD\sqrt{\ }$$

D:2、送信空中線からの距離(m)

P:2、空中線に供給される電力に相小墨感空中線に対する利得を乗じた値(kW)

(4) 比率の欄は、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率を記載すること。

28 31の欄は、無線局種目の等コード表に従い該当するコードを記載すること。

29 32の欄は、第4に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

30 33の欄は、次に従い記載すること。

(1) 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信規定対策中継放送を行う無線局の申請の場合については、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合については、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。

フリガナ		住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
氏　名				□有　□無	□有　□無	

(注1) 株式会社においては役員、その他の法人又は団体においてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由等有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号。以下「表現の自由等有基準」という。)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍謄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なもの)の写し)を添付すること。法人においては、受信事項説明書(受信事項説明書に代表者以外の記載のない者においてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

(2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であって、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

31 34及び35の欄は、次により記載すること。

(1) 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999450%の場合は19.9994%まで記載すること。)。受信規定対策中継放送を行う無線局の申請の場合においては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合においては、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入しゝ小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。

ア 議決権の総数

区　分		株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	完全議決権株式 自己保有株式(D)		
	完全議決権株式 相互保有株式(E)		
	完全議決権株式 申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無	□有　□無	
	完全議決権株式 特定外国株式(F)		
	完全議決権株式 その他(G)		
	単元未満株式(H)		
総数(I)			
備考	1単元の株式数		

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが適当と認ぬる場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し、該当する□に印を付けた上で、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、会社法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第135条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第186条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を確認することに記載すること。

(注8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

（注11） 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）については、登記事項証明書を添付すること。

（注12） 単元株式数を定款で定めていない株式会社においては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

（注13） 法第4条の免許を受けて設立される株式会社においては、設立時発行株式の状況を記載すること（イにおいて同じ。）。

イ 議決権割合に関する事項

（アｱ） コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

区分		氏名又は名称	住所（A）	法人番号（B）	株式数（出資の額）（C）	議決権の数（D）	議決権の総数に占める割合（%）（E）	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等			（E）の比率（%）（H）	（E）×（G）（%）（I）	備考
									氏名又は名称（F）	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率（%）（G）			
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者												
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計（計　者）（J）												
外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者												
合　計													

（注1） 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう（イ(イ)において同じ。）。外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等について、電行規則第6条の20第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

（注2） 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は構等について の事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること（イ(イ)において同じ。）。

（注3） (A)の欄は、都道府県市区町村（外国法人等にあってはこれに準ずるもの）を記載すること。この場合において、法人又は団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注4） (B)の欄は、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

（注5） (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注6） (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アｱの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

（注7） (E)の欄は、アｱの(J)に記載した議決権の総数に対するイの(アｱ)の(D)の比率を記載すること。

（注8） (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

（アｱ） 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。ただ、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

（イｱ） 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であって、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合（1000分の1以上であるものに限る。）に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

（注9） (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

（アｱ） (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗じることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

（イｱ） 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

（注10） (G)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.9994567%の場合は19.9994%まで記載すること。）。

（注11） 最寄の欄は、電行規則第6条の20第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあっては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

（注12） (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注13） (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）については、登記事項証明書を添付すること。

（イｱ） コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

区分		氏名又は名称	住所（A）	法人番号（B）	株式数（出資の額）（C）	議決権の数（D）	（D）の議決権の総数に占める割合（%）（E）	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計（計　者）（F）							
合　計								

（注1） (A)から(D)までの欄は、(アｱ)の(注3)から(注6)までに準じて記載すること。

（注2） (E)の欄は、アｱの(J)に記載した議決権の総数に対するイの(イｱ)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.9994567%の場合は19.9994%まで記載すること。）。

（注3） (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注4） (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）については、登記事項証明書を添付すること。

（2） 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であって、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

32 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

33 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

34 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う事務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第2　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第5の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であって、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するものの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であって、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するものの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であって、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

1枚目

無線局事項書	
1　免許の番号	（　　局分）
2　申請（届出）の区分	□開設　□変更　□再免許
3　無線局の種別コード	
4　開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5　法人団体個人の別	□法人　□団体　□個人
6　住　所	都道府県一市区町村コード（　　） 〒（　　－　　） 電話番号（　　）　　－
7　氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
8　希望する運用許容時間	
9　工事落成の予定期日	□日付指定：　　．　　．　　． □予備免許の日から　　日目の日 □予備免許の日から　　日目の日
10　運用開始の予定期日	□免許の日 □日付指定：　　．　　．　　． □予備免許の日から　　日以内の日 □免許の日から　　日以内の日
11　無線局の目的コード	□従たる目的
12　通信事項コード	
13　通信の相手方	
14　識別信号	
15　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

長辺　短辺　（日本産業規格A4判）

2枚目

16　無線局の区別			
区分			□設置場所　□常置場所
設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県一市区町村コード	住所
船舶又は航空機名			フリガナ
主たる呼出名又は定置場			

無線設備が設置場所又は常置場所

長辺　短辺　（日本産業規格A4判）

3枚目

18　無線局の区別				
19　移動範囲		基本コード	付加コード	備考
20　船舶又は航空機の所有者（設置場所又は常置場所とする場合）	区分	□船舶　□航空機		
	所有者	□免許人　□その他（　　）		
21　識別種及び免許に関する事項		（別紙） □（1）　識別種に関する事項 □（2）　免許に関する事項		
22　備考				

（日本産業規格A列4番）

注1　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
1　免許の申請の場合	2　3　4(注2)　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22	（注1）　設定開設者が設定計画に従って開設する特定基地局を除く。
2　変更の申請又は届出を行う場合	1(注1)　2　3　4　5　6　7　16(注2)　18(注3)　当該変更に係る記載欄	（注1）　予備免許中の変更を除く。 （注2）　17の欄に変更がある場合に限る。 （注3）　19の欄から22の欄までに変更がある場合に限る。
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7　8　14　15　21	

2　1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載し、第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第23条第7項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その同数を記載すること。

3　2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請者しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□に√印を付けること。

4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は、次によること。

（1）　開設、継続開設又は変更をお要とする理由（変更の内容を含む。）を記載すること。

（2）　再免許の申請の場合は、（1）に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の2第1項第8号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

（3）　実験試験局（特定実験試験局を含む。以下この注において同じ。）又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア　免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ　再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

（4）　電気通信事業用無線局及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局を除く。以下この注において同じ。）の無線局においては、事業開始の日（再免許の申請の場合においては、再免許の日（以降3年以内の日を含む。）毎事年度における利用者数を記入を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信事業用無線局及び陸上移動中継局に係る事務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信事務用無線局又は2以上の陸上移動中継局を一体として一つの事務計画による事務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

（5）　設備規則第5条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第19号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうちと540MHzを超えて575MHz以下及び2.593MHzを超えて4.635MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、（4）の規定にかかわらず、将来の事務計画等として、免許の有効期間における事務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、（2）の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の事務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の事務計画等若しくは免許の期間中における事務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体として一つの事務計画による事務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

（6）　法第27条の20に規定する既設電気通信事務用基地局及び当該既設電気通信事務用基地局の通信の相手方である移動する無線局にあっては、使用周波数の移行計画（利用状況調査（法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。）時に提出したものをいう。）の進捗状況（以下単に「進捗状況」という。）を記載すること。ただし、2以上のこれらの無線局を一体として一つの使用周波数の移行計画による移行を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の記載を省略することができる。

6　5の欄は、次によること。

（1）　法人、団体又は個人の区別により、該当する□に√印を付けること。

（2）　申請者が個人であって、法第24条第2項各号のいずれにも該当しない無線局に係る申請を行う場合は、□に√印を付けて、申請者が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

7　6の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8　7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

9　8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。

10　9の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、通合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をする時は、「R24.12.21」のように記載すること。

11　10の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載すること。ただし、通合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をするときは、注10に準じて記載すること。

12　11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に√印をつけること。

13　12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。

14　13の欄は、次によること。

（1）　「何所属何固定局」、「免許人所属何固定局」のように記載すること。

（2）　個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

（3）　気象援助局（設備規則第54条の2の2に規定する条件に適合する無線局に限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である受信設備の設置場所が常時一の陸上の場所である場合は、通信の相手方に「（固定電源）」を付記すること。

（4）　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基静軌道局、衛星基静軌道試験局、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）の開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。

15　14の欄は、次の区分に従い、記載すること。

（1）　免許の申請の場合

希望する識別信号

（2）　再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

16　15の欄は、次によること。

（1）　電波の型式は、次によること。

ア　多重無線設備の打合せ通信回線については、変調の型式は記載しないこと。

イ　遠隔操作及び遠隔の検査を確保するための自動信号に係る主要波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が

音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

ウ　占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法による電波の型式に沿って記載すること。

（ア）　占有周波数帯幅を3桁字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0を使うに文字のH、K及びMを用いないこと。

（イ）　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記　載　方　法
0.001Hz～999Hz	001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

(2)　周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「999MHzから900MHzまで使用」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局であって特定の周波数を範囲で希望する場合は、「900MHzから960MHz主で960MHz周辺960使」又は「900MHzから960MHzまで」のように記載することができる。

(3)　空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。なお、特定実験試験局については、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を併せて記載すること。

17　16及び18の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

18　17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1)　移動しない無線局の場合（PHSの基地局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局の場合を除く。）

ア　設置場所の□に○印を付けること。

イ　送信所、受信所、通信所等無線設備の無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町○－○－○何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄に記載しないこととし、設置場所を同欄に記載すること。

ウ　無線電中継装置については、当該装置を使用するいずれかの無線局に属するものとしてその設置場所を記載すること。

(2)　PHSの基地局の場合

設置場所の□に○印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町○－○－○何ビル屋上」、「何県何市何町○－○－○○出張電話ボックス上」のように記載すること。

(3)　フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合

設置場所の□に○印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町○－○－○何内」のように記載すること。

(4)　移動する無線局の場合

ア　常置場所の□に○印を付けること。

イ　無線設備の常置場所（船舶又は航空機を設置場所とするもの及びVSAT地球局を除く。）を(1)イに準じて記載すること。

ウ　船舶又は航空機を設置場所とするものについては、船舶又は航空機名の欄に船舶の場合はその名称（フリガナを付けること。）、航空機の場合はその国籍記号及び登録記号を記載すること。船舶又は航空機を常置場所とするものについては、上ただし書後段は記載欄の欄にその名称を記載すること。

エ　VSAT地球局については、その無線設備の常置場所及びVSAT制御地球局の無線設備の設置場所を「何県何市何町○－○－○何内」のように記載すること。

19　19の欄は、移動する無線局に限り、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、欄等の欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湖、石狩水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

20　20の欄は、船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局に限り記載することとし、船舶又は航空機の別を該当する□に○印を付け、当該船舶又は航空機の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあっては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□に○印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

21　21の欄は、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、（別紙）の該当する□に○印を付けて、別紙を別表として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他これに準ずる機関等が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の政令行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が複数で久無線局である場合においては、一の無線局についての久記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(1)　別紙(1)は、次の様式により記載すること。

区　分	株式数(株)／議決権の数(個)	比率(%)(小
発行済株式の総数(A)		
議決権の総数(B)		
日本の国籍を有する者(C)		
日本法人(D)		
外国法人等(E)		

(注1)　最近日現在の議決権(株式会社にあっては議決権、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の定款並び機関において議決に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。

(注2)　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3)　(B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注4)　(C)の欄は、日本の国籍を有する者であって法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注5)　(D)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注6)　外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注7)　(F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注8)　(F)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(2)　別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ア　代表者

フリガナ					
氏　名	住　所	役　名	日本の国籍の有無	備　考
			□有　□無	

(注1)　法人又は団体にあっては、代表者が複数を選任されている場合は、全員について記載すること。

(注2)　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者子定者については代表者就任承諾書を添付すること。

イ　役員

役員の総数　　名(A)　(代表者　　名、その他役員　　名)

役員のうち、日本の国籍を有しない者の人数　　名(B)
外国人等役員比率　　%(B)／(A)

(注1)　外国人等役員比率は、小数点第3位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2)　役員を属及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

22　22の欄は、次によること。

(1)　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

(2)　船舶又は航空機を無線設備の設置場所とする無線局の場合で、検査を受ける希望地がある場合はその地名を記載すること。

(3)　当該無線局の送信設備が施行規則第13条の3第3号の規定による周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、申請者が規則第3条第1項第2号の規定をなすことなっている無手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

(4)　特定実験試験局であって、その旨を備考によりとりて名称及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の特定実験試験局が開設されており、その既設の特定実験試験局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合は、無線局規本基準第8条第4項の調整が図られている旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。

(5)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(6)　法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局においては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局においては、所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る分意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

ア　当該特定基地局と同概総合通信局（総行規則第14条の15第2項に規定する浜崎総合通信局をいう。）を同じくする設備規則第3条第5号に規定するMC端上移動通信及び同条第6号に規定するデジタルMC端上移動通信を行う無線局

イ　当該特定基地局の通信区域（当該特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、包括免許に係る特定無線局においては、当該包括免許に係る特定無線局の無線設備を設置しようとする区域をいう。ハにおいて同じ。）に係る都道府県の全常置場所とする構内無線局

ウ　鹿島無線局

※　当該終了促進措置に係る協議の申入れがあった旨行政規則第6条第4項第2号に規定する特定小電力無線局（特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。）

オ　放送番組の表材を中継する無線局

カ　無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第30号）第1条による改正前の設備規則第49条の16及び第49条の16の2に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの独上移動局

(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の運行が主たる目的の運行に支障を及ぼすおそれがないこと及び事項を記載すること。

(8)　海岸局については、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲、電気通信業務の通信に使用することを希望する電波の型式及び周波数並びに電気通信業務の取扱時間を併せて記載すること。

(9)　エリア放送を行う地上一般放送局については、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類並びに特定ラジオマイク（設備規則第49条の16に規定する特定ラジオマイクをいう。）及びデジタル特定ラジオマイク（設備規則第49条の16の2に規定するデジタル特定ラジオマイクをいう。）との混信防止のための運用調整に関する資料を添付すること。

(10)　無線局根本基準第5条第2号の2に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあっては、同号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(11)　ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の無線局であり、地域社会の課題解の解決に寄与するものにあっては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の課題解の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(12)　無線局根本基準第5条第2号の2に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル5Gの無線局にあっては、次の5に掲げる項目を記載し、それを確認できる資料を添付すること。

ア　無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者が開設する無線局

イ　無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者からの依頼により開設する無線局

ウ　その他通信の秘手力が呼ぶして運用する無線局

(13)　ローカル5Gの無線局及び設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であって、2.5GHzを超えた3.90GHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策の有無を記載すること。その

前、当該無線局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料を添付すること。

(14)　5G基地局（設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2.5GHzを超えた3.70GHz以下及び2.70GHzを超えた4.6GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(14)において同じ。）においては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(15)　ローカル5Gの無線局にあっては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

（記載例）

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

(16)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

23　請有欄に会務を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

25　第26条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第3　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であって、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であって船舶に開設するもの」と、「陸上地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であって宇宙物体、船舶及び航空機に開設するものを除くもの」と読み替える。

1号様

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請(届出)の区分	□開設 □変更 □再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人(団体)個人の別	□法人 □団体 □個人
6 住 所	都道府県一市区町村コード ( ) 〒(—) 電話番号( ) —
7 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 英文
8 希望する運用許容時期	
9 工事落成の予定期日	□ 日付指定：　年　月　日 □ 予備免許の日から　年　月　日 □ 予備免許の日から　年　月　日
10 運用開始の予定期日	□ 免許の日 □ 日付指定： □ 予備免許の日から　年以内の日 □ 免許の日から　年以内の日
11 無線局の目的コード	□(従たる目的) □(従たる目的)
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	(MMSI) (NBDP)
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

幅　　辺　　(日本産業規格A列4番)

3号様(船舶局に限る。)

16 無線局の区別	
17 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	□超短波帯(150 MHz)の無線設備の機器 〔 J 〕 □F2B ch 70 W □F3E W □中短波帯の無線設備の機器 〔 K 〕 □J2E 2182 kHz W □F1B 2177 2187.5 kHz W □F1B 2174.5 kHz W □ □中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 〔 L 〕 □J2E 2182 kHz W □F1B 2177 2187.5 kHz W □F1B 2174.5 kHz W □ □J2E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W □F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W □F1B 4177.5 6200 8276.5 12520 16695 kHz W □ □船舶自動識別装置 〔 X 〕 □F2D ch 70 12.5W □F1D 156.025—156.5125 MHz、 156.5375—157.425 MHz、 160.625—160.9875 MHz、 160.9125—160.9625 MHz 及び161.5—162.025 MHz 12.5 kHz間隔の周波数 162波 12.5W □F1D 156.025—156.5 MHz、 156.55—157.425 MHz、 160.625—160.975 MHz、 160.925—160.95 MHz 及び161.5—162.025 MHz 25 kHz間隔の周波数 91波 12.5W □捜索救助用レーダートランスポンダ 〔 W 〕 □A9N 9350 MHz 0.4W □捜索救助用位置指示示唆装置 〔 Q 〕 □F1B 161.975 162.025 MHz 1.0W □衝突非常用位置指示無線標識 〔 N 〕 □G1B 406.025 MHz 5.0W □G1B 406.028 MHz 5.0W □G1B 406.031 MHz 5.0W □G1B 406.037 MHz 5.0W □G1B 406.04 MHz 5.0W □G1B 406.05 MHz W □G1D 121.5 MHz 0.05W □F1B 161.975 162.025 MHz 1.0W □非義務設備を含むのために設定する無線設備 〔 E 〕 □G1B 406.028 MHz 5.0W □G1B 406.031 MHz 5.0W □G1B 406.037 MHz 5.0W □G1B 406.04 MHz 5.0W □G1D 406.05 MHz W □G1D 121.5 MHz 0.05W □F1B 161.975 162.025 MHz 1.0W □双方向無線電話 〔 P 〕 □F3E 156 MHz、6ch (ch-17) W □船舶航空機用双方向無線電話 〔 T 〕 □J3E 121.5 123.1 MHz W

幅　　辺　　(日本産業規格A列4番)

3号様

18 無線局の区別		
19 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	□超短波帯(156MHz)の無線設備の機器 〔 J 〕 □F2B ch 70 W □F3E W □超短波帯(150 MHz DSB)の無線設備の機器 〔 X 〕 □A3E W □超短波帯(40 MHz DSB)の無線設備の機器 〔 W 〕 □A3E W □短波帯(27 MHz SSB)の無線設備の機器 〔 U 〕 □J3E W □H3E 27524 kHz W □短波帯(27 MHz DSB)の無線設備の機器 〔 Y 〕 □A3E W □船上通信設備 〔 I 〕 □F2B ch 15 ch 17 W □F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W □F1B F1E 457.5156250Hz—457.5843750Hz及び 467.5156250Hz—467.5843750Hz 6.25kHz間隔の24波 W □ □レーダー 〔 G 〕 □P0N 9410 MHz kW □P0N Q0N Y0N 9400 MHz W □ □衝突型船舶自動識別装置 〔 K 〕 □F1D 161.5—162.025 MHz 25kHzでの25kHz間隔の周波数 22波 2W □HFデータ交換装置 〔 V 〕 □ W □ □その他の設備 □ □ □ □	
20 無線設備の設置場所	船舶名	フリガナ 英文
21 停泊港コード		
22 主たる停泊港		
23 船舶の所有者	□免許人 □その他( )	
24 船舶の運行者		
25 船舶の用途コード		
26 総トン数		
27 旅客定員コード		
28 長さコード		
29 国際航海従事	□有 □無	

幅　　辺　　(日本産業規格A列4番)

4号様

30 無線局の区別		
31 電気通信事業の取扱範囲	□国内 □国際	
32 航行する海域コード		
33 航行区域又は従事制限コード		
34 船舶番号又は漁船登録番号		
35 信号符字		
36 加入海岸局	名称加入 数字加入	
37 電行規則第28条第2項の無線設備	設備コード 無線設備の名称	コード [ ]
38 電行規則第28条第3項の無線設備	設備コード 無線設備の名称	
39 電行規則第28条第4項の無線設備	設備コード 無線設備の名称	
40 電波法第33条の規定により置かなければならない受信機等	(1) 電波法第33条の規定により置かなければならない受信機等	□サブバンド受信機〔英文(518kHz)〕 □サブバンド受信機〔和文(424kHz)〕 □高機能グループ呼出受信機 □デジタル選択呼出等用受信機(船舶波帯) □デジタル選択呼出等用受信機(中短波帯) □デジタル選択呼出等用受信機(中短波帯及び短波帯) □無線航法装置 □地上無線航法装置 □衛星無線航法装置 □船舶地球局の無線設備 無線設備の名称 〔 〕 識別信号 〔 〕 免許の番号 〔 〕
	(2) 電波法第35条の増置	□電波法第35条第1号の増置 □船舶遭難の無線設備の機器 □中短波帯の無線設備の機器 □中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 □中短波帯及び短波帯のテレタイプ選択呼出等用受信機 □船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 無線設備の名称 〔 〕 識別信号 〔 〕 免許の番号 〔 〕 □その他(他の無線設備の機器を予備設備としたときはその機器) 〔 〕 □電波法第35条第2号の増置 □他の者への委託 〔 〕 □電波法第35条第3号の増置
41 備考		

幅　　辺　　(日本産業規格A列4番)

注1　各欄の記載は，次の表のとおりとする。

区　別	記　載　す　る　欄　等	備　　考
1　免許の申請の場合	2，3，4，5，6，7，8，9，10，11，12，13，14，15，16，17，18，19，20，21，22，23，24，25，26，27，28，29，30，31，32，33，34，35，36，37，38，39，40，41	
2　変更の申請又は届出を行う場合	1(注1)，2，3，4，5，6，7，14(注2)，(注3)，30(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1)　予備免許中の変更を除く。 (注2)　17の欄に変更がある場合に限る。 (注3)　19の欄から29の欄までに変更がある場合に限る。 (注4)　31の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
3　再免許の申請の場合	1，2，3，4，5，6，7，9，14，15，16，17，18，19	

2　1の欄は，現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3　2の欄は，免許の申請を行う場合，変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により，該当する□に√印を付けること。

4　3の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は，次によること。

(1)　開設，継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は，変更の内容を含む。)を記載すること。

(2)　船舶地球局に限り再免許の申請の場合は，(1)に加え，免許の期間中における業務の概要を，申請前65ヵ月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること。

(3)　実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は，次の事項を併せて記載すること。

ア　免許の申請の場合

実験，試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし，申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験，試験又は調査の方法及び具体的計画が同一であるときは，当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同一である旨を記載して，その記載を省略することができる。

イ　再免許の申請の場合

実験，試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験，試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし，申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験，試験又は調査の方法及び具体的計画が同一であるときは，当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同一である旨を記載して，その記載を省略することができる。

6　5の欄は，法人，団体又は個人の区別により，該当する□に√印を付けること。

7　6の欄は，日本産業規格(JIS　X0401及びX0402)に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)，郵便番号及び住所(申請者が法人又は団体の場合は，本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし，都道府県コードが不明の場合は，コードの欄への記載を要しない。また，都道府県コードを記載した場合は，都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8　7の欄は，申請者が法人の場合は氏名の名称を，団体の場合はその名称及び代表者の氏名を，個人の場合は氏名を記載し，それぞれにフリガナを付けること。この場合において，団際航海に従事する船舶局にあっては，英文による表記を付記すること。

9　8の欄は，法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし，24時間を希望する場合は，記載を要しない。

10　9の欄は，該当する□に√印を付け，該当事項を記載すること。ただし，第25条第1項の規定の適用がある無線局，適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお，日付指定の場合は，「H28.12.2　1」のように記載すること。

11　10の欄は，該当する□に√印を付け，該当事項を記載すること。ただし，適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は，記載を要しない。なお，日付指定の場合は，注10に準じて記載すること。

12　11の欄は，無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお，主たる目的及び従たる目的を有する無線局については，主たる目的，従たる目的の順に記載することとし，従たる目的の□に√印をつけること。

13　12の欄は，無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。

14　13の欄は，個々に記載することが困難な場合は，「何所属の受信設備」，「免許人所属の受信設備」のように公開的に記載すること。なお，船舶地球局については，申請に係る無線局の通信の相手方である人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を記載し，受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは，通信の相手方である船舶地球局又は陸球地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

15　14の欄は，次の区分に従い，記載すること。

(1)　免許の申請の場合

希望する識別信号

(2)　再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は，希望する識別信号を含む。)

16　15の欄は，船舶地球局の場合に，17及び19の欄に船舶局の場合に記載することとし，次によること。

(1)　電波の型式は，次によること。

ア　通信設定及び通信の確通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は，単一通信路の無線設備において，当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き，記載しないこと。

イ　占有周波数帯幅については，設備規則別表第2号第25から第4までの規定の適用がある場合に限り，必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法による電波の型式に従って記載すること。

(ア)　占有周波数帯幅を3桁字及び1文字(H，K，M又はG)により記載すること。この場合において，最初の記号として数字の0を定びに文字のH，K及びMを用いないこと。

(イ)　占有周波数帯幅の記載に際しては，次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い，記載方法の欄に示すとおりに占有周波数帯幅の大きさに応じたH，K，M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記　載　方　法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	K00～999K
1.00MHz～999MHz	M00～999M
1.00GHz～999GHz	G00～999G

(2)　周波数は，希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお，範囲を記載する場合は，「90MHzから96MHzまで(何度)」のように記載すること。この場合において，免許規則別表10条の2第1項の規定による総務大臣が別に告示する記号によって記載する場合は，「4ｰ22GHz/71　H　0133(度)」のように記載すること。また，シンセサイザ方式のものにあっては，発射可能な周波数の間隔及び数を，「10kHz間隔の周波数100波」のように付記すること。ただし，特定の周波数を希望する場合は，希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また，船舶地球局であって特定の周波数を範囲で希望する場合は，「90MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

(3)　船舶局にあっては，無線設備の機器等，希望する電波の型式，周波数，空中線電力について，該当する□に√印を付けること。この場合において，記載されている以外の機器等，電波の型式，周波数，空中線電力を希望する場合は，具体的に記載すること。

(4)　空中線電力は，希望する最大空中線電力を記載すること。

17　16，18及び20の欄は，14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は，希望する識別信号又は名称)を記載すること。

18　20の欄は，船舶の名称を記載し，フリガナを付けること。この場合において，船舶地球局及び船舶局であって国際航海に従事する船舶にあっては，英文による表記を付記すること。

19　21の欄は，船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を，都道府県コードの最初の2桁で記載すること。

20　22の欄は，船舶局の場合に限り記載することとし，船舶が主に停泊している港の名称を記載すること。

21　船舶地球局においては，23，25から29まで及び31から35までの欄は，記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする船舶局の船舶に関する事項と同一のものとなる場合は，その旨記の□に√印を付けることにより，当該船舶の名称及び当該船舶局の免許の番号をその欄に記載して，当該事項の記載を省略することができる。

22　23の欄は，当該船舶の所有者について，免許人(免許の申請の場合にあっては，申請者)又はその他の所有者欄の□に√印を付けることとし，その他に該当する場合は，その名称を括弧内に記載すること。

23　24の欄は，船舶地球局に限り記載することとし，当該船舶の運行者について記載すること。

24　25の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

25　26の欄は，次によること。

(1)　国際航海に従事する船舶については，国際総トン数を具体的に記載すること。

(2)　国際航海に従事しない船舶については，国内トン数数を具体的に記載すること。

(3)　国際航海に従事しない船舶であって，国際トン数証書の交付を受けているものについては，(2)に加え，41の欄に国際総トン数を具体的に記載すること。

26　27及び28の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

27　29の欄は，該当する□に√印を付けること。

28　31の欄は，船舶局に限り記載することとし，該当する□に√印を付けること。

29　32の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし，商務船舶局に設置される船舶地球局の場合は，記載を要しない。

30　33の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

31　34の欄は，船舶局に限り記載することとし，「123456」又は「TR2ｰ1234」のように記載すること。

32　35の欄は，当該船舶の信号符字がある場合に限り記載すること。

33　36の欄は，船舶局に限り記載することとし，加入している海岸局を，正加入，準加入の別に従い記載すること。

34　37の欄は，船舶局に限り記載することとし，局種及び無線設備の名称について，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

35　38及び39の欄は，船舶局に限り記載することとし，局種コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載し，無線設備の名称の欄は具体的に記載すること。

(記載例)　TC　インマルサットC

36　40の欄は，商務船舶局等に限り記載することとし，次によること。

(1)　(1)の欄は，該当する□に√印を付け，同欄の「　」には該当する事項を記載すること。この場合における船舶地球局の無線設備は電行規則第26条の2第1項のインマルサット船舶地球局又は電行規則第12条第6項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.350MHzから1,626.5MHz主での周波数の電波を使用するものに限るものとし，高機能グループ呼出受信機は電行規則第26条第6項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を空白のものとする。

(2)　(2)の欄は，法第35条の規定による措置をとらなければならない船舶局の場合に

別表第二号第４　航空機局及び航空機地球局の無線局事項書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第4　航空機局及び航空機地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であって、航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であって、航空機に開設するもの」と、「航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であって宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

無線局事項書	
1　免許の番号	
2　申請(届出)の区分	□開設　□変更　□再免許
3　無線局の種別コード	
4　開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5　法人(団体)個人の別	□法人　□団体　□個人
6　住　所	郵便番号(　　)　　－ 〒(　　－　　) 電話番号(　　)　　－
7　氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 漢字
8　希望する運用許容時間	
9　工事落成の予定期日	□日付指定： □予備免許の日から　　日目の日 □予備免許の日から　　日目の日
10　運用開始の予定期日	□免許の日 □日付指定： □予備免許の日から　　日以内の日 □免許の日から　　日内の日
11　無線局の目的コード	□従たる目的 □従たる目的
12　通信事項コード	
13　通信の相手方	
14　識別符号	
15　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
16　無線設備の設置場所	航空機名 (機種名符)
17　主たる定置場	
18　航空機の所有者	□免許人　□その他(　　)
19　航空機の運行者	□免許人　□その他(　　)
20　航空機の用途コード	
21　飛行区域	□国内　□国際
22　気象受信有無	□有　□無
23　最高飛行高度	□ft　□m
24　航空法第80条の規定に該当の有無	□有　□無
25　航空機の型式	
26　国籍識別コード	
27　備考	

（日本産業規格A列4番）

注1　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1(注1) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	(注1　予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15	

2　1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
3　2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□に√印を付けること。
4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
5　4の欄は、次にこと。
(1)　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。
(2)　航空機地球局に限り、再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における事業の概要を、申請前6ヶ月中における18平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること。
(3)　実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。
ア　免許の申請の場合
実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
イ　再免許の申請の場合
実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
6　5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□に√印を付けること。
7　6の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8　7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航空に従事する航空機にあっては、英文による表記を付記すること。
9　8の欄は、法第6条第1項第9号に規定する希望する運用停止時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
10　9及び10の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「YEN.12.21」のように記載すること。
11　11及び12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、11の欄に、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に√印をつけること。
12　13の欄は、通信の相手方を「航空交通管制用航空局」、「飛行援助通信を行う航空局」、「運航管理通信を行う航空局」のように記載すること。なお、航空機地球局の免許又は再免許の申請の場合は、申請に係る航空機地球局の通信の相手方であるる工業施設の開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である航空機地球局又は航空地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。
13　14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
(1)　免許の申請の場合
希望する識別信号
(2)　再免許の申請又は変更の申請若しくくは届出の場合
現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）
14　15の欄は、次にとること。
(1)　電波の型式は、次にとること。
占有周波数帯幅については、設備規則別表第2号第1号から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。
ア　占有周波数帯幅を3桁字及び3文字（H、K、W又は5G）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のH、W及び5Gを用いないこと。
イ　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、W又は5Gの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記　載　方　法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	K00～999K
1.00MHz～999MHz	M00～999M
1.00GHz～999GHz	G00～999G

(2)　周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、

範囲を記載する場合は、「fMHzからfMHzまでfGHz間隔のfMHz」のように記載すること。この場合において、設置大区の告示に基づき周波数を記号によって記載する場合は、「78MHzから230MHzまでC2K（CEP（TEP）FE　EA　W　W）MHz」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、航空機地球局であって特定の周波数を範囲で希望する場合は、「fMHzからfMHzまで」のように記載することができる。
(3)　空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。
15　16の欄は、航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。
16　17の欄は、航空機の主たる定置場を、「東京国際空港」のように記載すること。
17　航空機地球局においては、18、20から23まで及び25の欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を除くこと航空機局の航空機に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該航空機の登録記号及び当該航空機局の免許の番号を27の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。
18　19の欄は、免許人（免許の申請の場合にあっては、申請者）又はその他の別を該当する□に√印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。
19　19の欄は、航空機地球局に限り記載することとし、免許人（免許の申請の場合にあっては、申請者）又はその他の別を該当する□に√印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。
20　20の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
21　21から24までの欄は、該当する□に√印を付け、併せて23の欄に最高飛行高度を記載すること。
22　22の欄は、国土交通省が発給する航空機登録証明書に記載された航空機型式を記載すること。
23　26の欄は、400MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を設置する場合に限り記載することとし、当該無線機に付された識別コードを記載すること。
24　27の欄は、次にとること。
(1)　検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。
(2)　航空機地球局の場合に限り、当該無線局の設置が航空機の安全運航又は正常運航に関する通信に利用しないものである場合は、その旨を記載すること。
(3)　当該航空機局の送信設備が電行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものである場合は、使用周波数の測定を受けることとなっている旨不足の名称及び識別信号又は免許人が別に整え付ける周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式及び検定番号並びに台数を記載すること。
(4)　航空法第127条ただし書の許可を受けた外国の航空機である場合は、その旨を記載すること。
(5)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第25条第2

項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
(6)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
(7)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
25　該当欄に金額を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
26　無線局事項書（設付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。
27　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請を行う場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第5　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認められた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であって、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であって、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

1枚目

無線局事項書	
1　免許の番号	
2　申請（届出）の区分	□開設　□変更　□再免許
3　無線局の種別コード	
4　開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5　法人団体の別	□法人　□団体
6　住　所	都道府県一市区町村コード（　　） 〒　－　）
	電話番号（　　）　－
7　法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ
8　希望する運用許容時期	
9　工事落成の予定期日	□日付指定： □予備免許の日から　　月目の日 □予備免許の日から　　月目の日
10　運用開始の予定期日	□免許の日 □日付指定： □予備免許の日から　　月以内の日 □免許の日から　　月以内の日
11　無線局の目的コード	
	□従たる目的
	基幹放送の種類コード
12　通信事項コード	
13　通信の相手方	
14　識別信号	
15　人工衛星の名称	
16　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

（日本産業規格A4縦）

2枚目

17　無線局の区別				
18　対地静止衛星軌道又は静止衛星以外の人工衛星の軌道に関する事項	対地静止衛星軌道	経度の変動幅	緯度の変動幅	人工衛星の名称
	軌道の傾斜角			
	周期			
	遠地点の高度			
	近地点の高度			
	軌道の種類	コード（　　）		
19　打上げ予定時期				
20　使用可能期間				
21　軌道に関する事項				
22　目的を遂行できる位置の範囲				
23　予備衛星の数				
24　同一の特性をもつ宇宙物体であって地上にあるもの	宇宙物体の数			
	打上げ予定時期			
25　人工衛星の打上げ機関				
26　人工衛星の国際標識番号				
27　人工衛星の登録制御方式				
28　人工衛星の所有者				
29　人工衛星を打上げるために用いるロケットの種類				
30　受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲				
31　備考				

（日本産業規格A4縦）

3枚目

32 無線局の区別		
33 放送区域等		
34 無線設備の工事費		
35 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称		
36 放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲		
37 基幹放送の業務を継続するに足りる技術的能力		
38 事業計画等	（別紙） □(1) 経営形態及び資本又は出資の額 □(2) 事業開始までに要する局道研究費及びその調達の方法 □(3) 主たる出資者及びその議決権の数 □(4) 役員に関する事項 □(5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(6) 試験の方法及び具体的計画 □(7) 放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の収益の概要 □(8) 役員の事業予定 □(9) 事業収支見積り □(10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	
39 外国人等により占められる役員の割合		%
40 外国人等直接保有議決権割合		%

（日本産業規格A列4番）

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12(注1) 13(注1) 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30(注1) 31 32 33(注2) 34(注2) 35(注2) 36(注2) 37(注2) 38(注2) 39 40	(注1) 衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信事業用無線局については、事業開始の日（再免許の申請の場合にあっては、再免許の日）以降3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信事業用無線局に係る事業計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信事業用無線局を一体として一の事業計画による事業を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。 (注2) 衛星基幹放送局等の場合に限る。
2 変更の申請 又は届出を行う場合	1(注1) 2 3 4 5 6 7 14 17(注2) 18(注2) 32(注3) 38(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 18の欄から32の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 33の欄から40の欄までに変更がある場合に限る。 (注4) 衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更がみられるときに限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 11(注1) 12(注2) 13(注2) 14 15 16 17 18(注1) 19 20 21(注1) 22(注1) 23(注1) 24(注1) 25 26 27(注1) 28(注1) 29 30(注2) 31 32 33(注1) 35(注1) 36(注1) 37(注1) 38(注1) 39 40	(注1) 衛星基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□に○印を付けること。
4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
5 4の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局等の場合
ア 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。
イ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信事業用無線局については、事業開始の日（再免許の申請の場合にあっては、再免許の日）以降3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信事業用無線局に係る事業計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信事業用無線局に係る事業計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信事業用無線局を一体として一の事業計画による事業を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。
(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合
ア 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。
イ 再免許の申請の場合は、アに加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前5年間における10年平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第15条の2第1項第8号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。
ウ 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。
（ア） 免許の申請の場合
実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
（イ） 再免許の申請の場合
実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
エ 電気通信事業用無線局においては、事業開始の日（再免許の申請の場合にあっては、再免許の日）以降3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信事業用無線局に係る事業計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信事業用無線局を一体として一の事業計画による事業を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する事業を行うことを目的の一部とする電気通信事業用無線局については、事業開始の日（再免許の申請の場合にあっては、再免許の日）以降3年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。

6 5の欄は、法人又は団体の区別により、該当する□に○印を付けること。
7 6の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJIS0602に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又はこれら事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
9 8の欄は、法第6条第1項第5号に規定する希望する運用許容時期について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
10 9の欄は、該当する□に○印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「R26.12.21」のように記載すること。
11 10の欄は、該当する□に○印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること（衛星基幹放送局等の場合は、無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含めて記載すること。人工衛星局及び宇宙局の場合は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に○印を付けること。）。
13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。
14 13の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いてわが国第一一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。
15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
(1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）
16 15の欄は、人工衛星の名称を「Ｘ－ＳＡＴ－110」のように記載すること。
17 16の欄は、次によること。
(1) 衛星基幹放送局等の場合
ア 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号

第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に従して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に従して記載することができる。

(ア) 占有周波数帯幅を3桁字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のH、K及びMを用いないこと。

(イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H01～999H
1.00kHz～999kHz	K00～999K
1.00MHz～999MHz	M00～999M
1.00GHz～999GHz	G00～999G

イ 希望する周波数の範囲は、「96GHzから99GHzまで」のように記載するほか、次によること。

(ア) 衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

(イ) デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

A 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。

B 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「33.7561メガボー」のように併せて記載すること。

C 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒42.192メガビット」のように併せて記載すること。

D 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒69.718メガビット」のように併せて記載すること。

ウ 空中線電力の記載は、次によること。

(ア) 電波の型式の別に記載すること。

(イ) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。)を併せて記載すること。

(ウ) 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

(ニ) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

ア 電波の型式は、次によること。

(ア) 多重無線設備の打合せ通信回線については、変調の型式は記載しないこと。

(イ) 遠隔設定及び通信の検査を確保するための音響信号に係る3重送信を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、第一通信線の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

(ウ) 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号表2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に従して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に従して記載することができる。

A 占有周波数帯幅を3桁字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のH、K及びMを用いないこと。

B 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H01～999H
1.00kHz～999kHz	K00～999K
1.00MHz～999MHz	M00～999M
1.00GHz～999GHz	G00～999G

イ 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「96MHzから96MHzまで96波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「96MHzから96MHzまで96kHz間隔96波」又は「96MHzから96MHzまで」のように記載することができる。

ウ 空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。

18 17及び32の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又はは名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又はは名称)を記載すること。

19 18の欄は、次によること。

(1) 対地静止衛星の場合

ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。

イ 経度の変動幅及び経度の変動幅の多欄は、「±0.1°」のように記載すること。

ウ 人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合

ア 軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。

イ 周期の欄は、分単位で記載すること。

ウ 遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。

エ 軌道の種類は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

20 19の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日(既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日)を記載すること。

21 20の欄は、「28年(平成40年まで)」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請書提出の際の使用可能期間を記載すること。

22 21の欄は、18の欄に記載した人工衛星の軌道又は位置に関する事項以外の、人工衛星局及び衛星基幹放送局等の設置場所等に係る情報(ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間を含む)に関して記載すること。

23 22の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局及び衛星基幹放送局等の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

24 23の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局等の場合

予備衛星がある場合に限り、申請に係る衛星基幹放送局等が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であって、他上にあるものと軌道予備となっているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局(宇宙局を含む。)が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であって、軌道予備となっているものの数を「1機」のように記載すること。

25 24の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り記載することとし、宇宙物体の数の欄に開設される人工衛星局及び衛星基幹放送局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄は当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。

26 25の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載すること。

27 26の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。

28 27の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。

29 28の欄は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。

30 29の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。ただし、衛星基幹放送局の場合は、28の欄を記載した場合に限る。

31 30の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を記載し、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。

32 31の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局等の場合

ア 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第25条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

イ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが遠近ふつ一線実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして電波法関係審査基準の2の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

ウ その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

ア 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

イ 当該無線局の送信設備は電行規則第13条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている指手箱の名称及び識別信号又は免許人が同に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定期間等を第14章の型式及び検定番号並びにハ)数を記載すること。

ウ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第25条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

エ 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

オ その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

33 32の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「全国」のように記載すること。

34 34の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区　分	金　額	備　考
無線局 送受信設備 その他	千円	

(注1) 無線設備の工事費は、設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。

(注2) 無線設備の共用等の場合は、その分担する金額を備考欄に記載するとともに、使用承諾書の写し等その違実性を証する書面を添付すること。

35 35の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次によること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、衛星基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、放実所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に属当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地域局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地域局設備」及び「放送局の送信設備」の相互関係の高度のうち技術高度一の適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　放送法第121条第2項第1号に規定する基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　放送法第121条第2項第2号に規定する基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4)　(1)の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等識別番号を他人に貸与する場合においては、貸与先の氏名又は名称、貸与して行おうとする設備の範囲及び事業の範囲を明確にして付記すること。

(5)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別紙記載すること。

(6)　再免許の申請の場合であって、記載する内容が既に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

36　36の欄は、衛星基幹放送局等に関り記載することとし、次により記載すること。

(1)　35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線局設備及び放送施行規則第4条第3号に規定する地球局設備を記載すること。

(2)　再免許の申請の場合であって、記載する内容が既に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

37　37の欄は、衛星基幹放送局等に関り記載することとし、次により記載すること。

(1)　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2)　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

(3)　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる資格要件等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

(4)　設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の□に規定する設備の内容を記載すること。

(5)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別紙記載すること。

(6)　記載する内容が全部又は一部が同一の他人に属する他の衛星基幹放送局等のものと同一である場合において、当該他の衛星基幹放送局等についてその全部を記載したとき又は再免許の申請の場合であって、記載する内容が既に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

38　38の欄は、衛星基幹放送局等に関り記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い(別紙)の該当する□に√印を付けて、別紙を別第1として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」「別紙(7)に記載のとおり」、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　免許の申請の場合	(1)　(注1)(注2) (2)　(注1)(注2) (3)　(注1)(注2) (4)　(注1)(注2) (5)　(注1)(注3) (6)　(注1)(注4) (7)　(注1)(注2) (8)　(注1)(注2) (9)　(注1)(注2)	(注1)　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合には、提出を省略すること。 (注2)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注1)(注2) (2)　(注1)(注2) (3)　(注1)(注2) (4)　(注1)(注2) (5)　(注3) (6)　(注4) (7)　(注1)(注2) (8)　(注1)(注2) (9)　(注1)(注2)	(注1)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注2)　当該変更によって事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注3)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
3　再免許の申請の場合	(1)　(注1)(注2) (2)　(注1)(注2) (3)　(注1)(注2) (4)　(注1)(注3) (5)　(注1)(注4) (6)　(注1)(注2) (7)　(注1)(注2) (8)　(注1)(注2) (9)　(注1)(注2) (10)　(注1)	(注1)　当該別紙に記載する内容の全部が、既に免許を受けている基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときは、提出を省略することができる。 (注2)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

39　38の欄の(別紙)は、次にこととする。

(1)　別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経常利益の欄に記載を要しない。

ア　株式会社の場合

経資形態	株　式　会　社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の額は、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ　設立中の株式会社の場合

経資形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合　計

ウ　株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1)　法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア)　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ)　定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定められない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2)　設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア)　定款(会社法第30条第4項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ)　法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ)　設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人総会等的書の写し及び発起人引受承諾書

(注3)　法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2)　別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用　途　別　資　金　の　額		資金調達の方法
工事費 事務費 その他 計 創業の合	千円	

(注1)　資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、補助金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2)　貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込書の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3)　別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　考

(注1)　議決権(株式会社にあっては議決権、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において「同上」の総数に対する議決権の比率が100分の10以上の者(株式会社にあっては株主、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定められある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2)　設立中の法人又は団体にあっては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3)　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の10以上となる予定がある場合は、その旨を併せて記載すること。

(注4)　法人又は団体については、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5)　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあっては本店又はまたは事務所の所在地を記載すること。

(注6)　職業の欄は、法人又は団体にあっては「何事業」、個人にあっては「何(株)(代)等商(家)」、「構資商匠 主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　出資が株式の引受け以外の所要となるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ)　発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ)　出資の予定のものについてはその旨

(4)　別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏　名	住　所	役　名	担当部門	兼　職	備　考

(注1)　株式会社にあっては役員、その他の法人又は団体にあってはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2)　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注3)　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4)　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び兼関事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものに代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は

常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を(23)に準じて記載すること。

(23) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 予定のものにのみについてはその旨

(24) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(5) 別紙(5)は、次により記載すること。

再免許の申請の場合は、試験の方法及び具体的計画のほか、免許の期間中における試験の方法及び結果の概要を記載すること。

(6) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B/A)×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(7) 別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業収支	放送局設備費及び放送網の収支	事業収支	放送局設備費及び放送網の収支	事業収支	放送局設備費及び放送網の収支	事業収支	放送局設備費及び放送網の収支	事業収支	放送局設備費及び放送網の収支
1 売上高 放送料 有料放送料 放送番組制作料 放送番組売上料 その他 2 売上原価 放送費 技術費 人件費 減価償却費 その他 3 売上総利益(1－2) 4 販売費及び一般管理費 販売費 一般管理費 人件費 減価償却費 その他 5 営業利益(3－4) 6 営業外収益 7 営業外費用 8 経常利益(5＋6－7)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
備考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。なお、衛星基幹放送試験局の場合は、科目の欄を「研究費用」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送局設備費及び放送網の整備を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が黒字にならない場合における理由を記載すること。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を導入行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 収益

(注1) 放送番組の収支び放送局設備費及び放送網の収支について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(イ) 費用

科目	金額	根拠
	千円	

(注1) (ア)の目に準じて記載すること。

(8) 別紙(10)は、次の事項について記載すること。

ア 事業の実績

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。)について簡単に記載すること。衛星基幹放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) その他参考となる事項の概要

イ 資金、設備及び収支の実績(放送及び受信の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期の中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(9) 別紙の記載内容の一覧について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

40 39の欄は、法人又は団体の場合に限りて記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(1) 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

フリガナ 氏名	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	

(注1) 株式会社であっては役員、その他の法人又は団体にあってはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を添付すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代表」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

(注5) 備考の欄は、予定のものについては その旨を記載すること。

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍謄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(海に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあっては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあってはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局

ア 代表者

フリガナ 氏名	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	

(注1) 法人又は団体にあっては、代表者が複数を選任されている場合は、全員について記載すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

イ 役員

役員の総数　　名(A)(代表者　　名、その他役員　　名)
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数　　名(B)
外国人等役員比率　　%((B)／(A))

(注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

41 40の欄は、法人又は団体の場合に限りて記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(1) 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区分	株式数(株)	議決権の数(個)
無議決権株式(B)		
議決権制限株式(C)		

発行株式(A)	定款の事項の種類株式	譲渡制限株式(B)		
		取得条項付株式(C)		
		取得請求権付株式(D)		
		全部取得条項付種類株式(E)		
		拒否権株式(F)		
		役員等の選任権付株式(G)		
		役員等の解任権付株式(H)		
		株式の発行可能種類数(I)		
		株式の発行可能数(J)		
		株式の発行済数(K)		
		株式の譲渡制限の内容(L)		
		株式の発行に関する事項(M)		
		株式の発行価格(N)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(O)		
		株式の発行に関する事項(P)		
		株式の発行価格(Q)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(R)		
		株式の発行に関する事項(S)		
		株式の発行価格(T)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(U)		
		株式の発行に関する事項(V)		
		株式の発行価格(W)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(X)		
		株式の発行に関する事項(Y)		
		株式の発行価格(Z)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AA)		
		株式の発行に関する事項(AB)		
		株式の発行価格(AC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AD)		
		株式の発行に関する事項(AE)		
		株式の発行価格(AF)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AG)		
		株式の発行に関する事項(AH)		
		株式の発行価格(AI)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AJ)		
		株式の発行に関する事項(AK)		
		株式の発行価格(AL)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AM)		
		株式の発行に関する事項(AN)		
		株式の発行価格(AO)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AP)		
		株式の発行に関する事項(AQ)		
		株式の発行価格(AR)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AS)		
		株式の発行に関する事項(AT)		
		株式の発行価格(AU)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AV)		
		株式の発行に関する事項(AW)		
		株式の発行価格(AX)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(AY)		
		株式の発行に関する事項(AZ)		
		株式の発行価格(BA)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BB)		
		株式の発行に関する事項(BC)		
		株式の発行価格(BD)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BE)		
		株式の発行に関する事項(BF)		
		株式の発行価格(BG)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BH)		
		株式の発行に関する事項(BI)		
		株式の発行価格(BJ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BK)		
		株式の発行に関する事項(BL)		
		株式の発行価格(BM)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BN)		
		株式の発行に関する事項(BO)		
		株式の発行価格(BP)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BQ)		
		株式の発行に関する事項(BR)		
		株式の発行価格(BS)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BT)		
		株式の発行に関する事項(BU)		
		株式の発行価格(BV)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BW)		
		株式の発行に関する事項(BX)		
		株式の発行価格(BY)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(BZ)		
		株式の発行に関する事項(CA)		
		株式の発行価格(CB)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(CC)		
		株式の発行に関する事項(CD)		
		株式の発行価格(CE)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(CF)		
		株式の発行に関する事項(CG)		
		株式の発行価格(CH)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(CI)		
		株式の発行に関する事項(CJ)		
		株式の発行価格(CK)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(CL)		
		株式の発行に関する事項(CM)		
		株式の発行価格(CN)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(CO)		
		株式の発行に関する事項(CP)		
		株式の発行価格(CQ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(CR)		
		株式の発行に関する事項(CS)		
		株式の発行価格(CT)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(CU)		
		株式の発行に関する事項(CV)		
		株式の発行価格(CW)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(CX)		
		株式の発行に関する事項(CY)		
		株式の発行価格(CZ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DA)		
		株式の発行に関する事項(DB)		
		株式の発行価格(DC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DD)		
		株式の発行に関する事項(DE)		
		株式の発行価格(DF)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DG)		
		株式の発行に関する事項(DH)		
		株式の発行価格(DI)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DJ)		
		株式の発行に関する事項(DK)		
		株式の発行価格(DL)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DM)		
		株式の発行に関する事項(DN)		
		株式の発行価格(DO)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DP)		
		株式の発行に関する事項(DQ)		
		株式の発行価格(DR)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DS)		
		株式の発行に関する事項(DT)		
		株式の発行価格(DU)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DV)		
		株式の発行に関する事項(DW)		
		株式の発行価格(DX)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(DY)		
		株式の発行に関する事項(DZ)		
		株式の発行価格(EA)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(EB)		
		株式の発行に関する事項(EC)		
		株式の発行価格(ED)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(EE)		
		株式の発行に関する事項(EF)		
		株式の発行価格(EG)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(EH)		
		株式の発行に関する事項(EI)		
		株式の発行価格(EJ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(EK)		
		株式の発行に関する事項(EL)		
		株式の発行価格(EM)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(EN)		
		株式の発行に関する事項(EO)		
		株式の発行価格(EP)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(EQ)		
		株式の発行に関する事項(ER)		
		株式の発行価格(ES)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(ET)		
		株式の発行に関する事項(EU)		
		株式の発行価格(EV)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(EW)		
		株式の発行に関する事項(EX)		
		株式の発行価格(EY)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(EZ)		
		株式の発行に関する事項(FA)		
		株式の発行価格(FB)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(FC)		
		株式の発行に関する事項(FD)		
		株式の発行価格(FE)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(FF)		
		株式の発行に関する事項(FG)		
		株式の発行価格(FH)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(FI)		
		株式の発行に関する事項(FJ)		
		株式の発行価格(FK)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(FL)		
		株式の発行に関する事項(FM)		
		株式の発行価格(FN)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(FO)		
		株式の発行に関する事項(FP)		
		株式の発行価格(FQ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(FR)		
		株式の発行に関する事項(FS)		
		株式の発行価格(FT)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(FU)		
		株式の発行に関する事項(FV)		
		株式の発行価格(FW)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(FX)		
		株式の発行に関する事項(FY)		
		株式の発行価格(FZ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GA)		
		株式の発行に関する事項(GB)		
		株式の発行価格(GC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GD)		
		株式の発行に関する事項(GE)		
		株式の発行価格(GF)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GG)		
		株式の発行に関する事項(GH)		
		株式の発行価格(GI)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GJ)		
		株式の発行に関する事項(GK)		
		株式の発行価格(GL)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GM)		
		株式の発行に関する事項(GN)		
		株式の発行価格(GO)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GP)		
		株式の発行に関する事項(GQ)		
		株式の発行価格(GR)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GS)		
		株式の発行に関する事項(GT)		
		株式の発行価格(GU)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GV)		
		株式の発行に関する事項(GW)		
		株式の発行価格(GX)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(GY)		
		株式の発行に関する事項(GZ)		
		株式の発行価格(HA)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HB)		
		株式の発行に関する事項(HC)		
		株式の発行価格(HD)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HE)		
		株式の発行に関する事項(HF)		
		株式の発行価格(HG)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HH)		
		株式の発行に関する事項(HI)		
		株式の発行価格(HJ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HK)		
		株式の発行に関する事項(HL)		
		株式の発行価格(HM)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HN)		
		株式の発行に関する事項(HO)		
		株式の発行価格(HP)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HQ)		
		株式の発行に関する事項(HR)		
		株式の発行価格(HS)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HT)		
		株式の発行に関する事項(HU)		
		株式の発行価格(HV)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HW)		
		株式の発行に関する事項(HX)		
		株式の発行価格(HY)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(HZ)		
		株式の発行に関する事項(IA)		
		株式の発行価格(IB)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(IC)		
		株式の発行に関する事項(ID)		
		株式の発行価格(IE)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(IF)		
		株式の発行に関する事項(IG)		
		株式の発行価格(IH)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(II)		
		株式の発行に関する事項(IJ)		
		株式の発行価格(IK)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(IL)		
		株式の発行に関する事項(IM)		
		株式の発行価格(IN)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(IO)		
		株式の発行に関する事項(IP)		
		株式の発行価格(IQ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(IR)		
		株式の発行に関する事項(IS)		
		株式の発行価格(IT)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(IU)		
		株式の発行に関する事項(IV)		
		株式の発行価格(IW)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(IX)		
		株式の発行に関する事項(IY)		
		株式の発行価格(IZ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JA)		
		株式の発行に関する事項(JB)		
		株式の発行価格(JC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JD)		
		株式の発行に関する事項(JE)		
		株式の発行価格(JF)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JG)		
		株式の発行に関する事項(JH)		
		株式の発行価格(JI)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JJ)		
		株式の発行に関する事項(JK)		
		株式の発行価格(JL)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JM)		
		株式の発行に関する事項(JN)		
		株式の発行価格(JO)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JP)		
		株式の発行に関する事項(JQ)		
		株式の発行価格(JR)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JS)		
		株式の発行に関する事項(JT)		
		株式の発行価格(JU)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JV)		
		株式の発行に関する事項(JW)		
		株式の発行価格(JX)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(JY)		
		株式の発行に関する事項(JZ)		
		株式の発行価格(KA)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KB)		
		株式の発行に関する事項(KC)		
		株式の発行価格(KD)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KE)		
		株式の発行に関する事項(KF)		
		株式の発行価格(KG)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KH)		
		株式の発行に関する事項(KI)		
		株式の発行価格(KJ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KK)		
		株式の発行に関する事項(KL)		
		株式の発行価格(KM)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KN)		
		株式の発行に関する事項(KO)		
		株式の発行価格(KP)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KQ)		
		株式の発行に関する事項(KR)		
		株式の発行価格(KS)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KT)		
		株式の発行に関する事項(KU)		
		株式の発行価格(KV)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KW)		
		株式の発行に関する事項(KX)		
		株式の発行価格(KY)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(KZ)		
		株式の発行に関する事項(LA)		
		株式の発行価格(LB)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(LC)		
		株式の発行に関する事項(LD)		
		株式の発行価格(LE)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(LF)		
		株式の発行に関する事項(LG)		
		株式の発行価格(LH)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(LI)		
		株式の発行に関する事項(LJ)		
		株式の発行価格(LK)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(LL)		
		株式の発行に関する事項(LM)		
		株式の発行価格(LN)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(LO)		
		株式の発行に関する事項(LP)		
		株式の発行価格(LQ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(LR)		
		株式の発行に関する事項(LS)		
		株式の発行価格(LT)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(LU)		
		株式の発行に関する事項(LV)		
		株式の発行価格(LW)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(LX)		
		株式の発行に関する事項(LY)		
		株式の発行価格(LZ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MA)		
		株式の発行に関する事項(MB)		
		株式の発行価格(MC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MD)		
		株式の発行に関する事項(ME)		
		株式の発行価格(MF)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MG)		
		株式の発行に関する事項(MH)		
		株式の発行価格(MI)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MJ)		
		株式の発行に関する事項(MK)		
		株式の発行価格(ML)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MM)		
		株式の発行に関する事項(MN)		
		株式の発行価格(MO)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MP)		
		株式の発行に関する事項(MQ)		
		株式の発行価格(MR)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MS)		
		株式の発行に関する事項(MT)		
		株式の発行価格(MU)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MV)		
		株式の発行に関する事項(MW)		
		株式の発行価格(MX)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(MY)		
		株式の発行に関する事項(MZ)		
		株式の発行価格(NA)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NB)		
		株式の発行に関する事項(NC)		
		株式の発行価格(ND)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NE)		
		株式の発行に関する事項(NF)		
		株式の発行価格(NG)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NH)		
		株式の発行に関する事項(NI)		
		株式の発行価格(NJ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NK)		
		株式の発行に関する事項(NL)		
		株式の発行価格(NM)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NN)		
		株式の発行に関する事項(NO)		
		株式の発行価格(NP)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NQ)		
		株式の発行に関する事項(NR)		
		株式の発行価格(NS)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NT)		
		株式の発行に関する事項(NU)		
		株式の発行価格(NV)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NW)		
		株式の発行に関する事項(NX)		
		株式の発行価格(NY)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(NZ)		
		株式の発行に関する事項(OA)		
		株式の発行価格(OB)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(OC)		
		株式の発行に関する事項(OD)		
		株式の発行価格(OE)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(OF)		
		株式の発行に関する事項(OG)		
		株式の発行価格(OH)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(OI)		
		株式の発行に関する事項(OJ)		
		株式の発行価格(OK)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(OL)		
		株式の発行に関する事項(OM)		
		株式の発行価格(ON)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(OO)		
		株式の発行に関する事項(OP)		
		株式の発行価格(OQ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(OR)		
		株式の発行に関する事項(OS)		
		株式の発行価格(OT)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(OU)		
		株式の発行に関する事項(OV)		
		株式の発行価格(OW)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(OX)		
		株式の発行に関する事項(OY)		
		株式の発行価格(OZ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PA)		
		株式の発行に関する事項(PB)		
		株式の発行価格(PC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PD)		
		株式の発行に関する事項(PE)		
		株式の発行価格(PF)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PG)		
		株式の発行に関する事項(PH)		
		株式の発行価格(PI)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PJ)		
		株式の発行に関する事項(PK)		
		株式の発行価格(PL)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PM)		
		株式の発行に関する事項(PN)		
		株式の発行価格(PO)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PP)		
		株式の発行に関する事項(PQ)		
		株式の発行価格(PR)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PS)		
		株式の発行に関する事項(PT)		
		株式の発行価格(PU)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PV)		
		株式の発行に関する事項(PW)		
		株式の発行価格(PX)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(PY)		
		株式の発行に関する事項(PZ)		
		株式の発行価格(QA)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QB)		
		株式の発行に関する事項(QC)		
		株式の発行価格(QD)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QE)		
		株式の発行に関する事項(QF)		
		株式の発行価格(QG)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QH)		
		株式の発行に関する事項(QI)		
		株式の発行価格(QJ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QK)		
		株式の発行に関する事項(QL)		
		株式の発行価格(QM)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QN)		
		株式の発行に関する事項(QO)		
		株式の発行価格(QP)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QQ)		
		株式の発行に関する事項(QR)		
		株式の発行価格(QS)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QT)		
		株式の発行に関する事項(QU)		
		株式の発行価格(QV)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QW)		
		株式の発行に関する事項(QX)		
		株式の発行価格(QY)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(QZ)		
		株式の発行に関する事項(RA)		
		株式の発行価格(RB)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(RC)		
		株式の発行に関する事項(RD)		
		株式の発行価格(RE)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(RF)		
		株式の発行に関する事項(RG)		
		株式の発行価格(RH)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(RI)		
		株式の発行に関する事項(RJ)		
		株式の発行価格(RK)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(RL)		
		株式の発行に関する事項(RM)		
		株式の発行価格(RN)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(RO)		
		株式の発行に関する事項(RP)		
		株式の発行価格(RQ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(RR)		
		株式の発行に関する事項(RS)		
		株式の発行価格(RT)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(RU)		
		株式の発行に関する事項(RV)		
		株式の発行価格(RW)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(RX)		
		株式の発行に関する事項(RY)		
		株式の発行価格(RZ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SA)		
		株式の発行に関する事項(SB)		
		株式の発行価格(SC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SD)		
		株式の発行に関する事項(SE)		
		株式の発行価格(SF)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SG)		
		株式の発行に関する事項(SH)		
		株式の発行価格(SI)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SJ)		
		株式の発行に関する事項(SK)		
		株式の発行価格(SL)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SM)		
		株式の発行に関する事項(SN)		
		株式の発行価格(SO)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SP)		
		株式の発行に関する事項(SQ)		
		株式の発行価格(SR)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SS)		
		株式の発行に関する事項(ST)		
		株式の発行価格(SU)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SV)		
		株式の発行に関する事項(SW)		
		株式の発行価格(SX)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(SY)		
		株式の発行に関する事項(SZ)		
		株式の発行価格(TA)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TB)		
		株式の発行に関する事項(TC)		
		株式の発行価格(TD)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TE)		
		株式の発行に関する事項(TF)		
		株式の発行価格(TG)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TH)		
		株式の発行に関する事項(TI)		
		株式の発行価格(TJ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TK)		
		株式の発行に関する事項(TL)		
		株式の発行価格(TM)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TN)		
		株式の発行に関する事項(TO)		
		株式の発行価格(TP)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TQ)		
		株式の発行に関する事項(TR)		
		株式の発行価格(TS)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TT)		
		株式の発行に関する事項(TU)		
		株式の発行価格(TV)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TW)		
		株式の発行に関する事項(TX)		
		株式の発行価格(TY)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(TZ)		
		株式の発行に関する事項(UA)		
		株式の発行価格(UB)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(UC)		
		株式の発行に関する事項(UD)		
		株式の発行価格(UE)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(UF)		
		株式の発行に関する事項(UG)		
		株式の発行価格(UH)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(UI)		
		株式の発行に関する事項(UJ)		
		株式の発行価格(UK)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(UL)		
		株式の発行に関する事項(UM)		
		株式の発行価格(UN)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(UO)		
		株式の発行に関する事項(UP)		
		株式の発行価格(UQ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(UR)		
		株式の発行に関する事項(US)		
		株式の発行価格(UT)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(UU)		
		株式の発行に関する事項(UV)		
		株式の発行価格(UW)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(UX)		
		株式の発行に関する事項(UY)		
		株式の発行価格(UZ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VA)		
		株式の発行に関する事項(VB)		
		株式の発行価格(VC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VD)		
		株式の発行に関する事項(VE)		
		株式の発行価格(VF)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VG)		
		株式の発行に関する事項(VH)		
		株式の発行価格(VI)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VJ)		
		株式の発行に関する事項(VK)		
		株式の発行価格(VL)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VM)		
		株式の発行に関する事項(VN)		
		株式の発行価格(VO)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VP)		
		株式の発行に関する事項(VQ)		
		株式の発行価格(VR)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VS)		
		株式の発行に関する事項(VT)		
		株式の発行価格(VU)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VV)		
		株式の発行に関する事項(VW)		
		株式の発行価格(VX)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(VY)		
		株式の発行に関する事項(VZ)		
		株式の発行価格(WA)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WB)		
		株式の発行に関する事項(WC)		
		株式の発行価格(WD)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WE)		
		株式の発行に関する事項(WF)		
		株式の発行価格(WG)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WH)		
		株式の発行に関する事項(WI)		
		株式の発行価格(WJ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WK)		
		株式の発行に関する事項(WL)		
		株式の発行価格(WM)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WN)		
		株式の発行に関する事項(WO)		
		株式の発行価格(WP)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WQ)		
		株式の発行に関する事項(WR)		
		株式の発行価格(WS)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WT)		
		株式の発行に関する事項(WU)		
		株式の発行価格(WV)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WW)		
		株式の発行に関する事項(WX)		
		株式の発行価格(WY)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(WZ)		
		株式の発行に関する事項(XA)		
		株式の発行価格(XB)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(XC)		
		株式の発行に関する事項(XD)		
		株式の発行価格(XE)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(XF)		
		株式の発行に関する事項(XG)		
		株式の発行価格(XH)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(XI)		
		株式の発行に関する事項(XJ)		
		株式の発行価格(XK)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(XL)		
		株式の発行に関する事項(XM)		
		株式の発行価格(XN)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(XO)		
		株式の発行に関する事項(XP)		
		株式の発行価格(XQ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(XR)		
		株式の発行に関する事項(XS)		
		株式の発行価格(XT)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(XU)		
		株式の発行に関する事項(XV)		
		株式の発行価格(XW)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(XX)		
		株式の発行に関する事項(XY)		
		株式の発行価格(XZ)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(YA)		
		株式の発行に関する事項(YB)		
		株式の発行価格(YC)		
		株式の発行価格のうち資本金に組み入れる額(YD)		
		株式の発行に関する事項(YE)		

別表第二号の二第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第1　基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。以下この別表において同じ。)の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1枚目

工事設計書		
1　無線局の区別		
2　無線局の区別	番号	第　　号　　(　　)
	現用装置の番号	
3　送信の方式コード		
4　電波の型式	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	定格出力(W)	
	低下させる方法コード	
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	
	発振コード	
	製造者名	
	型式又は名称	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
5　電波の諸元	通過帯域幅	
	雑音指数(dB)	
6　設置場所番号		

表　　裏　　（日本産業規格A4(横)）

3枚目

7　無線局の区別					
8　空中線系番号		(　　)			
9　空中線系の諸元	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
	10　空中線	偏波面(m)／地上高(m)			
		空中線位の高さ(m)			
		利得(dBd、dBi又は dB)			
		空中線の位置	緯度	経度	
	11　送信機	総電離損失(dB)			
		共用器損失(dB)			
		その他損失(dB)			
	11　発射する周波数等				
	12　受信する周波数				
	13　空中線系に関するその他の事項	□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。			
	14　附属装置	コード	補足事項		
15　電源設備	区別	予備電源の有無	補足事項		
	蓄電所	□有 □無			
	送信所	□有 □無			
16　その他の工事設計		□電波法第3章に規定する条件に合致する。			
17　添付図面		□送受信機系統図　□電源系統図　□調整装置系統図			
18　備考					

表　　裏　　（日本産業規格A4(横)）

3枚目

19　無線局の区別											
空中線系番号		(　　)				水平面又は□水平面： □垂直面：方位角　　度)					
角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)

4代目

23 無線局の区別										
空中線系番号		（				附角（度）				
角度（度）	減衰量（dB）	角度（度）	減衰量（dB）	角度（度）	減衰量（dB）	角度（度）	減衰量（dB）	角度（度）	減衰量（dB）	

その旨を13の欄に記載すること。

(5)　送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35、25、47」のように記載すること。

9　10の欄は、総電線長、共用開始及びその他開始の値をそれぞれ記載すること。

10　11の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「－」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

11　12の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

12　13の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1)　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、型式、構成(偏波面を含む。)及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

(記載例)

双ループ　8　25　225　3面　0度（真北から315度、245度、335度方向）

4L　12B　1面　一次(真北から180度方向)

(2)　(1)以外の基幹放送局の場合は型式、構成、長さ及び条数又は高数を記載すること。

(記載例)　頂部負荷(直径5m)円形鉄塔　垂直波100m　1基

(3)　空中線及び総電線等を他の基幹放送局と共用する場合は、その旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。

(4)　構成が複雑なため記載が困難なときは、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□に√印を付けること。

ア　送信機の出力端子から送信空中線までの間に受信空中線から受信機の入力端子までの系統を記載すること。

イ　空中線相等における空中線の取付けの状況(平面図及び側面図により明示すること。)を記載すること。

ウ　送信空中線については、輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

エ　送信機の出力端子から送信空中線までの間に給電線以外の装置が挿入されている場合は、挿入器所を記載すること。

13　14の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

14　15の欄は、該当するごとに√印を付け、当該電波設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称(申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。)を記載すること。

15　16の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に√印を付けること。

16　17の欄は、送付図面として、次に掲げる区分に従い、それぞれ該当する図面(当該図面に係る装置を有する場合に限る。)を提出するものとし、該当するごとに√印を付けること。ただし、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同一であるときは、18の欄にその旨を記載して、同一である図面の添付を省略することができる。

(1)　送受信機系統図の図面は、送信機に係るものは、周波数、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数、発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法並びに電源の電圧を、受信機に係るものは、周波数、半導体又は集積回路の名称及び用途並びに各段の周波数(受信周波数と第1局部発振周波数間の周波数との高低の関係を含む。)を記載すること。

(2)　電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び所数を付記すること。

(3)　調整装置系統図の図面は、DS(データターミパ)、APS(番組組立器)、字幕・データ放送等制作システム、EBS(緊急警報信号発生装置)、ESC(符号化装置)、MUX(多重化装置)、放送スクランブル装置等の接続系統を記載すること。

17　18の欄は、次によること。

(1)　送信機の出力を合成するものの場合は、合成の方法を「出力合成方法25kW×2(並列方式)」のように記載すること。

(2)　第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(3)　超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う地上基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものに限る。)の場合は、設備規則別表第2号において当該無線設備に適用される最近波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力からの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は、記載を要しない。

(4)　地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別表第4号の8の8において当該無線設備に適用される隣近波の周波数±4.36MHzにおける平均電力からの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は、記載を要しない。

18　20及び22の欄は、送信空中線に係り次により記載すること。

(1)　中波放送、超短波放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、次により20の欄に記載すること。

ア　空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、放送の区分ごとに示された次の表の方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄は、水平面の□にレを付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄には方位角における減衰量を記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄は、垂直面の□にレ点を付け、該当する主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には仰角を、減衰量の欄にはその仰角における減衰量を記載すること。

放送の区分	仰角の範囲	仰角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
中波放送	0～30°	5°	0～360°	5°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
マルチメディア放送	0～30°	1°	0～360°	2°

イ　空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、電波の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、放送の区分ごとに示されたつぎに掲げる次の仰角の範囲及び仰角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄は、垂直面の□にレ点を付け、該当に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には仰角を、減衰量の欄にはその仰角における減衰量を記載すること。

ウ　空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。

エ　補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(2)　地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

ア　20の欄は、(1)に準じて記載すること。

イ　22の欄は、空中線の指向特性の種類の場合に限り、次により記載すること。

A　空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な仰角ごとに記載し、仰角及び方位角をそれぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	仰角の範囲	仰角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
地上デジタルテレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°

B　空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。

C　補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(3)　その他の基幹放送局の場合

20及び22の欄は記載せず、13の欄に「空中線の指向特性については、別図の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

19　24の欄は、次により記載すること。

(1)　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(2)　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(3)　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(4)　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(5)　実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「EIRP　1W」、「最大EIRP　1W」、「最大EIRP　1W」のように記載すること。

(6)　補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

20　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

21　組合せ無線設備の場合は、4の欄(変調方式コードの欄に限る。)の記載を省略し、当該設備に係る添付図面は添付しないこと。

22　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

23　該当欄に余白を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24　工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

1枚目

工事設計書			
1 無線局の区別			（　　局分）
2 装置の区別	番号	第　　装置	
	予備送信装置	□	
3 通信方式コード			
4 通信路数			
5 ATIS番号又は船舶等識別番号			
送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	定格出力(W)		
	低下させる方法コード		
	低下後の出力(W)		
	変調方式コード		
	製造者名		
	型式又は名称		
	検定番号		
	適合表示無線設備の番号		
	製造番号		
	区別	□送信機と同じ	
受信機	製造者名		
	検定番号又は名称		
	製造番号		
	通過帯域幅		
	雑音指数(dB)		
8 予備電源		□有　□無	
9 設置場所番号			

（日本産業規格A列4番）

2枚目

10 無線局の区別						（　　局分）
空中線系	11 空中線系番号					
	12 空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	
	13 空中線	海抜高(m)／地上高(m)				
		利得(dBi)				
		指向方向(度)				
		口径(m)				
		水平面内主輻射の角度の幅(度)				
		空中線の位置	緯度		経度	
	14 給電線損失	給電線損失(dB)	送信		受信	
		共用器損失(dB)	送信		受信	
		その他損失(dB)	送信		受信	
	14 発射する周波数等					
	15 受信する周波数					
	16 空中線系に関するその他の事項	□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				
17 附属装置		コード	補足事項			
18 その他の工事設計		□電波法第3章に規定する条件に合致する。				
19 添付図面		□無線設備系統図 □電波系統図				
20 備考						

（日本産業規格A列4番）

3枚目

21 無線局の区別						（　　局分）
22 無線局の種別及び型式 無線設備の名称及び台数	同定番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価等方輻射電力	補足事項

長　　辺　　短　　辺　　（日本産業規格A4横）

注1　1，10及び21の欄は，無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載し，気象援助局，PBSの基地局，フェムトセル基地局，特定陸上移動中継局又は実験試験局について第15条の2の2第2項（同条第3項，第16条の2第4項及び第25条第1項において準用する場合を含む。以下この附表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は，その局数を記載すること。

2　工事設計書の記載は，発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。ただし，総合通信局長が認めた場合は，その限りでない。

3　2の欄は，一の無線局においては上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り，当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合，送信機，受信機，送受信空中線等の関連付けができるように送信装置ごとに記載すること。なお，無線の設備を一括して申請する場合等においては，工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また，当該装置が予備送信装置である場合に限り，予備送信装置の欄の「C」に○印を付けること。

4　3の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は，次によること。

(1)　多重無線設備（ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。

(2)　時分割多重方式の無線設備においては，その通信路容量を「5Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また，時分割多重方式以外の無線設備においては，その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch(48ch)」のように記載し，この場合において，テレビジョン中継に使用するためのものにあっては，映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお，通信路容量の記載において，電話通信路以外の通信路の数にあっては，電話通信路に換算した数を記載することができる。

(3)　狭帯域デジタル通信方式（設備規則第37条の3の2に規定する通信方式をいう。以下同じ。）の無線設備にあっては，上記による記載のほか次によること。

ア　時分割多重方式の無線設備にあっては，一の搬送波当たりに多重する数を記載すること。

イ　時分割多元接続方式の無線設備にあっては，一の搬送波当たりのチャネルの数を記載すること。

6　5の欄は，設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置又は同条第6項に規定するデータ伝送装置を備える無線局に限り，ATIS番号又は船舶等識別番号を記載すること。

7　6の欄は，次によること。

(1)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は，発射可能な電波の型式（に有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。

（記載例）

「3K20　G7W　815.050MHzから815.275MHzまでの25kHz間隔の10波」又は「F3E　450MHzから469MHzまでの12.5kHz間隔の1521波」

(2)　定格出力の欄は，電波の型式別に，無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3)　低下させる方法コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(4)　低下後の出力の欄は，定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし，低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(5)　変調方式コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(6)　製造者名の欄及び型式又は名称の欄は，海岸局の場合に限り記載することとし，送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名及び型式又は名称を記載すること。

(7)　検定番号の欄は，当該機器が検定合格機器である場合に限り記載すること。

(8)　適合表示無線設備の番号の欄は，当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号，工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(9)　製造番号の欄は，当該機器の製造番号を記載すること。ただし，第15条の2の2第2項の規定により申請又は届出をする場合には，無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし，法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は，工事の落成までに製造番号を記載することができる。

8　7の欄は，次によること。ただし，気象援助局，基地局，携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は，記載を要しない。

(1)　区別の欄は，送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は，「C」に○印を付けること。

(2)　製造者名の欄，検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は，海岸局の場合に限り記載すること。

(3)　通過帯域幅の欄は，次によること。ただし，海岸局の場合は，記載を要しない。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は，中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は，中間周波数における3dB（設備規則第49条の7に規定する条件に適合する無線局及び1.25MHzを超えて6.0MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する第一通信路の陸上移動事業の無線局（設備規則第49条の7のロに規定する条件に適合する無線局を除く。）にあっては，中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　及びイにかかわらず，負荷遮断秘話波方式等の場合は，実効通過通過帯域幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

エ　中間周波数における低下幅を記載することが困難な場合は，これに準じた適宜な方法にしることができる。

(4)　雑音指数の欄は，300MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備に限り記載すること。ただし，海岸局の場合は，記載を要しない。

9　8の欄は，該当する□に○印を付けること。

10　9の欄は，無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし，移動する無線局の場合は，記載を要しない。

11　11の欄は，当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお，同一の空中線であっても，空中線の利用及び設電線等の接続が異なる場合は，「1-1」のように枝番を付けること。また，固定局では，「C（通信系）」のように記載すること。

12　12の欄は，次によること。

(1)　送受信コードの欄，基本コードの欄，付加コードの欄及び偏波面コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし，26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては，偏波面コードの欄の記載を要しない。また，実験試験局であって，空中線の構成が複雑で記載が困難なものにあっては，10の欄の「C」に○印を付け，空中線の構成をコード図面を添付することとし，基本コードの欄，付加コードの欄及び偏波面コードの欄の記載を要しない。

(2)　海抜高及び地上高の欄は，26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを，26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し，海抜高及び地上高は，開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射面の中心までの高さを，その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし，移動する無線局，PBSの基地局，フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は，記載を要しない。

(3)　利得の欄は，26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し，絶対利得で記載すること。

(4)　指向方向の欄は，指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局，フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。）であって，空中線を回転させないで使用する場合に限り，真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

(5)　ロ径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は，指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局，フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。）に限り，開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を，その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6)　送受信空中線の出力の欄は，絶対実効利得を，それぞれ[illegible]，分及び秒をもって「35，25，47」のように記載すること。ただし，移動する無線局，PBSの基地局，フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は，記載を要しない。

13　13の欄は，給電線長さ，主送信線及びその他損失の欄を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし，26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については，給電線の長さ0.1キロメートル以上のものに限り記載すること。

14　14の欄は，送信装置，空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように2の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし，第一の送信装置及び空中線系を使用する場合，第一の電波の型式，周波数，空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合，その他の送信装置，空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には，「—」を記載し，21及び22の欄の記載は要しない。

15　15の欄は，受信する周波数又は，受信する周波数の範囲を記載すること。

16　16の欄は，空中線系等の別に，次によること。

(1)　電線ポーン等については，円形の場合は直径，楕円形の場合は長径及び短径，方

別表第二号の二第３　固定局の工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第3　固定局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(用紙　日本産業規格A列4番)

工事設計書		
1　無線局の区別		
2　装置の区別		新　　装置
3　通信方式コード		
4　通信速度		
5　予備の別		□セット予備(　　)　□システム予備
6　送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	定格出力(W)	
	低下させる方法コード	
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	
	クロック周波数(MHz)	
	検定番号	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
7　受信機	区別	□送信機と同じ
	通過帯域幅	
	雑音指数(dB)	
	EQLコード	
8　予備電源		□有　□無
9　設置場所番号		

長辺

短辺

1　申請書の欄は、次の表の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載すること。

(1)　26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平面、垂直(傾斜)面及び円(ふん)面のそれぞれの長さを記載すること。

(2)　構成が複雑なためその記載が困難であって空中線系の開発を行うための記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

(4)　空中線を回転させて使用する場合は、その回転角度及び回転速度(海岸局を除く。)を記載すること。

(記載例)　回転角度：360°

回転速度：15rpm

17　17の欄は、無線局種別等コードごとに掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

18　18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

19　19の欄は、添付図面として、無線設備系統図及び電源系統図(海岸局の場合に限る。)を添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1)　無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。ただし、14の欄において「－」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。

(2)　電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び個数を付記すること。

20　20の欄は、次によること。

(1)　第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(2)　当該無線局が設備規則第37条の2の2第3項又は第37条の3の2第1項の基準局である場合にあつては、その旨を記載すること。

21　21の欄は、次により記載すること。

(1)　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(3)　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(3)　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(4)　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(5)　実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、地上一般放送局及び特定実験試験局に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大EIRP　W」又は「最大EIRP　W」のように記載すること。

(6)　補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

22　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

23　検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、3の欄(海岸局の場合に限る。)、4の欄、6の欄(発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄、低下させる方法コードの欄、低下後の出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。)及び9の欄の記載を省略し、当該機器に係る保証は部付しないこと。

24　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

25　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26　工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

27　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

8号様式

10 無線局の区別							
空中線系	11 空中線系番号						
	空中線の型式名						
	空中線型式等	受信の別コード	基本コード	付加コード			
		偏波面コード	型コード	物理量(m)			
	指数高(m)／地上高(m)						
	利得(dBi)						
	指向方向(度)						
	口径(m)						
	水平面の主輻射の角度の幅(度)						
	空中線の位置	緯度		経度			
送信装置	13 送電線数失(dB)	送信		受信			
	共用器数失(dB)	送信		受信			
	その他数失(dB)	送信		受信			
空中線の特性	14 発射する周波数等						
	15 受信する周波数						
	16 使用する無線電中継装置						
	17 回線の条件コード						
相手方の特定事項	18	各局の空中線系番号					
	相手方の識別信号						
	相手方の免許の番号						
	相手方の装置の区別等	装置の区別	第　　装置				
		空中線系番号					
	19 無線電中継装置番号						
無線電中継装置の概要	種類コード						
	指数高(m)／地上高(m)						
	径(m)／横径(m)						
	入反射角(度)						
	無線電中継装置の位置	緯度		経度			
	設置順序番号						

長　　辺　　短　　辺　　（日本産業規格A4を参）

8号様式

21 無線局の区別	
22 空中線系に関するその他の事項	□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。
23 全伝送区間の距離(km)	
24 附属装置	コード　／　補足事項
25 その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。
26 添付図面	□無線設備系統図
27 同軸子局の数	
28 屋外受信設備の台数	
29 戸別受信機数	
30 備考	

長　　辺　　短　　辺　　（日本産業規格A4を参）

8号様式

31 無線局の区別					
空中線電力	周波数等	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

長　　辺　　短　　辺　　（日本産業規格A4を参）

注1　1，10，21及び31の欄は，無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

2　工事設計書の記載は，発射する電波の型式及び周波数の順に記載すること。ただし，総合通信局長が認めた場合は，その限りでない。

3　2の欄は，一の無線局において以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り，当該装置ごとに識別の番号を付けること。この場合，通信の相手方，送信機，受信機，送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお，複数の設備を一括して申請する場合等においては，工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

4　3の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　6の欄は，次によること。

(1)　多重無線設備（ベースバンド中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。

(2)　時分割多重方式の無線設備にあっては，その通信路容量を「5238kbps」又は「96ch」のように記載すること。また，時分割多重方式以外の無線設備にあっては，その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch(48ch)」のように記載し，この場合において，テレビジョン中継に使用するためのものにあっては，帯域及び音声の用にチャネル数を併せて記載すること。なお，通信路容量の記載において，電話通信路以外の通信路の数にあっては，電話通信路に換算した数を記載することができる。

(3)　狭帯域デジタル通信方式の無線設備にあっては，上記による記載のほか次によること。

ア　時分割多重方式の無線設備にあっては，一の搬送波当たりに多重する数を記載すること。

イ　時分割多元接続方式の無線設備にあっては，一の搬送波当たりのチャネルの数を記載すること。

6　8の欄は，当該設備がセット予備（現用の送受信装置と同等の設備であって周波数が同一のものをいう。）又はシステム予備（セット予備以外のものをいう。）の場合は，該当するコに○印を付けること。また，セット予備の場合は，該当内に主装置の装置の区別の番号を記載すること。

7　6の欄は，次によること。

(1)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は，発射可能な電波の型式に有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。

（記載例）

「3MB0　G7W　10.7350MHz～10.9750MHz又はこれに準ずる」又は「53M5　D7W　14.430GHz及び14.490GHz」

(2)　定格出力の欄は，電波の型式別に，無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3)　拡下3桁分類コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(4)　低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。
(5)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、変調方式を切り替えて運用する無線設備であって、総務大臣が別に告示する周波数帯を使用するものは、総務大臣が別に告示する標準的な変調方式に該当するコードを記載すること。
(6)　クロック周波数の欄は、デジタル方式のものに限り記載すること。狭帯域デジタル通信方式の無線設備であって470MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、変調信号の伝送速度を記載すること。
(7)　検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に記載すること。
(8)　適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
(9)　製造番号の欄は、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造番号を記載すること。ただし、法第38条又は法第108条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

8　7の欄は、次によること。
(1)　区間の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□に↓印を付けること。
(2)　通過帯域幅の欄は、次によること。
ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「7.6kHz」又は「3.38MHz」のように記載すること。
イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.38MHz」のように記載すること。
ウ　ア及びイにあがらず、自局電信無線波方式等の場合は、実効通信通過帯域幅を「16kHz」又は「3.38MHz」のように記載すること。
エ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。
(3)　雑音指数の欄は、300MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備に限り記載すること。
(4)　EIRPコードの欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
9　8の欄は、該当する□に↓印を付けること。
10　9の欄は、無線局等平面の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
11　11の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であっても、空中線の利用及び回転等の異なる場合は、「1−2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○向け」のように記載すること。
12　12の欄は、次により記載すること。

(1)　空中線の型式名の欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、空中線製造者番号が付した型式名を記載すること。
(2)　空中線型式等の欄は、次によること。
ア　送受信コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄、偏波面コードの欄及びSHコードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、偏波面コードの記載を要しない。
イ　SH間隔の欄は、スペースダイバーシティによる送信又は受信を行う場合に限り記載することとし、主要な空中線に対する空中線の幅射体の中心からの間隔を記載すること。
(3)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線(パラボラ等)を使用する場合は空中線の幅射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。
(4)　利用の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。
(5)　指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局であって、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
(6)　ロ欄の欄及びル欄の主幅射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線(パラボラ等)を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主幅射の角度の幅を記載すること。
(7)　空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35. 25. 42」のように記載すること。また、法第40条の第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、該当する電波伝搬路に係るものについてさらに秒について小数点以下第一位までを求め、「35. 25. 47. 9」のように記載すること。
13　13の欄は、給電線長、共用損失及びその他損失の欄を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。
14　14の欄は、送信装置、空中線及び受動すう波装置等の関連付けができるように12の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、第一の送信装置及び空中線系を使用する場合、第一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び受動すう波装置等の関連付けが明らかな場合には、「−」を記載し、31及び32の欄の記載は要しない。
15　15の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
16　16の欄は、無線電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該装置を含む電波伝搬路に使用するいずれの空中線に属するものか、19の欄に対応する番号を記載すること。なお、当該装置が複数存在する場合は、通信回線が当該無線局に近い方から順に「1, 2」のように記載すること。

17　17の欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
18　18の欄は、次によること。
(1)　自局の空中線系番号の欄は、11の欄に対応する番号を記載すること。
(2)　相手方の識別信号の欄及び相手方の免許の番号の欄は、当該空中線系による通信の相手方となる無線局の識別信号及び免許の番号を記載すること。なお、通信の相手方となる無線局が免許を受けていない場合は、希望する識別信号を記載することとし、免許の番号の記載を要しない。
(3)　相手方の装置の区別及び空中線系番号を記載すること。なお、通信の相手方となる無線局に現用及び予備装置がある場合は、主たる装置について記載すること。
19　19の欄は、無線電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該無線局で使用する無線電中継装置ごとに番号を付すこと。
20　20の欄は、無線電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、次によること。
(1)　種類コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
(2)　海抜高及び地上高の欄は、注12の(2)に準じて記載すること。
(3)　偏波の欄、標識の欄及び入反射角の欄は、不反反射板又は受反射板の場合に限り記載することとし、その偏波の長さ及び入反射角を記載すること。これ以外のものにあつては、22の欄にその内容を記載することとし、併せて、パラボラ等偏波電の場合は、同欄に注12の(1)に準じて空中線の型式名及び注12の(4)及び(6)に準じて利得及び口径を記載すること。
(4)　無線電中継装置の位置の欄は、注12の(7)に準じて記載すること。
(5)　設置場所番号の欄は、無線局等平面の無線設備の設置場所の欄に記載した当該設備の設置場所番号を記載すること。
21　22の欄は、11の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。
(1)　電波ローン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長径及び短径を記載すること。
(2)　26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平幅、垂直(幅)距及び引込み距のそれぞれの長さを記載すること。
(3)　構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付し、□に↓印を付けること。
22　23の欄は、3.4GHzを超え13.25GHz以下の周波数の電波を使用する多段素材中継又は放送番組中継を行う無線局及び6.5GHz帯、7.5GHz帯又は12GHz帯の周波数の電波を使用する無線局に限り記載することとし、通信路を構成する全伝送区間の距離について計算を含めて記載すること。
23　24の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
24　25の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に↓印を付けること。

25　26の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付し、□に↓印を付けること。ただし、14の欄において「−」を記載した場合は、添付を要しない。なお、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。
26　27、28及び29の欄は、同報通信方式の無線局の場合に限り記載することとし、該当するものについてその数を記載すること。
27　30の欄は、次によること。
(1)　第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条の2第4項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合において、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。
(2)　放送番組中継を行う無線局(STL電波を使用するものに限る。)にあつては、「ＩＰ伝送方式(従属同期(低速容))」のように伝送方式を記載すること。
(3)　6の欄に規準的な変調方式に該当するコードを記載する場合には、使用する変調方式を全て記載すること。
28　32の欄は、次によりと記載すること。
(1)　周波数番号の欄は、送受信機、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
(2)　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
(3)　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
(4)　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
(5)　補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合は記載すること。
29　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
30　検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、4の欄、6の欄(発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。)及び26の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。
31　工事設計の変更又は無線設備の変更のに係るその場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
32　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
33　工事設計書(添付図面を除く。)の等しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
34　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う事務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第４　航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局の工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第4　航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

3枚目

工事設計書					
1　無線局の区別					
2　装置の区別		第　　装置　　装置名（　　）			
3　通信方式コード					
4　有効通信距離等					
5　測定確度(%)					
6　最小測定距離					
7　送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲				
	定格出力(W)				
	低下させる方法コード				
	低下後の出力(W)				
	変調方式コード				
	パルス幅				
	製造者名				
	検定番号又は名称				
	適合表示無線設備の番号				
	製造番号				
8　受信機	区別	□送信機と同じ			
	製造者名				
	検定番号又は名称				
	製造番号				
	通過帯域幅				
9　予備電源		□有　□無			
10　設置場所番号					

長　　辺　　（日本産業規格A列4番）

3枚目

11　無線局の区別					
12　空中線系番号					
13　空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	編成面コード
	海抜高(m)／地上高(m)				
	利得(dBi)				
	指向方向(度)				
	水平面内主輻射の角度の幅(度)				
	空中線の位置	緯度		経度	
14　給電線等	給電線損失(dB)	送信		受信	
	共用器損失(dB)	送信		受信	
	その他損失(dB)	送信		受信	
15　発射する周波数等					
16　受信する周波数					
17　空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。			
18　附属装置		コード	補足事項		
19　その他の工事設計		□電波法第3条に規定する条件に合致する。			
20　添付図面		□無線設備系統図 □電源系統図 □配置平面図			
21　備考					

長　　辺　　（日本産業規格A列4番）

3枚目

22　無線局の区別					
23　発射する電波の型式及び周波数の範囲	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

長　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1　1、11及び22の欄は、無線局番号表に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載し、無線標定移動局について第15条のの2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第23条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

2　工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。ただし、総合通信局長が認めた場合は、その限りでない。

3　23の欄は、一の無線局において以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに識別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように当該装置ごとに記載すること。なお、通信の相手方となる無線局の同じであって、製造番号及び適合表示無線設備の番号を除き、工事設計の内容を同じくする装置の場合は、一括して記載することができる。また、次の表に掲げる無線航行陸上局については装置名に該当する記号を、当該機の装置名の部分に記載すること。

装置名	記号	装置名	記号
ASR	ASR	地上MLC	MLC
ARSR	ARSR	地上MLC/P	MLC-P
SSR	SSR	ローカライザ	LLZ

99E(セー99)	55E—5	グライドパス(グライドスロープ)	GP

4　3の欄は，航空局に限り，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は，ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を，無線標定移動局（ラジオ・ブイの無線局を除く。）及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し，その他の無線局については部付図面による旨を記載し，次の事項を記載した他図を部付すること。ただし，設備規則第40条の12の6第4号に規定する無線設備を使用する無線局にあっては，当該欄への記載を要しない。

(1)　業務上の要と称区域

(2)　利用区域の末端において必要な電界強度

（記載例）　ラジオ・ブイの無線局の場合90km（2,000kHzにおいて電界強度30dB）

なお，航空局にあっては，当該欄への記載を要しない。

6　5の欄は，方位を測定する無線局については方位測定機度を，距離を測定する無線局については距離測定機度を記載し，その他の無線局については記載を要しない。

7　6の欄は，無線射出陸上局に限り最小測定距離を記載すること。

8　7の欄は，次によること。

(1)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は，発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。

（記載例）　「A1A　1,606.5kHzから2,800kHz まで」

(2)　定格出力の欄は，電波の型式別に，無線設備系統図に示す出力端子における出力端数の値を記載すること。

(3)　低下させる方法コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(4)　低下後の出力の欄は，定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし，低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(5)　変調方式コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(6)　パルス幅の欄は，電波の型式がパルス変調のもの（設備規則別表第5号第1の表で規定されるものを除く。）にあっては，秒で示すパルスの幅を記載すること。

(7)　製造者名の欄は，送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名を記載すること。

(8)　検定番号又は名称の欄は，当該機器が検定合格機器である場合に検定番号を記載し，検定合格機器でない場合は当該機器の名称を記載すること。

(9)　適合表示無線設備の番号の欄は，当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号，工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(10)　製造番号の欄は，当該機器の製造番号を記載すること。また，第15条の20の2第2項の規定により申請又は届出をする場合には，無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし，法第10条又は法第15条の規定による検査を受ける必要がある場合は，工事の落成までに製造番号を記載することができる。

9　8の欄は，次によること。

(1)　送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は区別の欄の□に○印を付けることとし，その他の場合は製造者名の欄，検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄を法に準じて記載すること。

(2)　通過帯域幅の欄は，次によること。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は，中間周波数におけるdB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は，中間周波数におけるdB低下の幅（他と区別する相空間値のうち，幅狭の高さなこの周波数をコードを付するものに限り「他上2MC/P」という。）については，中間周波数における12dB低下の幅及び60dB低下の幅とする。）を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は，これに準じた適宜な方法によることができる。

10　9の欄は，該当するこに○印を付けること。

11　10の欄は，無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし，移動する無線局の場合は，記載を要しない。

12　12の欄は，当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお，同一の空中線であっても，空中線の利用及び給電線等の損失が異なる場合は，「1−2」のように枝番を付すこと。

13　13の欄は，次によること。

(1)　逆受信コードの欄，基本コードの欄，付加コードの欄及び偏波面コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし，26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては，偏波面コードの記載を要しない。

(2)　海抜高及び地上高の欄は，26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを，26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し，海抜高及び地上高は，開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の幅射指の中心までの高さとし，その他の空中線を使用する場合は最高部の高さとを記載すること。ただし，移動する無線局の場合は，記載を要しない。

(3)　利用の欄は，26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し，絶対利得で記載すること。

(4)　指向方向の欄は，指向性空中線を使用する無線局であって，空中線を回転させないで使用する場合に限り，真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。ただし，移動する無線局の場合は，記載を要しない。

(5)　水平面の主輻射の角度の幅の欄は，指向性空中線を使用する無線局に限り，開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を，その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。ただし，移動する無線局の場合は，記載を要しない。

(6)　逆受信空中線の位置の欄は，緯度及び経度を，それぞれ度，分及び秒をもつて，「35. 25. 47」のように記載すること。ただし，移動する無線局の場合は，記載を要しない。

14　14の欄は，給電線損失，共用器損失及びその他損失の値を逆受信別にそれぞれ記載すること。ただし，26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については，給電線の最さ20キロメートル以上のものに限り記載すること。

15　15の欄は，送信装置，空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし，単一の送信装置及び空中線系を使用する場合，単一の電波の型式，周波数，空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合，その他の送信装置，空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には，「−」を記載し，22及び23の欄の記載は要しない。

16　16の欄は，受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

17　17の欄は，空中線系番号の別に，次によること。

(1)　放物線鏡，電磁ホーン等については，円形の場合は直径，楕円形の場合は長径及び短径，方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。

(2)　26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については，口径，水平部，垂直（傾斜）部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。

(3)　構成が複雑なため記載が困難なときは，構成は部付図面のとおりである旨を記載し，空中線の構成を示す図面を部付すること。

(4)　空中線を回転させて使用する場合は，回転角及び回転速度を記載すること。

（記載例）　回転角度：360°

回転速度：15rpm

(5)　レーダーの場合は，水平偏及び垂直面の主輻射の角度の幅を記載すること。この場合において，垂直面の主輻射の幅は，水平面のものに準じて記載すること。

(6)　2,000MHz以下の周波数の電波を使用する移動しない無線局で接地型の空中線を使用するものの場合又は12の無線設備表しくは19を使用する無線局の場合はその設置方法を記載し，構成が複雑なため記載が困難な場合はその接地方法は部付図面のとおりである旨を記載して接地方法を無線設備系統図等に記載すること。

(7)　第15条第2項の場合は，走査ビームの走査範囲，走査速度及びビームの半値角を記載すること。

18　18の欄は，無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り，該当するコードを記載するとともに，補足事項を記載すること。

19　19の欄は，この別表の記載事項以外の工事設計について，法第3章に規定する条件に合致している場合は，□にレ印を付けること。

20　20の欄は，部付図面として，無線設備系統図，電源系統図及び敷地平面図を部付し，□にレ印を付けること。ただし，15の欄において「−」を記載した場合は，無線設備系統図の部付を要しない。また，当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面の場合は，21の欄にその旨を記載し，図面の部付を省略することができる。なお，部付図面の記載は，次によること。

(1)　無線設備系統図は，送信機，受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

(2)　電源系統図は，機器の種類，電圧，容量及び極数を付記すること（航空局の場合に限る。）。

(3)　敷地平面図は，空中線及び局舎付近について記載すること（航空局（移動する航空局を除く。）の場合に限る。）。

21　21の欄は，第15条の2又は第16条の3第1項（同条第2項，第16条の2第6項及び第23条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により，工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は，その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を他社に為社会通信局の名称を記載すること。この場合において は，工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号，識別信号等を記載すること。

22　22の欄は，次によること。

(1)　周波数番号の欄は，送信装置，空中線，発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(2)　電波の型式の欄は，使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(3)　周波数の欄は，使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(4)　空中線電力の欄は，使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(5)　補足事項の欄は，周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

23　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は，該当欄にその旨を記載すること。

24　検定合格機器の場合は，7の欄（製造者名の欄，検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄に限る。）、8の欄、12から17の欄まで、18の欄（強制呼出装置を装置するラジオ・ブイの機器の場合に限る。）、19の欄、22及び23の欄を除く該当事項の記載を省略し、当該機器に係る部付図面は、部付しないこと。

25　第15条の3第4項（第16条の2第6項及び第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合は、逆受信機のうち、7の欄（適合表示無線設備の番号の欄に限る。）、12から15までの欄、17から19までの欄、22及び23の欄を除く欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は部付しないこと。

26　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

27　該当欄に金額を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

28　工事設計書（部付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

29　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う事務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第5　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であって、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であって、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であって、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であって、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

アマチュア局であって、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

1枚目

工事設計書			
1 無線局の区別			（　局分）
2 装置の区別	番号		第　　装置
	予備送信装置		□有
3 通信方式コード			
4 通信機器			
発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
定格出力(W)			
送信出力制御量			
結了させる方法コード			
結了後の出力(W)			
変調方式コード			
クロック周波数(Hz)			
エネルギー拡散周波数偏移量(Hz)コード			
最大電力密度(dBW/Hz)			
最大等価等方輻射電力(dBW)			
型式又は名称			
組合せ無線設備の番号			
製造番号			
区別			□送信機と同じ
等価雑音帯域幅			
低雑音増幅器	利得(dB1)		
	雑音温度(K)		
通過帯域幅			
雑音温度(K)			
7 予備電源			□有　□無
8 設置場所番号			

縦　　辺　　（日本産業規格A4横）

2枚目

9 無線局の区別					（　局分）
10 空中線系番号					（　　）
空中線系等	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
	指向角(a)／地上高(a)				
	利得(dBi)	送信		受信	
	口径(a)				
	雑音温度(K)				
	方位／仰角	方位		仰角	
	電力半値ビーム幅(度)				
	ポインティング損失				
	空中線の位置	緯度		経度	
	給電の方式	コード	指向幅(度)	可動範囲	
11 給電線等	給電線損失(dB)	送信		受信	
	共用損損失(dB)	送信		受信	
	その他損失(dB)	送信		受信	
13 発射する周波数等					
14 受信する周波数					
15 交差偏波識別度(dB)		送信		受信	
16 空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。			

縦　　辺　　（日本産業規格A4横）

5枚目

17 無線局の区別				（　　局分）
18 附属装置	コード	台数	方式・規格等	
19 共通予備装置	種類及び型式又は名称	製造番号	共通に使用する航空機地球局の識別信号(航空機局名)	
20 電波発射停止装置の制御装置	□有 □無	方式及び性能		
21 インターロック機能	□有 □無			
22 自動呼出機能	□有 □無			
23 その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。			
24 添付図面	□機器配置系統図 □機器配置図 □電源系統図 □ブロッキングチャート			
25 備考				

長辺　　短辺　　（日本産業規格A列4番）

6枚目

26 無線局の区別　　（　　局分）

人工衛星の名称	人工衛星の軌道又は位置	総合伝送利得(dB)	衛星回線雑音温度(K)	空中線系番号

様式第

34　無線局の区別	（　　局分）

周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

（35　発射する電波の型式、周波数及び空中線電力）

備考　1　この様式は、日本産業規格A列4番（日本産業規格A列4番）

様式第

36　無線局の区別	（　　局分）
37　通信の相手方となる人工衛星局に係る軌道又は位置	
38　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間	
39　当該人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項	
40　人工衛星局の通信の相手方であつて他とに関連する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。）に関する事項	
41　通信の制御に関する事項	

42　業務区域	基本コード	付加コード	備考

備考　1　この様式は、日本産業規格A列4番（日本産業規格A列4番）

注1　1、9、17、26、28、30、32、34及び36の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載し、携帯移動地球局又は設備規則第5条の3第1項若しくは第2項において「その無線設備の条件が定められている地球局について第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その旨を記載すること。

2　工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。

3　2の欄は、一の無線局においては1台の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに識別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信機、空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□に○印を付け、番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は、次によること。

(1)　多重無線設備（ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。

(2)　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「3.288Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

(3)　放送衛星局及び放送衛星試験局（以下この注において「放送衛星局等」という。）のうちデジタル放送を行うものと通信の相手方とする地球局の無線設備にあつては、(1)及び(2)の規定によらず、通信の相手方とする放送衛星局における放送の種別ごとのチャネル数及び符号分割多重型（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する技術の標準方式第4章に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）、1台におけるシンボル数（同令第8条第2項に第6章第3節及び第5節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）又は1台における伝送容量（同令第6章第3節及び第4節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）の合計値を記載すること。

6　5の欄は、次によること。

(1)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。

（記載例）

「2.5B　G7W　34013MHz から41998MHz まで　1MHz　間隔　300波」

(2)　定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備送信機に於て出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3)　送信出力制御量の欄は、天候に応じて送信出力の制御を行う場合に限り、その最大の制御量（dB）を記載すること。

(4)　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(5)　低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(6)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(7)　クロック周波数の欄は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲毎にクロック周波数をHz単位で記載すること。

(8)　エネルギー拡散周波数偏移量の欄は、TV－FM同期又はMCPC－FM同期の伝搬路を使用する場合に限り、エネルギー拡散周波数偏移量を最大値で記載すること。

(9)　最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が32GHz以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度のMHz帯域幅を、32GHzを超える場合は最大の電力密度のGHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全矢印電力をHz当たりにした値を記載すること。

(10)　最大等価等方輻射電力の欄は、携帯移動地球局に限り記載すること。ただし、設備規則第49条の10に於いてその無線設備の条件が定められている携帯移動衛星データ通信を行う無線局については、記載を要しない。

(11)　型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の型式又は名称を記載すること。ただし、携帯移動地球局については、記載を要しない。

(12)　適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(13)　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、設備10条又は法第38条の規定により検査を受けるに要する場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

7　6の欄は、次によること。

(1)　区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□に○印を付けること。

(2)　等価線音帯域幅の欄は、宇宙物体から中継に係る無線局までの当該搬送回線に係る等価線音帯域幅（MHz）を記載すること。

(3)　低雑音増幅器の欄は、利得又は雑音温度を記載すること。ただし、当該雑音温度の値を受信機の雑音温度の値に加算して記載する場合は、記載を要しない。

(4)　通過帯域幅の欄は、次によること。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数におけるdB低下の幅を「6dBhz」

又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が、470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(5)　雑音温度の欄は、「70K」のように記載すること。

8　37の欄は、該当する□に√印を付けること。

9　80の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄に記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

10　105の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であっても、空中線の利用及び給電線等の損失が異なる場合は、「1−2」のように枝番を付けること。また、括弧内には、「N−5AZ−1169H」のように記載すること。

11　115の欄は、次によること。ただし、設備規則第49条の20の2に規定する携帯移動地局においては、空中線型式等の欄、利得の欄並びに口径及び迎角の方式の欄のみを記載し、それ以外の携帯移動地球局においては、全ての欄の記載を要しない。

(1)　送受の別コードの欄、区分コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、偏波面コードの記載を要しない。

(2)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、船舶地球局の場合は、地上高の欄に最高甲板水線から空中線の輻射体の中心までの高さを記載し、移動する無線局（船舶地球局を除く。）の場合は、記載を要しない。

(3)　利得の欄は、該当する欄に、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。この場合において、当該空中線がレドームに収容されているものであるときは、レドームの損失を利得の値から減じて記載すること。

(4)　口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(5)　雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注7(3)に準じて記載すること。

(6)　方位の欄及び仰角の欄は、固定する無線局に限り記載し、通信の相手方が対地静止衛星に開設された無線局である場合はその方向について、対地静止衛星以外の人工衛星に開設された無線局である場合は進行する方向の範囲について、真北を基準とする時計回りの角度により表示したための方位角及び送信空中線の最大輻射の方向の仰角をそれぞれ記載すること。

(7)　電力半値ビーム幅の欄は、無指向性空中線、成形ビーム空中線又はマルチビーム空中線以外の空中線を使用する場合に記載すること。ただし、地球局は記載を要しない。

(8)　ポインティング誤差の欄は、受信における衛星追跡誤差による損失(dB)の最大値を記載すること。

(9)　空中線の記載の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもって「35.25.47」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(10)　送受の方式の欄は、次によること。

ア　コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

イ　指向機度の欄は、その値を記載すること。

ウ　可動範囲の欄は、方位角と仰角の別に可動できる範囲をそれぞれ記載すること。

12　120の欄は、超電波無失、共用損失及びその他損失の値を小数第1位まで記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

13　130の欄は、送信装置、空中線及び受信機等の周波数等の関連付けができるように135の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び受信機等の周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、145及び155の欄の記載を要しない。

14　140の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

15　150の欄は、次によること。

(1)　送信の欄は、当該地球局から通信の相手方である人工衛星局等（放送衛星局、放送衛星試験局及び宇宙局を含む。以下この別表において同じ。）までの特性を加味した空中線の交差偏波識別度の値を記載すること。

(2)　受信の欄は、通信の相手方である人工衛星局等から当該地球局までの空中線における交差偏波識別度の値を記載すること。

16　160の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1)　電波ローブ等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。

(2)　26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平面、垂直（傾斜）面及び引込み度のそれぞれの値を記載すること。

(3)　構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□に√印を付けること。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。

17　180の欄は、無線局種別等コード表により記載すること。

18　190の欄は、航空機地球局の場合、必要があれば共通予備装置の欄を記載すること。その記載については、装置の区分に従い、第2条第6項第1号の装置について記載すること。

19　200の欄は、電波の発射を停止させる装置を有する場合、□に√印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。この場合において、25以上の人工衛星局等の電波の発射を停止させるものであるときは、当該人工衛星局等の別に記載すること。

20　210の欄は、制御信号を受信した場合に限り送信を開始する機能を有する場合には、有の□に√印を付け、それ以外は無の□に√印を付けること。

21　220の欄は、発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有する場合は、有の□に√印を付け、それ以外は無の□に√印を付けること。ただし、第13条の2第4項（第16条の7第4項及び第20条第5項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、前項及び同項に関する記載を省略することができる。

22　230の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第13条に規定する条件に合致している場合は、□に√印を付けること。

23　240の欄は、添付図面として、無線設備系統図、機器配置図、電源系統図及びブロックダイヤグラムを添付し、□に√印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1)　無線設備系統図は、電力増幅器、変換装置等を含めて記載した送信機及び受信機並びに空中線系の接続系統を記載すること。ただし、130の欄において「一」を記載した場合は無線設備系統図の添付を要しない。また、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。

(2)　機器配置図は、次によること。ただし、放送を行う無線局、船舶地球局及び航空機地球局以外の無線局は添付を要しない。

ア　放送を行う無線局

送信所の平面図に無線設備の機器の配置を記載すること。

イ　船舶地球局及び航空機地球局

船舶又は航空機の平面図及び側面図を記載すること。また、船舶地球局の場合にあっては空中線、通信室、機械室及び電池室等の位置を、航空機地球局の場合にあっては機器の配置場所及び空中線の位置を併せて記載すること。

(3)　電源系統図については、船舶地球局及び航空機地球局に限り、当該無線設備に係る電源設備について、種別、方式、規格、数量及び電力配分その他参考事項を記載すること。ただし、電気通信事業を行う地球局の場合は、添付を要しない。

(4)　ブロックダイヤグラムについては、空中線（高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の同機器等の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。

ア　施行規則第26条第7項、第9項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備える船舶地球局の無線設備

イ　施行規則第26条の7の3項の規定により、予備設備として備える船舶地球局の無線設備

ウ　施行規則第26条第9項に規定される高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備

24　250の欄は、次によること。

(1)　第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第4項及び第20条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(2)　設備規則別表第3号の40の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数幅(B)及び平均電力(P)の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類ごとに必要な事項を記載すること。

25　270の欄は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星（宇宙物体を含む。以下この注において同じ。）が、他の人工衛星と区別できる名称の当該人工衛星の名称を「何衛星」のように記載すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星をさめる場合は、「何衛衛星」のように記載することができる。

(2)　人工衛星の軌道又は位置の欄は、「東経100度」又は「傾斜角60°　近地点450km　周期1800分」のように記載すること。

(3)　総合伝送利用の欄は、通信の相手方となる人工衛星局等がハーテロダイン中継装置を使用する場合に限り記載し、人工衛星局等の受信空中線の出力部から中継に係る無線局の受信空中線の出力端までの伝送利用の総合値を記載すること。

(4)　衛星回線雑音温度の欄は、通信の相手方となる人工衛星局等がハーテロダイン中継装置を使用する場合に限り記載し、当該人工衛星局等から中継に係る地球局、船舶地球局又は航空機地球局までの最低の等価衛星回線雑音温度を記載すること。

(5)　空中線系番号の欄は、人工衛星の名称、人工衛星の軌道又は位置、総合伝送利用及び衛星回線雑音温度の関連付けができるように190の欄に対応した空中線系番号を記載すること。

(6)　移動する無線局の場合は、(3)から(5)までの記載を要しない。

(7)　回線設計書を添付する場合には、(3)及び(4)の記載を要しない。

26　290の欄は、190の欄の空中線系番号の別に次によること。

(1)　空中線系番号の欄は、190の欄の番号と関連付けて記載すること。

(2)　水平面又は垂直面の別の欄は、該当する欄の□に√印を付けること。

(3)　角度の欄及び減衰量の欄は、指向主輻射含む平面内指向特性を、垂直方向から指向主輻の方向を中心として±90度の範囲の指向特性を一度以上の精度で記載すること。なお、記載が困難な場合は、地足事項の欄の□に√印を付し、これに準じた適宜な方法によることができる。

27　310の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。

（1）　人工衛星の名称の欄は、様式25(1)に準じて記載すること。
（2）　周波数帯の欄は、「5.8GHz帯」又は「6G帯」のように記載すること。
（3）　トランスポンダ番号の欄は、中継に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。
（4）　ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。
（5）　中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。
（6）　周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数間隔を区別して記載すること。
（7）　偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
（8）　補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
（9）　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であって、当該人工衛星局に係る工事設計書の22の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。
28　35の欄は、次によること。
（1）　人工衛星の名称の欄は、様式25(1)に準じて記載すること。
（2）　アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。
（3）　回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「宇宙制御」のように記載すること。
（4）　周波数帯の欄は「5.4GHzから5.2GHz帯」又は「6G帯」のように記載すること。
（5）　地球局の形態の欄は、無線通信規則第1条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。
（6）　移動する無線局の場合は、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された移動する地球局と無線通信回線の構成が同一であるときは、その旨及び当該移動する地球局の免許番号を補足事項の欄に記載して、当該情報を省略することができる。
29　35の欄は、次により記載すること。
（1）　周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
（2）　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
（3）　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
（4）　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
（5）　補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
30　37の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。ただし、27の欄と同じとなる場合には、記載を省略することができる。
（1）　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）
（記載例）　対地静止衛星軌道　東経135°　緯度の変動幅　±0.2°
経度の変動幅　±0.1°
（2）　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（無線局種別等コード表により記載することができる。）
31　38の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。
（1）　打上げ予定時期
（2）　無線局の目的を達行するために必要となる人工衛星の数
（3）　当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間
32　39の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の設名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。
（記載例）　何地球局　何国何州何市内
33　40の欄は、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の設名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。
（記載例）　何地球局　回線制御　周波数割当　何回線　何国何州何市内
34　41の欄は、無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。
（1）　本邦内において運用される無線局の制御手順及び制御の系統
（2）　本邦内において運用される無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所
（記載例）　何施設　衛星資源制御で、制管理　何国何州何市内
（3）　申請者又は免許人が実施可能な無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）
（記載例）　電波の発射（開始、停止）、使用チャネルの選択、空中線電力の制御
35　42の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」「全国（沖縄県を除く。）」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何海、伯母木域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。
36　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
37　通合表示無線設備の場合は、6の欄、8の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び25の欄の記載を省略し、当該機器に係る設計図面（ブロックダイアグラムを除く。）は添付しないこと。
38　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
39　該当欄に全角を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
40　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
41　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総合通信局長

がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第6　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第6条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（表）

工事設計書			
1 無線局の区別			
2 電波法第33条の規定により備えられている無線設備			□
3 装置の区別	番号	第　　装置	
	無線設備の種別	コード（　　）	
	常用又は予備の別	□常用　□予備	
4 通信方式コード			
5 送信機	電波の型式		
	定格出力(W)		
	空中線電力(W)		
	空中線電力低下の有無	□有　□無	
	変調方式コード		
	製造者名		
	型式番号、適合表示無線設備の番号又は名称		
	製造番号		
6 受信機	区別	□送信機と同じ	
	製造者名		
	検定番号又は名称		
	製造番号		
7 補助電源		□有　□無	
8 空中線系	8 空中線系番号		
	9 空中線型式等	定受の別コード	基本コード　付加コード　偏波面コード
	高さ(m)		
	利得(dBi)		
10 発射する周波数等			
11 受信する周波数			
12 空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。	

（裏）

13 無線局の区別				
14 無線局の設備	機器の種類	台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	備考事項
	□デジタル選択呼出専用受信機（超短波帯）[DSR]				
	□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯）[DSR]				
	□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯及び短波帯）[DSR]				
	□ナブテックス受信機(英文)[NBT]				
	□ナブデックス受信機(和文)[NBD]				
	□インマルサット高機能グループ呼出受信機 [DSC]				
	□1.6G1、3D9B1からL6G9、9W8Xまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機 [DSC]				
	□双方向無線電話（電行規則第28条第9項に規定するものを除く。）[LF]				
	□双方向無線電話（電行規則第28条第9項に規定するもの）[LF]				
	□船舶間空地周波数双方向無線電話 [VLF]				
	□無線標識設備 [FMB]				
	□レーダー [R]				
	□衛星非常用位置指示無線標識 [EP]				
	□捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				
	□捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				
	□設備規則第40条の30に規定する無線設備 [VDR]				
	□VHFデータ交換装置 [VDE]				
	□無線方位測定機 [ADF]				
	□周波数測定装置 [M]				
	□地上無線航法装置 [LRN]				
	□衛星無線航法装置 [GPS]				
	□ファクシミリ受信機 [F]				
	□その他（　　）				

（裏）

15 無線局の区別				
16 無線局の設備	機器の種類	型式又は名称	方式・規格等	備考事項
	□選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）[S]			
	□ファクシミリ [F]			
	□変調信号処理装置 [DM]			
	□データ伝送装置 [DT]			
	□制御装置 [CON]			
	□位置信号発生装置 [APS]			
	□電行規則第38条第3項の装置 [DPS]			
	□デジタル選択呼出装置（超短波帯）[DSC]			
	□デジタル選択呼出装置（中短波帯）[DSC]			
	□デジタル選択呼出装置（中短波帯及び短波帯）[DSC]			
	□狭帯域直接印刷電信装置 [NBP]			
17 船舶等識別番号				
18 その他の工事設計		□電波法第3章に規定する条件に合致する。		
19 添付図面		□無線設備系統図 □機器配置図 □電源系統図 □ブロッキングチャート		
20 備考				

（裏）

21 無線局の区別				
22 無線局の使用する周波数	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	備考事項

（裏）

注1　1、13、15及び21の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

2　2の欄は、当該装置が法第33条の規定により備え付けられている無線設備である場合には□に√印を付すこと。

3　3の欄は、次によること。

（1）　番号の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置（14の欄に掲げる機器を除く。）を有する場合に限り、当該装置ごとに識別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載することとし、工事設計書の内容(3の欄の製造番号の欄、6の欄の製造番号の欄、8の欄及び9の欄を除く。)が同一である装置については、一括して記載することができる。

（2）　無線設備の種別の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

（3）　局用又は予備の別の欄は、当該設備が法第33条第1項の規定をとる船舶局である場合に限り記載することとし、□に√印を付けること。

4　4の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　5の欄は、次によること。

（1）　定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。ただし、検定合格機器（電行規則第13条の8各号で定める機器を含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

（2）　空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

（3）　空中線電力低下の有無の欄は、該当する□に√印を付けること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

（4）　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

（5）　製造者名の欄は、当該機器の製造者名を記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

（6）　検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。

（7）　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第18条又は法第19条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

6　6の欄は、送信機及び受信機が一の筐体にまとめられている場合は区別の欄の□に√印を付けることとし、その他の場合は製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄を注に準じて記載すること。

7　7の欄は、補助電源からの電力の供給の有無について、該当する□に√印を付けること。

8　8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。

なお、8は～11までの欄は、無線設備並びにデジタル選択呼出等用受信機、ナブデックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び船上通信設備（設定されたものに限る。）の空中線について記載すること。

9　9の欄は、次によること。

（1）　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、偏波面コードの記載を要しない。

（2）　高さの欄は、最高搬載用水路（船舶）に設置する船上通信設備のものについては、船舶船種からの最高部の高さを記載すること。

（3）　利用の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利用で記載すること。

10　10の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数の条件等を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。

11　11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

12　12の欄は、次によること。

（1）　各空中線系に対応してその通常の用途を「常用」、「予備用」又は「デジタル選択呼出等用受信機用」のように記載すること。

（2）　指向性空中線については、水平面内と輻射の角度の幅を記載すること。

（3）　構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□に√印を付けること。

13　13の欄は、次によること。

（1）　機器の種類の欄は、該当する□に√印を付けることとし、その他の場合は、機器の名称を記載すること。

（2）　検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。ただし、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。

（3）　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。この場合において、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。ただし、法第18条又は法第19条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

（4）　双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船上通信設備であって適合表示無線設備でないものについては、3の欄、5の欄及び9の欄並びに空中線系の欄に記載すること。

14　14の欄は、次によること。

（1）　機器の種類の欄は、該当する□に√印を付けること。

（2）　型式又は名称の欄は、機器の型式又は名称を記載すること。この場合において、選択呼出設備（デジタル選択呼出設備を除く。）、ファクシミリ、定周波数等特殊設備、制御装置、注意信号等発生装置及び電行規則第38条第5項の装置については、記載を要しない。

（3）　カズ、機器等の欄は、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

装置の別	記載事項
ア　デジタル選択呼出装置	製造者名、名称、製造番号、信号の伝送速度、マーク周波数、スペース周波数、タイムダイバーシテイ時間間隔及び機成番号（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
イ　制御装置	制御項目
ウ　狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
エ　変調信号処理装置	ATIS番号

15　17の欄は、設備規則第9条の2第6項に規定するデータ伝送装置を備える船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

16　18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に√印を付けること。

17　19の欄は、添付図面として、機器配置図、無線設備系統図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、□に√印を付けること。ただし、次の図面は添付を省略することができる。

（1）　注19(1)又は注(2)に該当する場合の当該機器に係る図面

（2）　注(2)に該当する場合の当該放送に係る図面

（3）　当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面(20の欄にその旨を記載すること。)

（4）　10の欄において「一」を記載した場合の無線設備系統図

（5）　単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合の無線設備系統図

18　添付図面の記載等は、次によること。

（1）　機器配置図は、船体の平面図及び側面図に空中線、通信室、機械室及び電池室等の位置を記載するとともに、必要に応じて、機器（制御部を含む。）の配置を示した船種、機械室等の図面を添付すること。

（2）　無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

（3）　電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び接続を付記すること。

（4）　ブロッキングチャートは、空中線（高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。

19　20の欄は、第13条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第23条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合には、その旨及び第13条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を他局に出した総合通信局等の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

20　22の欄は、次によること。

（1）　周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

（2）　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

（3）　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

（4）　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

（5）　補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

21　第13条の3第1項の規定により、工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

22　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の年月日又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

23　該当欄に余白を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

別表第二号の二第７　航空機局の工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第7　航空機局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1枚目

工事設計書								
1 無線局の区別								
2 装置の区別	番号	第　　装置　　装置名（　）						
	強制、非強制の別	□強制　□非強制						
3 通信方式コード								
4 有効通信距離等								
5 装置の配置場所の環境条件								
6 検定番号等	検定番号							
	国名							
	認定機関名							
	機械条件							
7 送信機	電波の型式							
	定格出力(W)							
	変調方式コード							
	製造者名							
	型式又は名称							
	製造番号							
8 受信機	区別	□送信機と同じ						
	連続帯域幅							
9 予備電源		□有　□無						
10 空中線系番号								
11 空中線	空中線型式等	変変の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード			
	利用(dBi)							
	水平面の主輻射の角度の幅(度)							
	垂直面の主輻射の角度の幅(度)							
12 給電線	給電線損失(dB)	送信		受信				
	共用器損失(dB)	送信		受信				
	その他損失(dB)	送信		受信				
13 発射する周波数等								
14 受信する周波数								
15 空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が煩雑なため、構成を別に添付する。						

縦　　辺　　（日本産業規格A列4番）

2枚目

16 無線局の区別						
17 無線機器	名称	分類	機器及び型式又は名称	製造者名	補足事項	
	□無線方位測定器（ADF）					
	□VOR受信機（VOR）					
	□ローカライザ受信機（ILZ）					
	□グライド・パス受信機（GP）					
	□マーカ受信機（MKR）					
	□衛星航法装置（GPS）					
	□DME受信機（DME）					
	□その他（　）					
18 無線装置	名称	分類	装置番号	方式・規格等		補足事項
	□選択呼出装置（SI）		第（　）装置	トーン信号の方式		
				型式名		
				検定番号		
				国名		
				信号の方式		
	□気圧高度情報変換装置（ARC）		第（　）装置	気圧目の範囲		
				目の間隔		
	□データ伝送用符号変換装置（DXX）		第（　）装置	各種の有無	□有　□無	
				製造者名		
				製造番号		
				変調方式		
				通信速度		
				副搬送波周波数		
				偏移周波数		
	□周波数測定装置（W）		第（　）装置	検定番号		
	□制御装置（CDU）		第（　）装置			
19 主な工事設備	機器及び型式又は名称					
	製造番号					
	共通に使用する航空機局の識別符号(航空機局名)					
	補足事項					
20 その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。					
21 添付図面	□機器配置図　□電源系統図					
22 備考						

縦　　辺　　（日本産業規格A列4番）

3枚目

23 無線局の区別				
24 無線設備に関する電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

縦　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1　1、16及び22の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。
2　工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。ただし、総合通信局長が認めた場合は、その限りでない。
3　2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように関係装置ごとに記載すること。なお、複数の装置を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「同1装置と同じ」のように記載することができる。また、装置名は次の表に掲げる記号により記載するとともに、強制、非強制の別の欄は、当該装置が航空法第60条又は第80条の規定により装置しなければならないものか否かについて該当する□に○印を付けること。

装　置　名	記　号	装　置　名	記　号
HF無線電話	HF	航空機用気象レーダー	WR
HF無線電話（データ通信機能付）	HFDL	機上タカン	TACAN
VHF無線電話	VHF	ATCトランスポンダ（注4）	ATC
VHF無線電話（データ通信機能付）	VDL	ATCトランスポンダ（注5）	ATC－S
ACAS（注1）	ACAS－Ⅰ	電波高度計	RA
ACAS（注2）	ACAS－S	航空機用ドップラ・レーダ	DR
ACAS（注3）	ACAS－Ⅱ	航空機用救命無線機	ELT
機上DME	DME	航空機用携帯無線機	PLB

（注1）　ACASであって、表示する情報が位置情報のみのもののうち、モードS質問を使用しないもの。
（注2）　ACASであって、表示する情報が位置情報のみのもののうち、モードS質問を使用するもの。
（注3）　ACASであって、表示する情報が位置情報及び垂直方向の同避情報のもの。
（注4）　ATCトランスポンダのうち、モード3機能を有しないもの。
（注5）　ATCトランスポンダのうち、モード3機能を有するもの。
4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
5　4の欄は、送受信装置ごとの表の右欄に掲げるものである場合に限り、次の表の右欄に掲げる事項に該当する事項を記載すること。

装置の別	記載事項
1　VHF無線電話	有効通信距離（施行規則第31条の3の規定の適用がある場合に限る。以下この別表において同じ。）
2　ACAS	最大測定距離並びに距離及び方位の測定精度（ACAS Ⅱについては、距離の測定精度を除く。）
3　機上DME	有効通信距離、最大測定距離及び距離の測定精度
4　航空機用気象レーダー	有効通信距離、測定距離の範囲並びに方位及び距離の測定精度
5　機上タカン	有効通信距離、最大測定距離並びに方位及び距離の測定精度
6　ATCトランスポンダ	有効通信距離
7　電波高度計	最大測定高度及び高度の測定精度
8　航空機用ドップラ・レーダー	最大測定高度、最大測定対地速度、最大測定偏流角並びに対地速度及び偏流角の測定精度

6　5の欄は、送受信装置の配置場所について記載すること。この場合、機種条件の記載は、施行規則第11条の4第3項に規定する区別に従い、記載すること。
（記載例）
A2C4／ZBA／S／V／L／XXXXXXAAAZZBMXCXCX
7　6の欄は、使用する無線設備の機器が検定合格機器である場合は、検定番号の欄にその検定番号を記載すること。外国政府による型式検定の場合、検定番号を当該政府の承認番号と読み替え、国名、認定機関名ともに以下のように記載すること。また、機種条件については、5の欄の例に準じて記載すること。

検　定　番　号	国　　名	認　定　機　関　名
TNG－CCDx／DB-	米国	FAA

8　3の欄は、次によること。
（1）　定格出力の欄は、電波の型式別に、当該装置の出力端子における出力規格の値を記載すること。
（2）　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
（3）　製造者名の欄、型式又は名称の欄及び製造番号の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名、型式又は名称及び製造番号を記載すること。ただし、法第104条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
9　8の欄は、次によること。
（1）　区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□に○印を付けること。
（2）　通過帯域幅の欄は、次によること。
ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「9kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB（機上DMEのものについては、中間周波数における6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適切な方法にによることができる。
10　9の欄は、該当する□に○印を付けること。
11　10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1－2」のように枝番を付すこと。
12　11の欄は、次によること。
（1）　送受信コードの欄、変調コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、偏波面コードの記載を要しない。
（2）　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。
（3）　水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄は、ACAS、機上DME、機上タカン、ATCトランスポンダ、電波高度計及び航空機用ドップラ・レーダーの場合は、水平面及び垂直面の主輻射角度の幅をそれぞれ記載すること。また、航空機用気象レーダーの場合は、電界面の主輻射角度の幅及び磁界面の主輻射角度の幅について、水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄にそれぞれ記載すること。
13　12の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、記載を要しない。
14　13の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。
15　14の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
16　15の欄は、空中線系番号の別に、次によること記載すること。
（1）　空中線を回転させて使用する場合は、その回転角度及び回転速度を記載すること。
（記載例）　回転角度：360°
回転速度：15rpm
（2）　放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
（3）　構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を別に添付することし、□に○印を付けること。

17　17の欄は、航行用無線設備がある場合、該当する□に○印を付け、その台数、種類及び型式又は名称及び製造者名を記載すること。その他の欄は、総合通信局長が指示があった場合に記載すること。なお、1の申請に2を複数の工事設計書を添付する場合は、1の工事設計書に記載し、他の工事設計書への記載は要しない。
18　18の欄は、次の表の装置の別に掲げる装置がある場合に限り、該当する□に○印を付け、その台数、当該装置が同属であるの欄で記載した装置の番号及びからくまでの装置については、その方式・規格等について記載すること。また、5の装置については、同一の装置で複数の装置の制御を行う場合は、台数の欄に当該装置の台数を記載し、補足事項の欄に「HF無線電話と共用」のように記載すること。なお、補足事項の欄は、当該装置が送受の区別がある場合に限り、装置との対応が分かるよう記載すること。

装　置　の　別	方　式　・　規　格　等
1　選択呼出装置	一つ目字の構成、型式名、検定番号（検定規則第6条第1項又は外国の型式検定によるもの）、国名（外国政府の行う型式検定を受けた設備の場合に限る。）、信号の方式（型式検定を受けていない場合に限る。）
2　気圧高度情報変換装置	気圧指の範囲、指示間隔
3　データ伝送用符号変換装置	基盤の有無、製造者名、製造番号、変調方式、通信速度、搬送波周波数、偏移周波数
4　周波数測定装置	検定番号（検定規則第8条第1項又は外国の型式検定によるもの）
5　制御装置	

19　19の欄は、第25条第2項の規定により、2の欄で示す装置を他の無線局と共通に使用しようとする場合に該当する事項を記載し、補足事項の欄には2の欄で記載した装置番号を記載すること。
20　20の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3項に規定する条件に合致している場合は、□に○印を付けること。
21　21の欄は、送付図面として、機器配置図及び電源系統図を送付し、□に○印を付けること。なお、送付図面の記載は、次によること。
（1）　機器配置図は、機器の平面図及び側面図に機器の配置場所及び空中線の取付状況を記載すること。
（2）　電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び個数を付記すること。
22　22の欄は、第15条の2又は第25条の5第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は同じ申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。
23　24の欄は、次のように記載すること。
（1）　周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるようにけ記すること。
（2）　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(3)　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
(4)　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
(5)　雑応事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
24　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
25　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
26　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
27　工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
28　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第８　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局並びに宇宙局の工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第8　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局並びに宇宙局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であって、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であって、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

(1)枚目

工事設計書			
1　無線局の区別			
2　装置の区別	番号	第　　装置	
	予備送信装置	□	
	現用装置の番号		
3　通信方式コード又は送信の方式コード			
4　通信路数			
発射	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	定格出力(W)		
	絞下させる方法コード		
	絞下後の出力(W)		
	変調方式コード		
受信装置	等級コード		
	終段部の真空管又は半導体コード		
	電力束密度(dBW/m²/m²)		
	最大電力密度(dBW/Hz)		
	製造者名		
	型式又は名称		
	製造番号		
	区別	□送信機と同じ	
中継装置	低雑音増幅器	利得(dB)	
		雑音温度(K)	
	通過帯域幅		
	雑音温度(K)		

縦　　辺　　(日本産業規格A4縦)

2号目

7 無線局の区別						
8 空中線系番号						（　　）
空中線	空中線型式等	波型の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	
	9 電力半値ビーム幅(度)					
	指向幾度(度)					
	利得(dBi)	送信		受信		
	口径(m)					
	兼帯偏度(S)					
10 給電線	給電線損失(dB)	送信		受信		
	共用器損失(dB)	送信		受信		
	その他損失(dB)	送信		受信		
11 発射する周波数等						
12 受信する周波数						
13 空中線系に関するその他の事項		□機械が複雑で記載が困難なため、機械を別に添付する。				

	種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項
14 電源設備						
予備電源の有無			□有　□無			

15 附属装置	コード	補足事項

16 電波発射停止装置	□有　□無	方式及び性能	
17 軌道又は位置の変更機能	□有　□無	方式及び性能	
18 その他の工事設計	□電波法第3条に規定する条件に合致する。		
19 添付図面	□無線設備系統図又は送受信機系統図 □電源系統図 □地表面の利得パンタ図　　□業務区域を示す図		
20 備考			

長　　辺　　短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

3号目

21 無線局の区別						
人工衛星の名称			周波数帯			
21 地球局の諸特性 トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項	

長　　辺　　短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

4号目

23 無線局の区別					
人工衛星の名称					
24 宇宙局の諸特性 アップリンク／ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア	
補足事項					

長　　辺　　短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

5号目

25 無線局の区別							
25 地球局の諸特性 周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価等方輻射電力	補足事項	トランスポンダ番号	

長　　辺　　短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1　1，7，21，23及び25の欄は，無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
2　工事設計書の記載は，発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。
3　2の欄は，一の無線局において2以上の空中線又は受信装置を有する場合に限り，当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合，送信機，受信機，送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお，複数の設備を一括して申請する場合においては，工事設計の内容が同一である旨（「有（設置と同じ）」のように記載することができる。また，当該装置が予備送信装置である場合に限り，予備送信装置の欄の□に○印を付け，現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。
4　3の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
5　4の欄は，次によること。ただし，衛星基幹放送局等にあっては，記載を要しない。
（1）　多重無線設備（ハーフ・デイ・ツ中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。
（2）　時分割多重方式の無線設備にあっては，その通信路容量を「32Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また，時分割多重方式以外の無線設備にあっては，その通信路容量と通信路束装置（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し，この場合において，テレビジョン中継に使用するためのものにあっては，映像及び音声の回に「チャネル数を併せて記載すること。なお，通信路容量の記載において，電話通信路以外の通信路の数にあっては，電話通信路に換算した数を記載することができる。
6　5の欄は，次によること。
（1）　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は，発射可能な電波の型式に占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。
（記載例）
「32M　G7W　3400.03MHz から4199.99MHz まで」
（2）　定格出力の欄は，電波の型式別に，無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
（3）　低下させる方法コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
（4）　低下後の出力の欄は，定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし，低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。
（5）　変調方式コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし，ハーフ・デイ・ツ中継方式の場合は，記載を要しない。
（6）　発振コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
（7）　鉄筋部の真空管又は半導体コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
（8）　電力束密度の欄は，申請する無線局の電波の発射により地表面に生ずる電力束密度を記載すること。

（9）　最大電力密度の欄は，搬送波のうち最大の電力密度を記載し，搬送波が1GHz以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を，1GHzを超える場合は最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し，これらの帯域幅内における全尖頭電力を1Hz当たりに上る値を記載すること。
（10）　製造者名の欄及び型式又は名称の欄は，送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名及び型式又は名称を記載すること。
（11）　製造番号の欄は，当該機器の製造番号を記載すること。ただし，法第104条又は法第108条の規定による検査を受ける必要がある場合は，工事の落成までに製造番号を記載することができる。
7　6の欄は，次によること。
（1）　区別の欄は，送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は，□に○印を付けること。
（2）　低雑音増幅器の欄は，利得又は雑音温度を記載すること。ただし，当該雑音温度の値を受信機の雑音温度の値に加算して記載する場合は，記載は要しない。
（3）　通過帯域幅の欄は，次によること。
ア　受信周波数が470MHz未満の場合は，中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
イ　受信周波数が470MHz以上の場合は，中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は，これに準じた適宜な方法によることができる。
（4）　雑音温度の欄は，「99K」のように記載すること。
8　8の欄は，当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお，同一の空中線であっても，空中線の利得及び指向特性等の異なる場合は，「1ー2」のように枝番を付すこと。また，括弧内には，「無アジア内に7」のように記載すること。
9　9の欄は，次によること。
（1）　送受の別コードの欄，基本コードの欄，付加コードの欄及び偏波面コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし，26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては，偏波面コードの記載を要しない。
（2）　電力半値ビーム幅の欄は，無指向性空中線，成形ビーム空中線又はマルチビーム空中線以外の空中線を使用する場合に限り記載すること。
（3）　指向幅度の欄は，無指向性空中線以外の空中線を使用する場合に限り記載すること。
（4）　利得の欄は，26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し，絶対利得で記載すること。
（5）　ロ欄の欄は，指向性空中線を使用する無線局に限り，開口面の空中線パラボラ等）を使用する場合はその口径を，その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。
（6）　雑音温度の欄は，受信空中線に限り，注7(4)に準じて記載すること。
10　10の欄は，非電線鉄塔、共用鉄塔及びその他鉄塔の値を送受信別にそれぞれ記載

すること。
11　11の欄は，送信装置，空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように2の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし，単一の送信装置及び空中線を使用する場合，単一の電波の型式，周波数，空中線電力，実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合，その他の送信装置，空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には，「ー」を記載し，25.5kHz以の欄の記載は要しない。
12　12の欄は，受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
13　13の欄は，空中線系番号の別に，空中線の構成（放物面鏡，電磁ホーン等については，円形の場合は直径，楕円形の場合は長径及び短径，方形の場合は長辺及び短辺），給電部の線図の構成（給電部，反射面，導波管等がある場合は，その区別及び終子数）及び空中線の取付方法を記載し，指向主輻の方向（空中線が地球を指向している場合は指向地点の緯度及び経度，その他の場合は方位角（真北を基準とする時計回りの角度をいう。）、仰角（人工衛星と地球の中心を結ぶ線と空中線の指向主輻の方向との角度をいう。）で記載すること。）及び可動範囲を付記すること。
ただし、構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付し、□に○印を付けること。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。
14　14の欄は，次によること。
（1）　種別の欄，規格の欄，方式の欄，装置の欄，電力配分の欄及び補足事項の欄について記載すること。
（記載例）

種　別	規　格	方　式	装　置	電　力　配　分	補足事項
太陽電池	120W（5W後）	シリコン	太陽電池セル	通信系サブシステム用　30W 通信系を除く系通信　100W ミッション系　15W	

種　別	規　格	方　式	装　置	電　力　配　分	補足事項
蓄電池	容量 80Ah（15W）	Ni－Cd	2Hユニット	通信系サブシステム用　30W 通信系を除く系通信　100W ミッション系　20W	

（2）　予備電源の有無の欄は，衛星基幹放送局等に限り記載し、装荷容及び送信所の電源の予備の有無について、該当する□に○印を付けること。
15　15の欄は，無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り，該当するコードを記載するとともに，補足事項を記載すること。
16　16の欄は，次によること。

電波の発射を停止させる装置を有する場合は，「□有」の□に○印を付け，方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また，電波の発射を停止させる装置を有しない場合は，「□無」の□に○印を付け，方式及び性能の欄ここれにけ＿る方法を記載するとともに，その方法の確実性を証する方法を記載すること。
17　17の欄は，次によること。
人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有する場合は，「□有」の□に○印を付け17，方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また，人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有しない場合は，「□無」の□に○印を付け，対地静止衛星に開設する人工衛星局又は衛星基幹放送局等であるときは，方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに，その方法の確実性を証する方法を記載すること。
18　18の欄は，この別表の記載事項以外の工事設計について，法第3章に規定する条件に合致している場合は，□に○印を付けること。
19　19の欄は，送付図面として，無線設備系統図（人工衛星局に限る。）又は送受信機系統図（衛星基幹放送局等に限る。），電源系統図，地表面の利用ーンタ図及び事務区域を示す図を添付し，□に○印を付けること。なお，送付図面の記載は，次によること。
（1）　無線設備系統図又は送受信機系統図は，送受信機の系統，各系統の用途及び周波数並びに送受信機、空中線及び端局装置の接続系統を記載すること。
（2）　電源系統図は，機器の種類，電圧，容量及び規格を付記すること。
（3）　地表面の利用ーンタ図は，申請に係る人工衛星局又は衛星基幹放送局等が対地静止衛星である場合は，送信空中線及び受信空中線の利用を地表面の地図に利用ーンタで記載すること。この場合において、当該利用ーンタは、絶対利用を最大利用いら2，4，6，10，20dB。また，必要に応じて30，40，50dB等10dB間隔で低くなる利用に対応するンタタで記載すること。なお，対地静止衛星以外である場合は、これに準じて記載すること。
（4）　事務区域を示す図は，電波の型式別に希望する周波数の範囲及び空中線における事務区域を縮尺の地図に記載すること。
20　20の欄は，次によること。
（1）　第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項，第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は，その旨及び第15条の3第1項又は第16条の2第6項の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては，工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号，識別信号等を記載すること。ただし、衛星基幹放送局等の場合に、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。
（2）　設備規則別表第3号の4の2の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅（B）及び所要T）の算出に必要な事項の記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。
21　22の欄は，次によること。
（1）　人工衛星の名称の欄は，当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。
（2）　周波数帯の欄は，「3.4GHz から4.2GHz 帯」又は「6GHz帯」のように記載すること。

(3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。
(4) ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。
(5) 中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。
(6) 周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数帯間隔を区別して記載すること。
(7) 偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
(8) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

22　24の欄は、次によること。
(1) 人工衛星の名称の欄は、別21(1)に準じて記載すること。
(2) アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。
(3) 回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「受動制御」のように記載すること。
(4) 周波数帯の欄は「5.425GHz～5.250GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。
(5) 地球局の形態の欄は、無線通信規則第1条において使用する周波の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。
(6) 配置エリアの欄は、通信の相手方となる無線局の代表的な設置場所及び移動する無線局の移動範囲を記載すること。

23　26の欄は、次によること。
(1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
(2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
(3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
(4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大XXW　1000kW」又は「最大XXW　1000kW」のように記載すること。
(6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
(7) トランスポンダ番号の欄は、22の欄で記載したトランスポンダ番号に対応した事項を記載すること。

24　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
25　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
26　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
27　工事設計書(添付図面を除く。)の等しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
28　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う事務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第１　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の三第1　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。)及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(表面)

無線局事項書及び工事設計書

1	申請の番号	（　年分）
2	申請(届出)の区分	□開設　□変更　□再免許
3	無線局の種別コード	
4	開設、廃止開始又は変更をむ変ようの理由	
5	法人又は団体の名称	□法人　□団体　□個人
6	住　所	都道府県一市区町村コード（　　） 〒（　　） 電話番号（　　）　－ フリガナ
7	氏名又は名称及び代表者氏名	
8	希望する運用許容時間	
9	工事落成の予定期日	□日付指定 □十進先送の日から　年目の日 □十進先送の日から　月目の日
10	運用開始の予定期日	□当日 □日付指定 □十進先送の日から　年目の日 □十進先送の日から　月目の日 □当日から　日目の日
11	無線設備の設置場所又は常置場所	区分　□陸上　□常置場所 市町　都道府県一市区町村コード（　　） フリガナ
		区分　□船舶 船舶名 フリガナ 当たる呼出符号又は定置場
12	停動範囲	基本コード（　　）　付加コード（　　） 基本コード（　　）　付加コード（　　）
13	無線局の目的コード

2枚目

23 無線局の区別						（　　局分）
工事設計書（他の工事設計又は他の無線設備を使用する場合のみ記入）	24 送信機	通信方式コード				
		通信速度				
		ATIS番号				
		識別符号コード				
		特定	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
			定格出力(W)			
			動作させる方法コード			
			低下後の出力(W)			
			変調方式コード			
		無線番号				
	25 空中線	空中線型式等		基本コード	付加コード	偏波面コード
		高さ(m)				
		利得(dBi)				
	26 給電線等	給電線損失(dB)				
		共用器損失(dB)				
		その他損失(dB)				
	27 空中線に関するその他の事項			□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。		
	28 附属装置			コード	補足事項	
29 その他の工事設計				□電波法第3章に規定する条件に合致する。		
30 添付図面				□無線設備系統図		
31 備考						

（日本産業規格A列4番）

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
1 免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18(注1) 19(注1) 20(注1) 21(注1) 22(注1) 23(注2) 24(注2) 25(注2) 26(注2) 27(注2) 28(注2) 29(注2) 30(注2) 31(注2)	(注1) 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合に限る。 (注2) 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合を除く。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1(注) 2 3 4 5 6 7 16 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4(注) 5 6 7 8 16 17	(注) 第15条第1項の規定による申請書による記載の省略を受けた無線局を除く。

2 1の欄は、次によること。

(1) 現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

(2) 簡易無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局について第15条の2の2第1項又は第29条これらの規定を同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□に√印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更をお望とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。ただし、遭難自動通信（開設又は継続開設の場合に限る。）及びに無線機器発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は、記載を要しない。

(2) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□に√印を付けること。

7 6の欄は、日本産業規格JIS 10401及びISO6523に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号及び己住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

9 8の欄は、法第6条第1項第4号に規定する希望する運用開始時期について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。

10 9の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「R26.12.21」のように記載すること。

11 10の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「R26.12.21」のように記載すること。

12 11の欄は、次によること。

(1) 区分の欄は、該当する□に√印を付けること。

(2) 住所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所（船舶を設置場所とする場合を除く。）を「何県何市何町〇ー〇ー〇何号」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(3) 船上通信局であって、船舶を設置場所又は常置場所とする場合は、船舶名の欄にその名称（フリガナを付けること。）を記載するとともに、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。

(4) 携帯局であって、船舶又は航空機を常置場所とするものにあっては、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。

13 12の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何県、谷保本城」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

14 13の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に√印をつけること。

15 14の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

17 16の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)

18 17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

(1) 電波の型式は、次によること。

ア 多重無線設備の付合せ通信網については、変調の型式は記載しないこと。

イ 連続波変及び通信の確達を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に従って記載すること。

（ア）占有周波数帯幅を3桁字及び1文字(H，K，M又はG)により記載すること。この場合において、最初の桁等として数字の0を示に文字のH，M及びGを用いないこと。

（イ）占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH，K，M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記　載　方　法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

(2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

(3) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

19 18の欄は、次によること。

(1) ATIS番号の欄は、設備規則別表第6の2第1項に規定する自動識別装置を備えず付ける無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。

(2) 個別識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個別識別コードを記載すること。

(3) 検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に記載すること。

(4) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に

技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(5) 製造番号の欄は、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造番号を記載すること。ただし、第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条の2第6項及び第20条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに製造番号を記載すること。

20 19の欄は、次によること。

(1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、36.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。また、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が**2.14dBi**の第一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

(2) 高さの欄は、次によること。ただし、移動する無線局及び構内無線局は記載を要しない。

ア　検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局の場合は、その地上高を記載すること。

イ　船上設備局の場合は、航海船橋からの空中線の高さを記載すること。

(3) 利用の欄は、**26.175MHz**を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が**2.14dBi**の第一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

21 20の欄は、無線局種別等コード表に掲げる施設がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。

22 21の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致する場合は、□にレ印を付けること。

23 22の欄は、次によること。

(1) 船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局は、その船舶又は航空機の所有者を記載すること。

(2) 第15条の2又は第16条の2第1項(同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)又は第17条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第13条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(4) 狭帯域デジタル通信方式の無線設備(変調方式が同分のエシフト同期位相変調、チャネル間隔が25kHz、時分割多元接続方式のものであつて、25MHzを超え275MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用する陸上移動局及び携帯局のうち、陸上移動局相互間又は携帯局相互間の通信に用いられる周波数の選択が手動でのみ行われるもの(無線局の通信事項が防災行政事務に関する事項のものに限る。)にあつては、当該周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用している旨を記載すること。

(5) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の運行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(6) 運輸自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)にあつては、製造時における申請者以外のほとの者の連絡先を記載すること。

(7) その他参考となる事項のある場合は、その事項を記載すること。

24 23の欄は、16の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称)を記載し、簡易無線局、陸上移動局、携帯局又は船上通信局について第15条の2の2第2項の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

25 24の欄は、次によること。

(1) 通信方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 通信路数の欄は次によること。

ア　多重無線設備(ベースバンド中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。)の場合に限り記載すること。

イ　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「32kbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数(通信路容量と同一でない場合に限る。)を「96ch(48ch)」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、無線方式毎の周波数チャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

ウ　狭帯域デジタル通信方式の無線設備にあつては、上記による記載のほか次によること。

(ア)　時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりに多重する数を記載すること。

(イ)　時分割多元接続方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりのチャネルの数を記載すること。

(3) ATIS番号の欄は、注19の(3)によること。

(4) 個体識別コードの欄は、運輸自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。

(5) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式及び周波数等の許容値を付したものを含む。)及び周波数の範囲を記載すること。

(記載例)

「32kbps　G7W　810.050MHzから810.275MHzまでの25kHz間隔の10波」又は「9M　450MHzから469MHzまでの12.5kHz間隔の1512波」

(6) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(7) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(8) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の値のみを記載すること。

(9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(10) 製造番号の欄は、注19の(5)によること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

26 25の欄は、次によること。

(1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、36.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

(2) 高さの欄は、注20の(2)によること。

(3) 利用の欄は、**26.175MHz**を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

27 26の欄は、給電線損失、本局器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

28 27の欄は、空中線の別に、次により記載すること。

(1) 電波ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。

(2) 26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平面、垂直(傾斜)面及び引込み線のそれぞれの長さを記載すること。

(3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の概要を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

29 28の欄は、無線局種別等コード表に掲げる施設がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

30 29の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

31 30の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付し、□にレ印を付けること。ただし、単一の送信機及び空中線を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線、周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。また、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線の接続系統を記載すること。

32 31の欄は、注29に準じて記載すること。

33 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

34 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

35 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

36 無線局事項書及び工事設計書(添付図面を除く。)が等しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

37 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う事務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第２　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の三第2　特定船舶局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。)、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。)及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

3用紙

無線局事項書及び工事設計書		
1　免許の番号		
2　申請(届出)の区分		□開設　□変更　□再免許
3　無線局の種別コード		
4　開設、継続開設又は変更を必要とする理由		
5　法人団体個人の別		□法人　□団体　□個人
6　住　所		郵便番号(一　　) (〒　　－　　) 電話番号(　　)　　－ フリガナ
7　氏名又は名称及び代表者氏名		
8　希望する運用許容時期		
9　工事落成の予定期日		□日付指定 ／ □予備免許の日から　　年目の日 □予備免許の日から　　日目の日
10　運用開始の予定期日		□免許の日 □日付指定 ／　　／ □予備免許の日から　　月以内の日 □免許の日から　　月以内の日
11　無線局の目的コード		
12　通信事項コード		□従たる目的
13　無線設備の設置場所	フリガナ	
	船舶又は航空機名	
14　通信の相手方		□免許人又は免許人加入団体所属の陸非局 □船舶局 □その他(　　)
15　識別信号		(MMSI)
16　呼出符号コード		
17　主たる呼出者又は定置場		
18　船舶又は航空機の所有者		□免許人 □その他(　　)

裏　　辺　　(日本産業規格A4相当)

3用紙

19　無線局の区別			
20　機器の型式又は特定の技術方式及び無線局の種別	電波の型式	周波数	空中線電力
	□A3E　□A2D	27MHz　帯　54波	1W
	□A3E　□A2D	80MHz　帯　(　　)	5W
	□F3E	150MHz　帯　(ch　15～17)	0.5W
	□F2B	150MHz　帯　(ch　70)	W
	□F3E	150MHz　帯　(　　)	W
	□F1D	161.5～162.025MHz　25kHz間隔の周波数　22波	2W
	□		W
	□		W
	□P0N	9410MHz	5W
	□A0N	9350MHz	0.5W
	□P0N　Q0N　Y0N	9400MHz	W
	□F1D	161.975MHz　162.025MHz	1W
	□G1B	□406.025MHz　□406.028MHz □406.031MHz　□406.037MHz □406.040MHz	5W
	□G1D	□406.025MHz　□406.028MHz □406.031MHz　□406.037MHz □406.040MHz	5W
		□406.058MHz	W
	□A3X	□121.5MHz	0.05W
21　航行区域又は従事海区コード及び航行する海域コード			
22　船舶番号又は漁船登録番号			
23　母港コード			
24　総トン数			
25　信号符字			
26　旅客定員コード			
27　長さコード			
28　加入電話局	正加入		
	準加入		

裏　　辺　　(日本産業規格A4相当)

3用紙

29　無線局の区別				
30　機器の種類		31　製造者名	32　検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33　製造番号
□27MHz帯 送受信機 (27D)				
□27MHz帯 送受信機 (27S)				
□49MHz 送受信機 (4W)				
□150MHz 送受信機 (3W) (1W)				
□携帯型 150MHz 送受信機(FM) (JF)				
□据置型 150MHz 送受信機(FM) (JS)				
□FMP データ交換装置 (VDE)				
□船舶 AIS (AIS)				
□400MHz 送受信機 (FM) (4MF)				
□双方向無線電話 (LF)				
□レーダー (R)				
□無線非常用位置指示無線標識 (EB)				
□捜索救助用レーダートランスポンダ (LTL)				
□捜索救助用位置指示送信装置 (ELT)				
□その他 (　　)				
□その他 (　　)				
34　特殊な設備	□デジタル選択呼出電波受信機(超短波帯)			(DSC)
	□ナブテックス受信機(狭帯域)			(NBN)
	□地上無線航法装置			(LRN)
	□衛星無線航法装置			(SPN)
	□無線方位測定機			(ARF)
	□その他 (　　)			
	□その他 (　　)			
35　附属装置	□遠距離位置表示装置			(D)
	□電源保守監視装置			(MS)
	□データ記憶装置			(DR)
	□その他 (　　)			
	□その他 (　　)			
36　ATIS番号				
37　船舶等識別番号				
38　その他の工事設計	□電波法第5第1項に規定する条件に合致する。			
39　備考				

裏　　辺　　(日本産業規格A4相当)

注1　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記載する欄	備　考
1. 免許の申請の場合	2　7　4　5　5　6　7　9 9　10　11　12　13　14　15 16　17　18　19　20　21　22 23　24　25　26　27　28　29 30　31　32　33　34　35　36 37　38　39	
2. 変更の申請又は届出を行う場合	1(注)　2　3　4　5　6 7 当該変更に係る記載欄	(注)　予備免許中の変更を除く。
3. 再免許の申請の場合	1　2　3　4(注)　5　6 7　9　13　19　20　28	(注)　運輸自動通報局を除く。

2　1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
3　2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□に√印を付けること。
4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
5　4の欄は、次によること。
(1)　開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。ただし、運輸自動通報局については、変更の場合に限り記載すること。
(2)　再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇月間における1日平均の通話時間又は通話回数を含めて記載すること(第10条の2第1項第9号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。)。
(3)　実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。
ア　免許申請の場合
実験、試験又は調査の方法及び具体的な計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
イ　再免許の申請の場合
実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
6　5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□に√印を付けること。
7　6の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
8　7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
9　8の欄は、法第5条第1項第9号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第3項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。
10　9の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、通合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「R28.12.21」のように記載すること。
11　10の欄は、該当する□に√印を付け、該当事項を記載すること。ただし、通合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、日ごとに書にて記載すること。
12　11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に√印を付けること。
13　12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。
14　13の欄は、船舶の場合は船舶の名称(フリガナを付けること。)を、航空機の場合は航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。
15　14の欄は、特定船舶局及び船舶地球局に限り、該当する□に√印を付けること。この場合において、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。
16　15の欄は、次の区分に従い、記載すること。ただし、運輸自動通報設備を設置しない無線航行移動局の場合は記載を要しない。
(1)　免許の申請の場合
希望する識別信号
(2)　再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)
17　16の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の2桁で記載すること。
18　17の欄は、船舶の場合は船舶が主に停泊している港の名称を、航空機の場合は航空機の定置場の名称を記載すること。
19　18の欄は、当該船舶の所有者について、免許人(免許の申請の場合にあつては、申請者)又はその他の該当する□に√印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。
20　19及び20の欄は、15の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称)を記載すること。
21　20の欄は、該当する□に√印を付けること。この場合において、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。
22　21の欄は、航行区域又は運航区域及び航行する海域について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
23　22の欄は、「123456」、「TE2−1234」のように記載すること。
24　23の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
25　24の欄は、船舶の総トン数を具体的に記載すること。
26　25の欄は、当該船舶の保存期字がある場合に限り、記載すること。
27　26及び27の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
28　28の欄は、特定船舶局に限り、加入している海岸局の名称を正加入、準加入の別に従い記載すること。
29　29の欄は、該当する□に√印を付けること。また、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。
30　31の欄は、機器ごとに製造者名を記載すること。ただし、当該機器が検定合格機器又は適合表示無線設備であるものについては、記載を要しない。
31　32の欄は、当該機器が検定合格機器である場合には検定番号を、適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載し、その他の場合は、当該機器の名称を記載すること。
32　33の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
33　34及び35の欄は、該当する□に√印を付けること。この場合「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。なお、特殊な設備は受信のみを目的とする受信設備(無線局のものを除く。)であるもの、附属装置は送信設備に接続される又は内蔵されている装置とする。
34　36の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備える無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。
35　37の欄は、設備規則第9条の2第6項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。
36　38の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に√印を付けること。
37　39の欄は、次によること。
(1)　義務船舶局以外の船舶局であつて、船舶安全法第28条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨を記載すること。
(2)　特定船舶局であつて、船舶安全法第64条第1項ただし書の規定により無線電話又は無線電話の電波を発射される船舶であるときは、免除の内容について記載すること。
(3)　電波規則第38条第2項の規定により備えなければならない船舶局以外の無線設備の機器がある場合は、その無線局の種別及び無線設備の名称を記載すること(TG(船舶地球局)、TF(携帯移動地球局)等の無線局の種別記号を記載し、無線設備の具体的名称を記載すること。)。
(記載例　TG　インマルサットF
(4)　検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。
(5)　第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第15条の2第4項及び第15条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)又は第17条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定により届出中請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。
(6)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な協議に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の運行がおたる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことをその事項を記載すること。
(8)　特定船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信事業務の委託を受ける場合は、電気通信事務の通信の取扱範囲を記載すること。
(9)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
38　第15条の2第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
39　免許の申請の場合において第15条の5第1項第2号に該当するときは工事設計の変更若しくは無線設備の変更の工事の届出をする場合において電波規則第38条第4項の第1のロの項若しくは同第38の0の項に該当するときは、その事実を証する書面を添付すること。
40　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
41　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に所要事項を記載すること。
42　無線局事項書及び工事設計書(添付図面を除く。)の写しの部紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
43　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第３　アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第１２条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の三第3　アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第8の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第3及び別表第二号の二第6のとおりとする。

1号様

無線局事項書及び工事設計書			
1 免許の番号	1次　　年		
2 申請(届出)の区分	□開設　□変更		
3 個人又は社団(クラブ)の別	□個人　□社団(クラブ)		
4 住　所	都道府県一市区町村コード　(　　) 〒(　　－　　) 電話番号(　　)　　－ 郵便　(　　) フリガナ		
5 氏名又は名称及び代表者氏名			
6 工事落成の予定期日	□予備免許の日から　　月目の日 □日付指定　　年　　月　　日		
7 無線従事者免許証の番号	□無線従事者免許証 特申書	同時申請の資格 国家試験合格番号 修了証明書の番号	
8 無線局の目的・通信事項	アマチュア業務目　アマチュア業務に関する事項		
9 呼出符号			
10 無線設備の設置場所又は常置場所　住所	都道府県一市区町村コード　(　　) 〒		
11 待命期間	□待命する(除上、毎土及びと)　□待命しない		
12 電波の型式及びに必要な高度無及び空中線電力	□指定々能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力		
13 変更する欄の番号	□4・5　□7　□8　□9　□11　□12　□13		
14 備考			
申請人	変更の種別	□追加　□修改　□撤去　□変更	
	識別番号		
	分析可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	変調方式コード		
送信機	終段管	名称個数	電圧
	定格出力(W)		
受信機	変更の種別	□追加　□修改　□撤去　□変更	
	識別番号		
	受信可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	変調方式コード		
	終段管	名称個数	電圧
	定格出力(W)		
送信空中線の型式			
周波数測定装置の有無	周波数測定装置	□有	□無
	電波法第3第1項の3第7号の規定	□有	
添付図面	公衆接続系統図		
その他の工事設計	□電波法第3第二項定する条件に合致する。		

（日本産業規格A列4番）

横　　縦

注1　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
1 免許の申請の場合	2(注1)　3　4　5　6　7　10　11　12　14　15	(注3)　開設に該当する。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による変更の申請又は無線局の変更の届出の場合	1(注1)　2(注2)　3　4　5　9　13　15	(注1)　免許後の変更の場合に限る。 (注2)　変更に該当する。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線局の廃止の届出又は変更届出の場合	1(注1)　2(注2)　3　4　5　9　10　11　13	(注1)　免許後の変更の場合に限る。 (注2)　変更に該当する。
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1(注1)　2(注2)　3　4　5　7(注3)　9(注4)　12(注5)　13　14	(注1)　免許後の変更の場合に限る。 (注2)　変更に該当する。 (注3)　この欄の変更の場合に限る。 (注4)　この欄の変更をしない場合に限る。
5 法第17条第1項又は第19条の規定による無線局の変更後の免許の変更の届出の場合	1　2(注1)　3　4　5　9　10　13	(注1)　変更に該当する。

2　1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3　2の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請しくは届出を行う場合の区別により、該当する□に○印を付けること。

4　3の欄は、個人又は社団(クラブ)の区別により、該当する□に○印を付けること。

5　4の欄は、次によること。

別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第２０条の６、第２０条の９及び第２５条の２関係）（総合通信局長がこの様

(1)　日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が社団の場合は主たる事業所の所在地、申請者が外国人である場合は日本における居住地）を記載すること。ただし、都道府県コード及び不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請者が外国人である場合に限り、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

6　5の欄は、申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

7　6の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「R29.12.21」のように記載すること。

8　7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府が総務省を保有するものにについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものを除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること（当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格が代表者以外の者である場合は、14の欄に当該者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載すること。）。

また、無線従事規則第46条に基づく無線従事者の免許又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合（社団の場合を除く。）においては□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

9　9の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10　10の欄は、次によること。

(1)　無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所を「何県何市何町〇一〇一〇（何内）」のように記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合はコードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、無線設備の設置場所又は常置場所との欄の住所は同一の場合は、記載を省略することができる。

(2)　船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

(3)　航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

11　11の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12　12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。また、申請者が社団の場合であつて、当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格によりて指定を希望する場合は、14の欄に第15条の2の規定に基づく「希望する周波数等の記号　○○○」のように記載すること。

13　13の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14　14の欄は、次によること。

(1)　免許の申請の場合

ア　申請者が過去にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の最近の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

(2)　遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うことを示すその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれも免許人が所有又は管理する一つの構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

ア　電波の発射の停止を確認することができること。

イ　免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであること。

ウ　インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

(3)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第1項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(4)　その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

15　15の欄は、次によること。

(1)　2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

(2)　変更の種別の欄は、変更の申請又は届出の場合に限り、変更する送信機において終当するこにレ印を付けること。

(3)　第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の全部又は一部を省略する場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄にその旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(4)　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

(5)　適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器が適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

(6)　第15条の5第4項（第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定の適用がある無線局の場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、変調方式の欄、終段管の欄及び定格出力の欄の記載を要しない。

(7)　無線設備の機器が、免許の申請の場合において第15条の5第1項第3号に該当するものであるときはその事実を証する書面を添付すること。また、変更の申請又は届出の場合において施行規則別表第1号の3第1の21の項新しくは同表第20の2の項又は別表第5号第1項第1号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。

(8)　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

(9)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、無線電話の場合は記載を要しない。

(10)　終段管の欄は、終段の真空管（半導体を含む。）の名称及び個数並びに終段機（これに該当するものを含む。）の電圧を記載すること。

(11)　定格出力の欄は、当該送信機の出力端子における出力規格の値を記載すること。

(12)　送信空中線の型式の欄は、指向する無線局の場合は記載を要しない。

(13)　周波数測定装置（施行規則第14条の5第7号の装置を含む。）について記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。

(14)　送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び周波数比に発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その値元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第15条の5第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

また、送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）は、□にレ印を付けることを要さず、送信機系統図（附属装置の語元を含む。）の提出を要しない。

(15)　その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3条に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第23条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

1号様

無線局事項書及び工事設計書		
1 包括免許の番号		
2 申請（届出）の区分		□開設　□変更　□再免許
3 無線局の種別コード		
4 最大運用数		
5 無線設備を設置しようとする区域		基本コード（　　）付加コード（　　）
6 法人団体個人の別		□法人　□団体　□個人
7 住　所		都道府県一市区町村コード（　　）
		〒（　　－　　）
		電話番号（　　）　－
8 氏名又は名称及び代表者氏名		フリガナ
9 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		
10 運用開始の予定期日		□免許の日 □日付指定：＿＿＿＿＿＿ □免許の日から＿＿＿日以内の日
11 無線局の目的コード		
		□従たる目的
		□従たる目的
12 通信の相手方		
13 電波の型式及びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		
14 包括免許人の事務所		都道府県一市区町村コード（　　）
		〒（　　－　　）
15 無線設備	無線設備の規格コード	
	適合表示無線設備の表示の内容及びその表示の有無	定格出力
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
		適合表示無線設備の表示の有無	□有　□無
16 備考		

長辺　　短辺　（日本産業規格A列4番）

3号様（特定無線局（電波法第27条の12第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。）

17 無線局の区別	
18 臨時に運用する旨の表示	

長辺　　短辺　（日本産業規格A列4番）

3号様（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局により制御され、又は管理される場合に限る。）

19 無線局の区別			
20 外国の人工衛星の軌道又は位置			
21 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
22 人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
23 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。）に関する事項			
24 通信の制御に関する事項			
25 業務区域	基本コード	付加コード	備考
26 備考			

長辺　　短辺　（日本産業規格A列4番）

4号様（VSAT地球局、設備規則第45条の021に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の2の74、第49条の2の75、第49条の2の76、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯基地局の場合に限る。）

27 無線局の区別					
人工衛星の名称			周波数帯		
トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

長辺　　短辺　（日本産業規格A列4番）

5型Ⅱ（VSAT地球局，設備規則第45条の21に規定する航空機地球局等びに設備規則第49条の23の4，第49条の23の6，第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動通信局の場合に限る。）

29　無線局の区別				
人工衛星の名称				
アップリンク／ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の所在	配置エリア
補足事項				

表　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1　各欄の記載は，次の表のとおりとする。

区　別	記　載　す　る　欄	備　考
1　免許の申請の場合	2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30	
2　変更の申請又は届出を行う場合	1　2　3　4　5　6　7　8　9　17(注1)　19(注2)　27(注3)　29(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1)　18の欄に変更がある場合に限る。 (注2)　20の欄から26の欄までに変更がある場合に限る。 (注3)　28の欄に変更がある場合に限る。 (注4)　30の欄に変更がある場合に限る。
3　再免許の申請の場合	1，2，3　4　5　6　7　8　9　13　14　17　18	

2　1の欄は，現に免許を受けている無線局の包括免許の番号を記載すること。
3　2の欄は，免許の申請を行う場合，変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により，該当する□に√印を付けること。
4　3の欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
5　4の欄は，特定無線局（法第27条の5第1項に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り，免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。
6　5の欄は，特定無線局（法第27条の5第1項に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り，当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域について，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
7　6の欄は，法人，団体又は個人の区別により，該当する□に√印を付けること。
8　7の欄は，日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。），郵便番号及び住所（申請者が法人又は団体の場合は，本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし，都道府県コードが不明の場合は，コードの欄への記載を要しない。また，都道府県コードを記載した場合は，都道府県及び市区町村の記載は要しない。
9　8の欄は，申請者が法人の場合はその名称を，団体の場合はその名称及び代表者の氏名を，個人の場合は氏名を記載し，それぞれにフリガナを付けること。
10　9の欄は，次にによること。
　(1)　開設，継続開始又は変更を必要とする理由（変更の場合は，変更の内容を含む。）を記載すること。
　(2)　設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうちは，5470MHzを超えて5725MHz以下及び5850MHzを超えて6425MHz以下の周波数の電波を使用するものにあって

は，将来の事業計画等として免許の有効期間における事務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし，再免許の申請の場合は，免許の期間中における事務の概要として，当該無線局に係る終末区の設定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の事務計画等の実施状況を記載すること。ただし，記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の事務計画等若しくは免許の期間中における事務の概要と同一のものとなる場合又はこれらのこれらの無線局を一体として一の事務計画による事務を行う場合は，これらの無線局のうちた主たる無線局以外の無線局については，その旨を記載して，当該事項の記載を省略することができる。
　(3)　法第27条の20に規定する既設電気通信事務用基地局及び当該既設電気通信事務用基地局の通信の相手方である移動する無線局にあっては，使用周波数の移行計画（利用状況調査（法第36条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。）時に報告したものをいう。）の進捗状況（以下単に「進捗状況」という。）を記載すること。ただし，2以上のこれらの無線局を一体として一の使用周波数の移行計画による移行を行う場合は，これらの無線局のうちた主たる無線局以外のものについては，その旨を記載して，進捗状況の記載を省略することができる。
11　10の欄は，該当する□に√印を付け，該当事項を記載すること。ただし，適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は，記載を要しない。なお，日付指定の場合は，「R28.12.21」のように記載すること。
12　11の欄は，無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお，主たる目的及び従たる目的を有する無線局については，主たる目的，従たる目的の順に記載することとし，従たる目的の□にレ印をつけること。
13　12の欄は，個々に記載することが困難な場合は，「何百箇の受信設備」，「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし，地球局，海岸地球局，航空地球局，携帯基地地球局及び実験試験局（宇宙無線通信を行うものに限る。）については，申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局，放送衛星試験局，人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を他の人工衛星と区別できる特有の名称で「W衛星」のように記載し，受動衛星を含むこと無線通信回線を構成するものであるときは，通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし，当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は，「W点衛星」のように記載することができる。
14　13の欄は，必要とする占有周波数帯幅，電波の型式，周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。
　この場合において，空中線電力は，包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち，最大の値のものを記載すること。
　ただし，宇宙無線通信を行う無線局にあっては，特定の周波数を範囲で希望する場合は，「fMHz から fMHz　fMHz間隔　何波」，「fMHz から fMHz」のように記載することができる。
15　14の欄は，注3に準じて記載すること。

16　15の欄は，次によること。
　(1)　無線設備の規格コードの欄は，無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
　(2)　定格出力の欄は，免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の出力端子における出力規格のうち，最大のものを記載すること。
　(3)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は，免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を，「F3E　fMHz から fMHz 及び　fMHz」のように記載すること。
　(4)　適合表示無線設備の表示の有無の欄は，免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備について，無線設備の規格コードの欄に記載する規格に適合する適合表示無線設備の表示の有無を記載するものとし，該当する□にレ印を付けること。
17　16の欄は，次によること。
　(1)　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は，その旨及び当該国の名称を記載すること。
　(2)　国際公衆通信を取り扱う無線局である場合は，国際番号に公表されている識別信号又は発射の特性によって容易に識別される局であることを示す事項を記載すること。
　　（記載例）　国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告・212に基づき，×××××と続いて×桁の数字による識別信号を送信するもの
　(3)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の障害を防止するために必要な設置に関する契約を締結しているときは，その契約の内容を記載すること。第20条の6第2項の規定により記載を省略する場合には，その旨及びその契約の内容が同一である無線局の包括免許の番号を記載すること。
　(4)　施行規則附則第7項の規定により，当分の間，施行規則第3条第1項第5号中「水域」を「区域」と読み替えて適用する携帯無線通信を行う無線局であって，特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号に掲げる無線局に係るものの？，河川，湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は，他の無線局の運用を阻害するような混信その他の障害を防止するために行う措置を記載すること。
　(5)　特定無線局（施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は，無線回線を制御する主たる場所の緯数の名称及び住所を記載すること。
　(6)　特定無線局（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は，屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所への設置及びその無線局の施行規則第15条の3への適合について，具体的な設置場所及び同条への適合の確保の方法を記載すること。
　(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については，その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

別表第二号の五　登録の申請に添付する書類の様式（第２５条の１０第３項及び第２５条の１７第３項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるも

(8)　5G基地局（設備規則第40条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうちと、5458MHzを超えて、5750MHz以下及び2、5950MHzを超えて、6450MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(8)において同じ。）においては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。
(9)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
18　17、19、27及び28の欄は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。
19　18の欄は、次の事項を記載すること。
(1)　電気通信業務を行う特定無線局
ア　提供する役務の概要（契約約款等利用条件を記載した書類を添付すること。）
イ　運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠
(2)　電気通信業務を行う特定無線局以外の特定無線局
運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠
20　20の欄は、所有者の氏名、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。
(1)　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）
（記載例）　対地静止衛星軌道　東経133°　緯度の変動幅　±0.2°　経度の変動幅　±0.1°
(2)　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（無線局種別等コード表により記載することができる。）
21　21の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。
(1)　打上げ予定時期
(2)　特定無線局の総合運行するために必要となる人工衛星の数
(3)　当該数の人工衛星局が使用可能となる時概及び使用可能期間
22　22の欄は、開設者の氏名、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の設名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。
（記載例）　何地球局　何国何州何市内
23　23の欄は、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の氏名、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の設名、種類、同種数及び設置場所に関する事項を記載すること。
（記載例）　何地球局　同時制御、周波数割当　何国何州何市内

24　24の欄は、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。
(1)　本邦内において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統
(2)　本邦内において運用される特定無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の氏名、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、種類及び設置場所
（記載例）　何施設　衛星資源割当て、制管理　何国何州何市内
(3)　申請者又は当該免許人が実施可能な特定無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）
（記載例）　電波の発射（開始、停止）、使用チャネルの選択、空中線電力の制御
25　25の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何海、伝送水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。
26　26の欄は、次によること。
(1)　人工衛星の名称の欄は、注13に準じて記載すること。
(2)　周波数帯の欄は、「12.5GHzから18.0GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。
(3)　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。
(4)　ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。
(5)　中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。
(6)　周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数間隔を区別して記載すること。
(7)　偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
(8)　補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る別表第二号の二第8に規定する工事設計書の22の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。
27　30の欄は、次によること。
(1)　人工衛星の名称の欄は、注13に準じて記載すること。
(2)　アップリンク／ダウンリンクの区分の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。
(3)　回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「受信制御」のように記載すること。
(4)　周波数帯の欄は、「1.4GHzから4.2GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。
(5)　地球局の形態の欄は、無線通信規則第1条に示して使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。
(6)　配置メドアの欄は、通信の相手方となる無線局の代表的な設置場所及び移動する無線局の移動範囲を記載すること。

28　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
29　無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の等しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

のとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の五　登録の申請に添付する書類の様式（第25条の10第3項及び第25条の17第3項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

1 法人団体個人の別	□法人　□団体　□個人		
2 住　所	都道府県―市区町村コード　（　　）		
	〒（　―　）		
	電話番号（　　）　―		
3 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ		
4 運用開始の予定期日			
5 希望する登録の有効期間			
6 開設の目的			
7 無線設備の常置場所	都道府県―市区町村コード　（　　）		
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号		
	適合表示無線設備の番号		
	製造番号		
	空中線の利得		
	指向方向		
9 備考			

辺　　長

型　　辺　（日本産業規格A列4番）

注1　1の欄の記載は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□に√印を付けること。

2　2の欄は、日本産業規格JIS　X0401及び告示402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

3　3の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

4　4の欄は、運用開始の予定期日を「H28.12.21」のように記載すること。なお、包括登録の申請の場合にあっては、それぞれの登録局の運用が開始される日のうち最も早いロの予定期日を記載すること。

5　5の欄は、施行規則第4条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

6　6の欄は、開設の目的を詳細に記載すること。

7　7の欄は、移動する無線局の登録の申請の場合（包括登録の申請の場合を除く。）に限り、その無線設備の常置場所を「何馬何市何町〇―〇―〇何丙」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8　8の欄は、次によること。ただし、包括登録の申請の場合は、記載を要しない。

(1)　識別符号の欄は、電気通信事業法施行規則第3条第1号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が同に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であって、法第5条第1項第3号に規定する識別信号以外のものをいう。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

(2)　適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合に確認に係る届出番号のいずれかを相当に係る無線局ごとに記載すること。複数の無線設備について、適合表示無線設備の番号を一括して記載する場合は、「ABC99001～ABC99010」、「ABC99001、ABC99002」のように記載すること。

(3)　製造番号の欄は、登録に係る無線局の無線設備の製造番号を記載すること。複数の無線設備について、製造番号を一括して記載する場合は、「ABC99001～ABC99010」又は「ABC99001、ABC99002」のように記載すること。

(4)　空中線の利得の欄は、移動しない無線局であって、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得を絶対利得で記載すること。

(5)　指向方向の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であって空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

9　9の欄は、次によること。

(1)　包括登録の申請の場合に限り、登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数を記載すること。

(2)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第25条の10第4項又は第25条の17第4項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の登録の番号を記載すること。

10　移動しない無線局の登録の申請の場合（包括登録の申請の場合を除く。）にあっては、次の資料を添付すること。

(1)　移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、無局に通信を行うことよの無線局の登録の申請を同時に行う場合の一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については10の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(2)　移動する無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局における業務区域を記載した地図

11　該当欄に名称を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に記載すること。

別表第三号　工事落成の期限の延長申請書の様式（第１１条第２項関係）（総務大臣又は総合通信

局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号　工事落成の期限の延長申請書の様式(第11条第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

工事落成の期限の延長申請書

年　月　日

総務大臣　殿(注1)

電波法第8条第2項の規定により、工事落成の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者(注2)

住　所	都道府県一市区町村コード　(　　)
	〒(　　－　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　予備免許を受けた無線局に関する事項(注3)

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　予備免許年月日及び予備免許通知書の番号	
④　工事落成の期限	
⑤　希望する延長期限及び延長する理由	

3　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則別表1の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS X0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又はこれらに準ずる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2)　②の欄は、予備免許の際に指定を受けた識別信号を記載すること。

(3)　③の欄は、予備免許を受けた年月日を「R2.6.12.1」のように記載し、併せて予備免許通知書の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、予備免許の際に指定を受けた工事落成の期限を記載すること。

(5)　⑤の欄は、希望する延長期限及び延長する理由を記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのものとする。

5　申請者の印欄は、日本産業規格JIS第2条に、適合する印を記載すること。この欄に記載する印を記載し、この別表に定める規格の印鑑に適宜記載すること。

別表第三号の二　工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る届出書の様式（第１３条第２項及び第２５条第５項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の二　工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る届出書の様式(第13条第2項及び第25条第5項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

工事落成等届出書

年　月　日

総務大臣　殿(注1)

収入印紙貼付欄 (注2)

□電波法第10条の規定により、工事が落成したので、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の設置場所を変更したので、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の変更の工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

(注3)

記

1　届出者(注4)

住　所	都道府県一市区町村コード　(　　)
	〒(　　－　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る事項(注5)

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号	
④　予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号又は変更の許可の年月日及び変更許可通知書の番号	
⑤　工事落成の年月日、設置場所変更の年月日又は	

変更工事完了の年月日	
⑤　検査を希望する日	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　省令規則第3条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。
2　収入印紙については、次によること。
(1)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A4判4番の用紙に貼付すること。
(2)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承認　氏名」のように記入すること。
3　該当する□には✓印を付けること。
4　1の欄は、次によること。
(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
(2)　届出者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律による直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

5　2の欄は、次によること。
(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあっては、第2条第1項第7号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
(2)　②の欄は、届出に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。
(3)　③の欄は、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合に限り、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
(4)　④の欄は、工事落成の届出の場合は予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号を記載し、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合は変更の許可の年月日及び変更許可通知書の番号を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
(5)　⑤の欄は、工事落成の届出の場合は工事が落成した年月日を記載し、設置場所変更の届出の場合は無線設備の設置場所を変更した年月日を記載し、変更工事完了の届出の場合は無線設備の変更の工事が完了した年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
(6)　⑥の欄は、総務大臣が職員を派遣して検査を行う場合であって、検査を希望する日がある場合に限り、当該希望する日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
6　届出書の用紙は、日本産業規格A4判4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の三　特定無線局の運用開始の期限の延長申請書の様式（第２３条の２第２項関係）

（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の三　特定無線局の運用開始の期限の延長申請書の様式(第23条の2第2項関係)
(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年　月　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

電波法第27条の6第1項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者(注2)

住　所	都道府県一市区町村コード　[　　]
	〒(　　－　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　特定無線局の運用開始の期限の延長に関する事項(注3)

①　無線局の種別	
②　包括免許の番号	
③　運用開始の期限	
④　希望する延長期間及び延長する理由	

3　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
2　1の欄は、次によること。
(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載

を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を受けている特定無線局の運用開始の期限を記載すること。

(4) ④の欄は、希望する延長期限及び延長する理由を記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものに書類を折らずに送付することを希望する場合は、縦当の大きさのものとする。

5 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の四　無線局の運用開始等に係る届出書の様式（第２４条第３項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の四　無線局の運用開始等に係る届出書の様式(第24条第3項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局の運用開始等の届出書

年　月　日

総務大臣　殿(注1)

□電波法第16条第1項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。

□電波法第16条第2項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の40第2項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第2項第1号の規定により、無線航行陸上局の通常方位測定区域、運用する時期その他必要と認める事項について、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第2項第2号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第2項第3号の規定により、特別電波の局の無線局運用規則第40条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1 届出者(注3)

住　所	都道府県～市区町村コード　(　　)
	〒(　　－　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 無線局の運用開始等に係る事項(注4)

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号又は包括免許の番号	
④ 運用開始の期日又は運用開始年月日	
⑤ 運用休止期間及び運用を休止する理由	
⑥ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 電行規則第15条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出を行う場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に対してこと。

2 該当する□には○印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあっては、第2条第3項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、届出に係る無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)に指定されている識別信号を記載すること。

(3) ③の欄は、無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

(4)　㉔の欄は、無線局の運用開始の届出に限り記載することとし、運用を開始する期日を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合は、運用を開始した年月日を記載すること。なお、年月日は、「HSK.12.21」のように記載すること。

(5)　㉕の欄は、無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の運用を休止する又は運用休止期間を変更する届出に限り、運用休止期間及び変更する理由を記載すること。この場合において、運用休止期間を変更する場合にあつては、変更後の運用休止期間及び変更する理由を記載すること。

(6)　㉖の欄は、次によること。

ア　第24条第2項に規定する届出の場合に限り、同項各号に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項を変更する場合は、変更である旨及び変更後の事項を記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の五　包括免許（施行規則第１５条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第２４条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の五　包括免許(施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式(第24条の2第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書

年　月　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

□電波法第27条の6第3項前段の規定により、包括免許に係る特定無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の6第3項後段の規定により、包括免許に係る特定無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1　届出者(注3)

住　所	郵便番号(　　－　　) 〒(　　－　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　包括免許に係る特定無線局に係る事項(注4)

①　包括免許の番号	
②　特定無線局の番号	
③　特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日	
④　運用開始の期日	
無線設備の所在地	⑤　住所　郵便番号
	郵便番号の区別コード	
	都道府県一市区町村コード	
	住所	
	⑥　住所　郵便番号	
	郵便番号の区別コード	
	都道府県一市区町村コード	
	住所	

無線設備	⑦　住所	郵便番号					
		郵便番号の区別コード					
		都道府県一市区町村コード					
		住所					
設置の区別							
適合表示無線設備の番号							
無線設備の製造番号							
予備電源			□有　□無				
設置場所番号							
空中線系番号			(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
空中線	空中線型式等	型式の別コード					
		基本コード					
		付加コード					
		偏波面コード					
	利得(dBi)						
	指向方向(度)						
	水平面の主輻射の角度の幅(度)						
	空中線の位置	緯度					
		経度					
無線設備の主要諸元の内容	送信電波出力		送信(dB)				
			受信(dB)				
	無線電信等	送信機出力	送信(dB)				
			受信(dB)				
		その他出力	送信(dB)				
			受信(dB)				
	無線する周波数等						
その他の工事設計			□電波法第3条に規定する条件に合致する。				

	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項
無線による通信					

氏名又は商号又は名称及びその代表者の役職名及び氏名					
(7) 備考					

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

(1) 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
2 該当する□に√印を付けること。
3 1の欄は、次によること。
(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
(2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。
(3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、当該委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
4 2の欄は、次によること。
(1) ①の欄は、既に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
(2) ②の欄は、包括免許に係る特定無線局ごとに識別可能な任意の番号を記載すること。
(3) ③の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日を「R20.12.1」のように記載すること。
(4) ④の欄は、次によること。
ア 特定無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「R20.12.21」、「開設したH から何日目の日」のように記載すること。
イ 特定無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「R20.12.21」、「変更したH から何日目の日」のように記載すること。
(5) ⑤の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
ア 特定陸上移動中継局においては、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇一〇一〇何内」のように記載すること。
イ その他の特定無線局においては、送信所、受信所、通信所等無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇一〇一〇何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同欄に記載すること。なお、制御所の設置場所が①の欄の包括免許に係る無線局種を制御するとする場所と同じである場合には、当該制御所の設置場所の記載を要しない。
(6) ⑥の欄は、次によること。
ア 装置の区別の欄は、一の特定無線局において以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるように個別装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して届け出る場合においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。
イ 適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合については、「123-XXXXXX-123-ZZZZZZ」、「123-YYYYYY、123-XXXXZZ」のように記載すること。
ウ 無線設備の製造番号の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合については、「ABC9001～ABC99010」、「ABC99001、ABC99002」のように記載すること。
エ 予備電源の欄は、該当する□に√印を付けること。
オ 設置場所番号の欄は、⑤の欄に記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
カ 空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であっても、空中線の利用及び回電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、移動内には、「〇〇通信系」のように記載すること。
キ 空中線の欄は、次によること。
(ア) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
(イ) 偏波及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。
(ウ) 利得の欄は、絶対利得で記載すること。
(エ) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する特定無線局(特定陸上移動中継局を除く。)に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
(オ) 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する特定無線局(特定陸上移動中継局を除く。)に限り記載すること。
(カ) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもって、「35, 25, 47」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。
ク 給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。
ケ 発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。
コ その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に√印を付けること。
サ 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。
(ア) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
(イ) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
(ウ) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
(エ) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
(オ) 雑音等の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
(7) ⑦の欄は、次によること。
ア 法第26条の6第3項段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。
イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
5 包括免許に係る特定無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
6 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の六　包括免許（施行規則第１５条の２第２項第２号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第２４条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の六　包括免許(施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式(第24条の2第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書

年　月　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

□電波法第27条の6第1項前段の規定により、包括免許に係る特定無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の6第3項後段の規定により、包括免許に係る特定無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1　届出者(注3)

住　所	都道府県一市区町村コード（　　）
	〒(　　－　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　包括免許に係る特定無線局に係る事項(注4)

①	包括免許の番号	
②	特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日	
③	運用開始の期日	
④	無線設備の設置場所	都道府県一市区町村コード（　　）
⑤	無線設備の工事設計の内容	
	(1)　適合表示無線設備の番号	
	(2)　無線設備の製造番号	
⑥	備考	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　該当する□に印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

(3)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(4)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(2)　②の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日を「H28.12.21」のように記載すること。

(3)　③の欄は、次によること。

ア　特定無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「開設した日から何月目の日」のように記載すること。

イ　特定無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「変更した日から何月目の日」のように記載すること。

(4)　④の欄は、当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町○一○－○何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(5)　⑤(1)の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあっては、「123－XXXXXX～123－ZZZZZZ」、「123－XXXXXX、123－YYYYYY」のように記載すること。

(6)　⑤(2)の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあっては、「ABC99001～ABC99010」、「ABC99901、ABC99902」のように記載すること。

(7)　⑥の欄は、次によること。

ア　屋内その他総の無線局の運用を阻害するような混信その他の障害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあっては、「屋内等に設置」と記載すること。

イ　施行規則第15条の2に適合するものにあっては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。

ウ　法第27条の6第3項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

エ　フェムトセル基地局に係る変更の場合は、当該無線局を開設した日を記載すること。

オ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　届出書の用紙は、日本産業規格A4相当とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の七　登録局の開設又は変更届出書の様式（第２５条の２３第３項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の七　登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の開設又は変更届出書

年　月　日

（宛）総合通信局長　殿（注1）

□電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の35の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

（注2）

記

1　届出者（注3）

住　所	都道府県―市区町村コード（　　）
	〒（　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　包括登録に係る無線局の開設に係る事項（注4）

①　登録の番号	
②　登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	
③　運用開始の期日	
④　無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県―市区町村コード（　　）
⑤　移動範囲	
⑥　無線設備の工事設計の内容	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	
無線設備の製造番号	
空中線の利得	
指向方向	
⑦　開設した無線局数	
⑧　備考	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1　所轄局の区域については、所轄総合通信事務所長とする。

2　終当する欄に印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を併記すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、現に包括登録を受けている無線局の番号を記載すること。

(2)　②の欄は、当該届出に係る登録局を開設した、又は当該登録局に係る事項を変更したときを「R2X.12.21」のように記載すること。

(3)　③の欄は、次によること。

ア　包括登録に係る無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「R2X.12.21」、「開設したときから何月目の日」のように記載すること。

イ　包括登録に係る無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「R2X.12.21」、「変更したときから何月目の日」のように記載すること。

(4)　④の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

ア　移動しない無線局にあっては、当該届出に係る登録局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇町内」のように記載し、併せて空中線の北緯の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもって「35．25．47」のように記載すること。ただし、電行規則第16条第1号に規定する無線局にあっては、「何県何市何町〇―〇―〇町内」のように記載することとし、空中線の北緯の緯度及び経度の記載は要しない。

イ　移動する無線局にあっては、その無線設備の常置場所を「何県何市何町〇―〇―〇町内」のように記載すること。

(5)　⑤の欄は、当該届出に係る登録局が移動するものに限り移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

(6)　⑥の欄は、次によること。

ア　識別符号の欄は、電気通信事業法第3条第9号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であって、法第9条第1項第5号に規定する識別符号以外のものをいう。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

イ　適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の登録局について複数の無線設備を有する場合については、「123―XXXXXX～123―ZZZZZZ」、「123―XXXXXX、123―XXXZZZ」のように記載すること。

ウ　無線設備の製造番号の欄は、登録局の無線設備の製造番号を記載すること。一の登録局について複数の無線設備を有する場合については、「ABC89001～ABC89030」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

エ　空中線の利得の欄は、移動しない無線局であって、3G 17GHz を超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得を絶対利得で記載すること。

オ　指向方向の欄は、指向性空中線を使用する登録局であって空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(7)　⑥から⑧までの欄に複数の登録局について記載する場合は、登録局ごとに記載

すること。

(8) ㋐の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。

(9) ㋑の欄は、次によること。

ア 法第27条の30の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

(10) 移動しない無線局であつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設の届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を㋑の欄に記載して、その添付を省略することができる。

ア 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る登録局及びその通信の相手方となる登録局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した詳細資料を示す資料。ただし、相互に通信を行う二以上の登録局の届出を同時に行う場合(一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。)は、一の登録局について当該資料を添付し、他の登録局については、㋑の欄に当該一の登録局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

イ 移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る登録局における車検区域を記載した地図

5 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第１２条第２項及び第２５条第１項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第2項及び第25条第1項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局変更等申請書及び届出書

年　月　日

総務大臣　殿(注1)

□電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第9条第3項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第9条第3項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第19条の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

(注2)

記

1　申請(届出)者(注3)

住　所	都道府県―市区町村コード　（　　）
	〒（　―　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　変更の対象となる無線局に関する事項(注4)

㋐　無線局の種別及び局数	
㋑　識別信号	
㋒　免許の番号	
㋓　備考	

3　申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第51条の15第1項第1号又は第2号に掲げる無線局に係る変更の申請又は届出をする場合は、同条に規定する船舶局か港湾局に宛てること。

2　該当する□には印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格 JIS　X0401 及び X0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請(届出)者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請(届出)者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人

の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定及び(第25条第8項の規定により一括して申請(届出)する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあっては、第2条第3項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2)　②の欄は、既に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号(識別信号の指定の変更の申請の場合にあっては、希望する識別信号)を記載すること。

(3)　③の欄は、既に免許を受けている無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあっては、予備免許通知書の番号)を記載すること。

(4)　④の欄の記載は、次のよること。

ア　設定開設者が設定許画に従って開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は、設定許画の設定の番号及び設定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「R28. 12. 21」のように記載すること。

イ　2以上の無線局について1の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。

ク　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　基幹放送局における電波法第6条第2項第3号に掲げる事項の変更の場合にあっては、第12条第1項(第25条第1項において準用する場合を含む。)に基づき送付する無線局事項書の当該変更に係る様式において、変更箇所に申印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該様式の写に対して当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

6　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

7　申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号の二　特定無線局の変更等申請書の様式（第２５条の２第１項及び第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第四号の二　特定無線局の変更等申請書の様式(第25条の2第1項及び第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定無線局変更等申請書

年　月　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

□電波法第27条の9第1項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の2に規定する書類を添えて下記のとおりを申請します。

□電波法第27条の9の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の2に規定する書類を添えて下記のとおりを申請します。

(注2)

記

1　申請者(注3)

住　所	都道府県一市区町村コード（　　） 〒　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　変更等の対象となる無線局に関する事項(注4)

①　特定無線局の種別	
②　包括免許の番号	
③　備考	

3　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

(注1)　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　該当する□に○印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。

(2)　②の欄は、既に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(3)　③の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

6　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号の三　登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第２５条の２５第３項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第四号の三　登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第3項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局変更登録申請書（届出書）

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注1）

□電波法第27条の28第1項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法第27条の28第4項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の33第2項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法第27条の33第4項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

（注2）

記

1　申請（届出）者（注3）

住　所	都道府県一市区町村コード（　　） （ふ　り　が　な　　） （〒　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　登録局の変更登録に関する事項（注4）

①　登録の番号	
②　変更の具体的内容及び理由	

3　申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　該当する□に√印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

（1）　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及び同0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コード（市区町村コードを含む。）コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

（2）　申請（届出）者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

（3）　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、設立とする者議に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

（4）　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

（5）　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4　2の欄は、次によること。

（1）　①の欄は、既に登録を受けている無線局の登録の番号を記載すること。

（2）　②の欄は、変更の具体的内容及び理由を記載すること。

5　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものに書類を折らずに送付することを希望する場合は、縦長の大きさのものとする。

6　申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、語句欄に全角を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号　無線局の免許承継申請書（届出書）の様式（第２０条の２第２項、第２０条の３第３項、第２０条の３の２第３項及び第２０条の３の３第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこ

の様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第五号　無線局の免許承継申請書（届出書）の様式（第28条の2第2項、第28条の3第3項、第28条の3の2第3項及び第28条の3の5第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許承継申請書（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿（注1）

□電波法第28条第1項、第3項若しくは第6項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第28条の2に関する手続）

□電波法第28条第2項、第4項（分割に係る部分に限る。）若しくは第6項（分割に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第28条の3に関する手続）

□電波法第28条第3項、第4項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第6項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第28条の3の2に関する手続）

□電波法第28条第4項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第5項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第28条の3の3に関する手続）

（注2）

記

1　申請（届出）者（注3）

住　所	都道府県一市区町村コード　（　　）
	〒（　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

法人番号	

2　承継に係る無線局（注4）

①　識別符号	
②　種別	
③　免許の番号又は予備免許書類の番号	
④　免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤　免許の有効期間	

3　電波法第5条に規定する欠格事由（注5）

譲渡しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	□　該当 □　該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	□　有　□　無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	□　有　□　無
	議決権の割合（同号）	□　有　□　無
個別的欠格事由	処分聞等（同条第3項）	□　有　□　無
一部の基幹放送をする無線局の欠格事由	国籍等（同条第4項第1号）	□　有　□　無
	処分聞等（同号）	□　有　□　無
	特定役員（同項第2号）	□　有　□　無
	議決権の割合（同項第2号及び第3号）	□　有　□　無
	役員の処分聞等（同項第4号）	□　有　□　無

4　各手続に係る個別事項（注2）（注6）

□無線局免許手続規則第28条の3に関する手続

①　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

②　合併又は分割効力発生日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③　合併又は分割の理由

④　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を継続するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

□無線局免許手続規則第28条の2に関する手続

①　譲受人が事業を譲り受ける年月日

②　事業の譲受けの理由

③　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を継続するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

□無線局免許手続規則第28条の3の3に関する手続

①　譲受人が事業を譲り受ける年月日

②　事業の譲渡し（法第28条第4項後段の場合）又は譲受け（法第28条第5項前段の場合）の理由

③　譲渡人（法第28条第4項後段の場合）又は譲受人（法第28条第5項前段の場合）の事業計画（注7）

④　譲渡人（法第28条第4項後段の場合）又は譲受人（法第28条第5項前段の場合）の事業収支見積り（注7）

⑤　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（注7）

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を継続するに足りる技術的能力（注7）

5　添付書類（注2）

(1)　無線局免許手続規則第28条の2に関する手続

□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が2人以上ある場合において、その相続により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2)　無線局免許手続規則第28条の3に関する手続

□合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

□株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する姿勢の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款

(3)　無線局免許手続規則第28条の3の2に関する手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

□譲受人が法人であるときは、その定款

□譲受人が法人格なき社団であるときは、その組合契約書

(4)　無線局免許手続規則第28条の3の3に関する手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し

□譲渡人が法人であるときは、その定款

□譲渡人が法人格なき社団であるときは、その組合契約書

6　申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局の地位の承継の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2　該当する□に√印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号第2に住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町

村の記載は要しない。なお、申請(届出)者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 第20条の2に関する手続の場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。なお、法第20条第7項及び第9項の場合は、変更後の通常する者の氏名又は名称を記載すること。

イ 第20条の3に関する手続の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその際に係する事業の全部(法第20条第4項の場合にあっては、無線局をその際に係る事業の一部)を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 第20条の3の2に関する手続の場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ 第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

オ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合については、記載を要しない。

(2) ②の欄は、承継に係る無線局について、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第3項又は第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第29条の規定によりー括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの箇数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあっては、第2条第10項第1号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(3) ③の欄は、現に免許を有している承継に係る無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあっては、予備免許通知書の番号)を記載すること。

(4) ④の欄は、次によること。

ア 第20条の2又は第20条の3に関する手続の場合は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

イ 第20条の3の2に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

ウ 第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

(5) ⑤の欄は、承継に係る無線局の免許の有効期間を記載すること。ただし、第20条の2の手続の場合又は予備免許を受けている場合については、記載を要しない。

5 3の欄は、次によること。

(1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□に√印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限って記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請(届出)者が個人の場合は、国籍等の欄及び役分型等の欄に限って記載することとし、国籍等の欄の無の□に√印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

(2) 基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第5条第2項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄の記載に加えて、次の様式を別紙として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他これに準ずる機関等がしたり法人若しくは法人又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

ア 議決権に関する事項

区　分		株式数(株)／議決権の数(個)	比率(%)(F)
発行済株式の総数(A)			
議決権の総数(B)			
	日本の国籍を有する者(C)		
	日本法人等(D)		
	外国法人等(E)		

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあっては議決権、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注4) (C)の欄は、日本の国籍を有する者であって法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注5) (D)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第2号から第3号までに掲げる者をいう。

(注7) (F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注8) (F)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載されるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

イ 代表者

フリガナ	住　所	役　名	日本の国籍の有無	備　考
氏　名				
			□有　□無	

(注1) 法人又は団体にあっては、代表者が複数を選任されている場合は、全員について記載すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の郵道府県市区町村(外国に住所を有する者にあっては、これに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者子定者については代表者就任承諾書を添付すること。

ウ 役員

役員の総数	名(A)(代表者　名、その他役員　名)
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数	名(B)
外国人等役員比率	%(B)／(A)

(注1) 外国人等役員比率は、小数点第3位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

(3) 基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別紙として提出すること(法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。)。

ア 議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
当該株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	1単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第308条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式に議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式に議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施

行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「無議決権株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める株式保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する□に○印を付けた上で、総数を記載すること。

(注7)　(F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第123条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式」という。)の数を欄ごとに記載すること。

(注8)　(G)の欄は、自己保有株式、無議決権株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9)　(H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10)　(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11)　表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載されるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(注12)　単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13)　法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同こ。)。

イ　議決権割合に関する事項

(ア)　コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	議決権の総数に対する割合(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		外資系日本法人等の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)	(E)の比率(%)(H)	(C)(%)(I)	備考
							氏名又は名称(F)					
外国法人等 議決権の総数の1000分の1以上を占める者												
議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計　者)(J)												
外資系日本法人 議決権の総数の10分の1以上を占める者												
合　計												

(注1)　外国法人等とは、法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいい(イにおいて同こ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体について記載すること。

(注2)　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は構成事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること(イにおいて同こ。)。

(注3)　(A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体においては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4)　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5)　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6)　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7)　(E)の欄は、アの(J)に記載した議決権の総数に対するイの(ア)の(D)の比率を記載すること。

(注8)　(F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ア)　申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ)　一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるとき、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注9)　(I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア)　(G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(イ)　外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(注10)　(E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄は外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.9994987%の場合は19.9994%まで記載すること。)。

(注11)　備考の欄は、施行規則第6条の2の第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注12)　(J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

(注13)　(C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載されるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(イ)　衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

区分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D)の議決権の総数に対する割合(%)(E)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計　者)(F)							
合　計								

(注1)　外国法人等とは、法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注2)　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は構成事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3)　(A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体においては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4)　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5)　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6)　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第２５条の８の２において準用する第２０条の２、第２０条の３及び第２０条の３の

数を減じて計算した数を記載すること。

（注7）　(ロ)の欄は、アの(注)に記載した議決権の総数に対するイのイ(イ)の(ヨ)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、農業基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であって、四捨五入する前の比率が5分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が5分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が5分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）とし、コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であって、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.9994587%の場合は19.9994%まで記載すること。）。

（注8）　オの欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注9）　(ロ)及び(ヨ)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載されるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人((ロ)及び(ヨ)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあっては、登記事項証明書を添付すること。

ウ　役員に関する事項

（ア）　地上基幹放送局の場合

フリガナ 氏　名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有　□無	

（注1）　株式会社にあっては役員、その他の法人又は団体にあってはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注2）　特定役員とは、放送の自由等有基準第2条第13号に規定する事務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

（注3）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに準ずるものを記載すること。

（注4）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

（注5）　日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

（注6）　備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

（注7）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し）を添付すること。法人にあっては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあってはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

（イ）　衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

フリガナ 氏　名	住　所	役　名	担当部門	日本の国籍の有無	備考
				□有　□無	

（注1）　株式会社にあっては役員、その他の法人又は団体にあってはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注2）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに準ずるものを記載すること。

（注3）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

（注4）　日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

（注5）　備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

（注6）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し）を添付すること。法人にあっては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあってはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

6　該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

7　別表第二中第1又は第9の基幹放送局の無線局事項書に準じて記載すること。

8　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものに(書類を折り)たに送付することを希望する場合は、相当の大きさのものとする。

9　申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の6の2において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の5の2関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第5項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）

記

1　申請（届出）者（注2）

住　所	都道府県一市区町村コード（　　）	
	〒（　　－　　）	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
法人番号		

2　承継に係る認定計画（注3）

①　認定の番号	
②　認定の年月日	
③　認定開設者の氏名、商号又は名称	
④　認定の有効期間	

3　電波法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由（注4）

外国性の有無（移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る）	国籍等（法第26条第1項第1号から第3号まで）	□　有　□　無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	□　有　□　無
	議決権の割合（同号）	□　有　□　無

反対的欠格事由	株分型等（同法第34条）	□　有　□　無

4　各手続に係る個別事項（注1）（注5）

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

①　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

②　合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③　合併又は分割の理由

④　認定開設者の地位の承継を必要とする理由

⑤　事業計画（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

⑥　事業収支見積り（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

⑦　無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第5項の規定に係る手続

①　譲受人が事業を譲り受ける年月日

②　事業の譲受けの理由

③　認定開設者の地位の承継を必要とする理由

④　事業計画（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

⑤　事業収支見積り（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

⑥　無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

5　添付書類（注1）

(1)　電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続

□認定開設者の地位を承継した事実を証する書面

□特定人が2人以上ある場合において、その相続により認定開設者の地位を承継すべき特定人を定めたときは、他の特定人がこれに同意した事実を証する書面

(2)　電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

□合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

□株主総会又は社員総会の決議録、無議資任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証する書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法118条の規定による放送局設備譲渡役務に係る契約書の写しを含む。）

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の定款案

(3)　電波法第27条の17において準用する同法第20条第5項の規定に係る手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備譲渡役務に係る契約書の写しを含む。）

□譲受人が法人であるときは、その定款

□譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6　申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　該当する□に✓印を付けること。

2　2の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2)　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア　法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ　法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第26条第4項の場合においては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ　法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が団の職員、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3)　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、身分証を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(4)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　3の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、承継に係る認定計画の認定番号を記載すること。

(2)　②の欄は、承継に係る認定計画の認定された年月日を記載すること。

(3)　③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

(4)　④の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第2項又は第5項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4　法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□に✓印を付けること。なお、外国性の有無の欄に記載した場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。

5　該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

6　別表第八号の二の特定基地局の開設計画の様式に準じて記載すること。

7　申請に対する他分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものの（書類を折り曲げ送付することを希望する場合は、封筒の大きさのものとする。

8　申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A4を主とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の三　登録局の登録承継届出書の様式（第２５条の１５第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第五号の三　登録局の登録承継届出書の様式（第25条の15第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局登録承継届出書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注1）

電波法第27条の27第3項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第2項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者（注2）

住　所	都道府県一市区町村コード　（　　）
	〒（　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　承継に係る登録局（注3）

①　登録の番号	
②　登録人の住所	都道府県一市区町村コード　（　　）
	〒（　　－　　）
③　登録人の氏名又は名称	フリガナ
④　登録人の代表者氏名	フリガナ
⑤　承継の理由	
⑥　承継の期日	

3　添付書類（注4）

□登録人の地位を承継した事実を証する書面

□登録人の地位を承継することができる者が2人以上ある場合において、その職務により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面

4　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することをもって、委任状の添付は要しない。

(4)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、承継に係る登録局の登録の番号を記載すること。

(2)　②の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人の住所を注(1)に準じて記載すること。

(3)　③の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人の氏名又は名称を記載すること。

(4)　④の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人が法人又は団体の場合に限り、その代表者の役職及び氏名を記載すること。ただし、登録の承継に係る承継前の登録人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(5)　⑤の欄は、承継の理由を記載すること。

(6)　⑥の欄は、承継の期日（年月日）を記載すること。

4　該当する□には印を付けること。

5　届出書の用紙は、日本産業規格A4を原とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号　基幹放送局に交付する免許状の様式（第２１条第１項関係）

別表第六号　基幹放送局に交付する免許状の様式(第21条第1項関係)

無　線　局　免　許　状

免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別		免許の番号	
免許の年月日		免許の有効期間	
無線局の目的			運用許容時間
放送事項			
放送区域			
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
認定基幹放送事業者の氏名又は名称			
備考			

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　月　日

総務大臣　印

長　辺　短　辺　（日本産業規格A列4番）

注1　放送事項の欄は、特定地上基幹放送局に限り設ける。

2　通信事項及び通信の相手方の欄は、基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局に限り設ける。

別表第六号の二　基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第２１条第１項関係）

別表第六号の二　基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式(第21条第1項関係)

無　線　局　免　許　状

免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別		免許の番号	
免許の年月日		免許の有効期間	
無線局の目的			運用許容時間
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所又は移動範囲			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　月　日

総務大臣(注1)　印

長　辺　短　辺　（日本産業規格A列4番）

注1　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に交付する免許状の場合は、同条に規定する沖縄総合通信局長とする。

2　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：
　従たる目的：」

のように記載する。

3　国際航海に従事する船舶の船舶局及び船舶地球局並びに国際航空に従事する航空機の航空機局及び航空機地球局に交付する免許状には、無線通信規則第18条の規定により記載を必要とする事項を英語で併記する。

別表第六号の三　アマチュア局に交付する免許状の様式（第２１条第１項関係）

別表第六号の三　アマチュア局に交付する免許状の様式(第21条第1項関係)

第1　人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

無　線　局　免　許　状

		免許の番号		識別信号	
氏名又は名称					
免許人の住所					
無線局の種別		無線局の目的		運用許容時間	
免許の年月日		免許の有効期間			
通信事項			通信の相手方		
移動範囲					
無線設備の設置／常置場所					
電波の型式、周波数及び空中線電力					
備考					

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　月　日

(何)総合通信局長(注)　印

長　辺　短　辺　（日本産業規格A列5番）

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

第2　人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局

別表第六号の二の様式を用いるものとし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。

別表第六号の四　包括免許に交付する免許状の様式（第２１条の２関係）

別表第六号の四　包括免許に交付する免許状の様式(第21条の2関係)

第1　特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)

特　定　無　線　局　免　許　状

包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的		包括免許の番号	
包括免許の年月日		包括免許の有効期間	
特定無線局数		運用開始の期限	
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			

長官

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを盗用してはならない。

年　月　日

(何)総合通信局長(注1)　印

（日本産業規格A列4番）

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

従たる目的：」

のように記載する。

第2　特定無線局(法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)

特　定　無　線　局　免　許　状

包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的		包括免許の番号	
包括免許の年月日		包括免許の有効期間	
無線設備の設置場所とすることができる区域		運用開始の期限	
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			

長官

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを盗用してはならない。

年　月　日

(何)総合通信局長(注1)　印

（日本産業規格A列4番）

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

従たる目的：」

のように記載する。

別表第六号の五　無線局の免許状の訂正申請書の様式（第２２条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第六号の五　無線局の免許状の訂正申請書の様式(第22条第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局免許状訂正申請書

年　月　日

総務大臣　殿(注1)

電波法第22条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者(注2)

住　所	都道府県一市区町村コード　（　　）
	〒（　－　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　免許状の訂正に関する事項(注3)

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　訂正を受ける期限及び訂正を受ける理由	

3　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第3条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する沖縄総合通信局長に対すること。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格(JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番

号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することをもって、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあっては、第2条第9項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2)　②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を記載すること。

(3)　③の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、幅角の大きさのもの）とする。

5　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の六　登録又は包括登録の無線局に交付する登録状の様式（第２５条の２１第２項関係）

別表第六号の六　登録又は包括登録の無線局に交付する登録状の様式（第25条の21第2項関係）

無線局登録状

氏名又は名称	
登録人の住所	
無線設備の規格	
登録の番号	
登録の年月日	
登録の有効期間	
無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は特殊範囲	
発射数及び空中線電力	
備考	

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを盗用してはならない。

年　月　日

（沖縄総合通信局長注）　同

長官　辻　（日本産業規格A列4番）

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第六号の七　登録局の登録状の訂正申請書の様式（第２５条の２２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第六号の七　登録局の登録状の訂正申請書の様式（第25条の22第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の登録状訂正申請書

年　月　日

（沖縄総合通信局長　殿（注1））

電波法第25条の26の規定により、登録局の登録状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者（注2）

住所	都道府県―市区町村コード　）
	〒（　―　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　登録局の訂正に関する事項（注3）

①　登録の番号	
②　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由	

3　申請の内容に関する連絡先

所属，氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1）　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及び0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、現に登録を受けている無線局の登録の番号を記載すること。

(2)　②の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものに書類を折らずに送付することを希望する場合は、幅当の大きさのものとする。

5　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の八　無線局の免許状の再交付申請書及び登録局の登録状の再交付申請書の様式（第２３条第２項及び第２５条の２２の２第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第六号の八　無線局の免許状の再交付申請書及び登録局の登録状の再交付申請書の様式（第23条第2項及び第25条の22の2第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

免許状（登録状）再交付申請書

年　月　日

総務大臣　殿(注1)

収入印紙貼付欄 (注2)

□無線局免許手続規則第23条第1項の規定により、無線局の免許状の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の22の2第1項の規定により、登録局の登録状の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

(注3)

記(注4)

1　申請者(注5)

住　所	都道府県一市区町村コード　（　　）
	〒（　－　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　再交付に関する事項(注6)

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号、包括免許の番号又は登録の番号	
④　再交付を求める理由	

3　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第31条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長にあてること。

2　収入印紙については、次によること。

(1)　複数の無線局を申請する場合は、2①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を申請書の余白に記載すること。

(2)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(3)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納未請求」のように記入すること。

3　該当する□に√印を付けること。

4　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　別	記載する欄	備　考
1　免許状の再交付の申請の場合	1、2(注)　3	(注)　特定無線局の免許状の再交付申請の場合は、2①の欄に無線局の種別を記載することとし、識別の記載は要しない。また、2②の欄の記載は要しない。
2　登録状の再交付の申請の場合	1、2(③　④)　3	

5　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局においては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2)　②の欄は、現に免許を受けている無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)に指定されている識別信号を記載すること。

(3)　③の欄は、次によること。

ア　免許状の再交付申請においては、無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

イ　登録状の再交付申請においては、登録局(包括登録に係る登録局の場合を除く。)の場合は現に登録を受けている登録の番号を記載し、包括登録に係る登録局の場合は現に包括登録を受けている登録の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、再交付を求める理由を記載すること。

7　申請に当たり当分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るものの(書類を折り曲げずに送付することを希望する場合は、縦長のものに限る。)とする。

8　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全角を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第七号　無線局の廃止届出書の様式（第24条の3第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第七号　無線局の廃止届出書の様式(第24条の3第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局廃止届出書

年　月　日

総務大臣　殿(注1)

電波法第26条又は電波法第27条の10第1項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者(注2)

住　所	都道府県一市区町村コード（　　）
	〒　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　無線局の廃止に係る事項(注3)

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　廃止する年月日	
⑤　備考	

3　届出の内容に関する連絡先

所属，氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

(注1　施行規則第3条の13第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する同軸総合通信局に宛てること。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及びが区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及びが区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を括弧書で記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括免許状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　3の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局においては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2)　②の欄は、当該届出に係る無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)に指定されている識別信号を、③の欄の記載事項に対応して記載すること。

(3)　③の欄は、無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、無線局を廃止する年月日を記載すること。ただし、第24条の3第1項ただし書の規定による届出の場合は、廃止した年月日を記載すること。

(5)　⑤の欄は、次によること。

ア　第24条の3第1項ただし書の規定による届出の場合は、その旨及び理由を記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

4　届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全角を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第七号の二　特定無線局の廃止届出書の様式（第２４条の４第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第七号の二　特定無線局の廃止届出書の様式（第24条の4第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局廃止届出書

年　月　日

（宛）総合通信局長　殿（注1）

電波法第27条の6第3項後段の規定により、包括免許に係る特定無線局の全て又は一部を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者（注2）

住　所	都道府県―市区町村コード　（　　）
	〒　―　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　特定無線局の廃止に係る事項（注3）

①　包括免許の番号	
②　特定無線局の番号	
③　廃止した年月日	
④　無線設備の工事設計の内容	
⑤　包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1）沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

（1）住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

（2）届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

（3）法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

（4）代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括免許に係る委任状が必要とされている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

（5）法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

（1）①の欄は、当該届出に係る特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

（2）②の欄は、電行規則第15条の2第2項第1号又は第3号に規定する無線局の場合に限り、特定無線局の番号を記載すること。

（3）③の欄は、当該届出に係る特定無線局を廃止した年月日を記載すること。

（4）④の欄は、電行規則第15条の2第2項第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。

（5）⑤の欄は、包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨を記載すること。

4　届出書の用紙は、日本産業規格A4相当とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第七号の三　登録局の廃止届出書の様式（第２５条の２４第２項関係）（総合通信局長がこの

別表第七号の三　登録局の廃止届出書の様式（第25条の24第2項関係）（総合通信局長がこの

様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第七号の三　登録局の廃止届出書の様式（第25条の24第3項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局廃止届出書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注1）

電波法第27条の29第1項の規定により、登録局を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者（注2）

住　所	都道府県―市区町村コード　（　　）
	〒（　―　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　登録局の廃止に係る事項（注3）

①　廃止した年月日	
②　登録の番号	
③　無線設備の製造番号	
④　包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を申下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、当該届出に係る登録局を廃止した年月日を記載すること。

(2)　②の欄は、当該届出に係る登録の番号を記載すること。

(3)　③の欄は、包括登録に基づき開設している登録局に限り、無線設備の製造番号を記載すること。

(4)　④の欄は、包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨を記載すること。

4　届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号　特定基地局の開設計画の認定申請書の様式（第２５条の４第４項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第八号　特定基地局の開設計画の認定申請書の様式（第25条の4第4項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

収入印紙貼付欄（注1）

電波法第27条の14第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　申請者（注2）

住　所	都道府県―市区町村コード　（　　）
	〒（　―　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　該当する開設指針がかかされた告示の符名及び告示番号

3　外国人等により占められる役員の割合

外国人等により占められる役員の割合（移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る。）	%

4　外国人等資金保有議決権割合

外国人等資金保有議決権割合（移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る。）	%

5　電波法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由（注3）

外国投資等（移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る）	団体等（法第5条第1項第1号から第3号まで）	□　有　□　無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	□　有　□　無
	議決権の割合（同号）	□　有　□　無
個別的欠格事由	他分型等（同条第5項）	□　有　□　無

（注1　収入印紙については、次によること。

(1)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記

納し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納未請求名」のように記入すること。

2 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及び30400に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を括弧書に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□に√印を付けること。

4 申請者の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することが出来ない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。

5 3の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33333%の場合は33.3333%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

フリガナ 氏　名	住　所	役　名	担当部門	日本の国籍の有無 □有　□無	備　考

(注1) 株式会社にあっては役員、その他の法人又は団体にあってはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、変態の役員については役名の後に「(変)」の文字を付記すること。

(注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

(注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあっては、登記事項証明書を添付すること。

6 4の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33333%の場合は33.3333%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無	□有　□無	
		その他(F)		
	単元未満株式(G)			
総数(H)				
備考	1単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあっては議決権、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第308条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式の議決権の数に含める。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第878条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者が会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し、該当する□に√印を付けた上で、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、自己保有株式又は相互保有株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注8) (G)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注10) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の表示分からも資料を添付すること。法人(者)に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあっては、登記事項証明書を添付すること。

(注11) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあっては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注12) 法第27条の14の規定を受けて設立される株式会社にあっては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

イ　議決権比率に関する事項

区　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)/議決権の総数(%)(E)	備考
当該法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計　者)							
	(F)							
合　計								

(注1) 当該法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合に限上、その他の法人又は団体である場合は当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する機成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(H)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄に当の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないと

きは、四捨五入せず、比率が分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33 21%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

(注3)　(F)の欄は、識別番号が総数の1/1000分の未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注3)　(C)及び(D)を記すべき書類（例：株式分市状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の識別種の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあっては、登記事項証明書を添付すること。

別表第八号の二　特定基地局の開設計画の様式（第２５条の４第４項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第八号の二　特定基地局の開設計画の様式（第25条の4第4項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画

1　特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのための別

2　特定基地局の開設を必要とする理由

(1)　提供する電気通信役務の種類(注1)

(2)　開設しようとする特定基地局の内容

ア　無線局の種別

イ　発射を予定している電波の型式

ウ　使用しようとする最大の空中線電力

エ　伝送情報の具体的内容(注1)

(3)　業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠(注1)

3　特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(注2)

4　希望する周波数の範囲(注3)

5　接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの(注1)(注4)

6　通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開始時期(注5)

7　電波の効率的な利用を確保するための技術であって、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの(注6)

(1)　周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容

(2)　干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容

8　特定基地局開設料の額(注1)

9　特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあっては当該登録の年月日及び登録番号（同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあっては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第9条の登録を受けていない場合にあっては同条の登録の申請に関する事項(注1)(注7)

10　設定されるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法(注8)(注9)

11　事業計画及び事業収支見積り(注8)(注10)

12　終了促進措置を行う場合にあっては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法

13　高度既設特定基地局を運用する場合にあっては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期(注1)

14　その他事項

(1)　運用開始の予定期日(注11)

(2)　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法(注12)

(3)　無線従事者の配置方針

ア　無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数(注13)

イ　将来的な無線従事者の確保の方法

(4)　その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項(注14)

(注1)　移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画にあっては、記載を要しない。

2　特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局によって無線通信業務を行うこととしている区域1km の区域において、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設指針に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であっては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。

3　周波数は、希望する周波数の範囲を「MHzからMHzまで」のように記載すること。

なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

4　接続・卸役務提供の促進に関する措置を講ずる予定がある場合にあっては当該措置において用いる法第27条の12第1項第1号ハに規定する接続に係る機能又は同号ニに規定する卸電気通信役務の内容を、接続・卸役務提供の促進に関する措置以外の措置を講ずる予定がある場合にあっては当該措置の内容を具体的に記載すること。

5　設定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。

なお、既に廃止している無線設備の設置場所がある場合にあっては、それぞれ設置場所の住所を「和市町村」等のように分けて記載すること。

6　字所資料等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。

7　電気通信事業法第9条の登録の申請に関する事項は、申請日（申請をしていない場合にあっては、同条の登録の申請の予定時期）及び申請内容（申請をしていない場合にあっては、予定している申請内容）について具体的に記載すること。

8　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあっては、記載を要しない。

9　無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載すること。送信設備の復旧等に伝ニて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及びその数量についても記載すること。

10　別表第二号第10の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(13)から(17)までについて記載すること。

11　運用開始の予定期日は、それぞれの特定基地局の運用が開始されるB日のうち最もR1ヨの予定期日を「R28. 12. 21」のように記載すること。

12　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。

(1)　保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。
(2)　部内規定等がある場合において、部内規定等の部付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により部付すること。
13　既に無線従事者を有している場合にあっては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。
14　法第27条の12第3項第10号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定め られた事項について具体的内容を記載すること。
15　用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の三　無線設備等保守規程の認定申請書の様式（第２５条の２６第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第八号の三　無線設備等保守規程の認定申請書の様式（第25条の26第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線設備等保守規程認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

収入印紙貼付欄
（注1）

電波法第70条の5の2第1項の規定により、無線設備等保守規程の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　申請者（注2）

住　所	都道府県―市区町村コード［　　］ 〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　認定を希望する無線局に関する事項（注3）

①　無線局の種別及び局数	
②　無線局の免許の番号	
③　航空機名（登録記号）	
④　備考	

3　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1　収入印紙については、次によること。
(1)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
(2)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納未請求」のように記入すること。
2　1の欄は、次によること。
(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又はほかの事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第5条第1項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
3　2の欄は、次によること。
(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
(2)　②の欄は、認定を希望する無線局の免許の番号を記載すること。
(3)　③の欄は、認定を希望する無線局を航空機の登録記号を記載すること。
(4)　④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
(5)　①から④までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。
4　申請者が既に他の無線設備等保守規程の認定を受けている場合であって、当該認定の内容と当該申請に係る無線設備等保守規程の内容に同一の事項があるときは、2③の欄にその旨及び当該認定の認定の番号を記載すること。
5　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の四　無線設備等保守規程の変更認定申請書及び変更届出書の様式（第２５条の２７第２項及び第２５条の２８第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第八号の四　無線設備等保守規程の変更認定申請書及び変更届出書の様式（第25条の27第2項及び第25条の28第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線設備等保守規程の変更認定申請書（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第70条のﾛの2第3項の規定により、無線設備等保守規程を変更したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第70条のﾛの2第4項の規定により、無線設備等保守規程を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

（注1）

記

1　申請者（注2）

住　所	都道府県一市区町村コード（　　）
	〒（　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　変更の対象となる無線設備等保守規程に関する事項（注3）

①　無線局の種別及び局数	
②　認定の番号	
③　無線局の免許の番号	
④　航空機名（登録記号）	
⑤　備考	

3　申請（届出）の内容に関する連絡先

所属，氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1）該当する手続の□に√印を付けること。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又はこれらを郵便所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請（届出）者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を伸下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第5条第1項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第3条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して申請（届出）を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。

(2)　②の欄は、現に認定を受けている無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。

(3)　③の欄は、現に認定を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、現に認定を受けている無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。

(5)　⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

(6)　①から⑤までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折り曲げ送付することを希望する場合は、短辺の大きさのものとする。

5　申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全角を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の五　無線設備等保守規程認定書の様式（第２５条の２９関係）

別表第八号の五　無線設備等保守規程認定書の様式（第25条の29関係）

無線設備等保守規程認定書

認定の番号	
認定免許人の氏名又は名称	
認定免許人の住所	
認定の年月日	
無線局の免許の番号	
航空機名（登録記号）	
備考	

裏

切

年　月　日

総務大臣　印

短　　辺　（日本産業規格A列4番）

別表第八号の六　無線設備等保守規程の廃止届出書の様式（第２５条の３１第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第八号の六　無線設備等保守規程の廃止届出書の様式（第25条の31第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線設備等保守規程廃止届出書

年　月　日

総務大臣　殿

無線局免許手続規則第25条の31第1項の規定により、無線設備等保守規程を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者(注1)

住　所	都道府県一市区町村コード［　　］ 〒（　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　無線設備等保守規程の廃止に係る事項(注2)

①　無線局の種別及び局数	
②　認定の番号	
③　無線局の免許の番号	
④　航空機名(登録記号)	
⑤　廃止した年月日	
⑥　備考	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

(注1　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJIS X0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を括弧書で記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することをもって、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第3条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。

(2)　②の欄は、認定を受けていた無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。

(3)　③の欄は、認定を受けていた無線局の免許の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、認定を受けていた無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。

(5)　⑤の欄は、無線設備等保守規程を廃止した年月日を記載すること。

(6)　⑥の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

(7)　①から⑤までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

3　届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第２６条第２項関係）（総合通信局長がこの様

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第2項関係）（総合通信局長がこの様

式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第1　申請書

高周波利用設備許可申請書

年　月　日

長

（宛）総合通信局長　殿（注1）

申請者（注2）　住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）

氏名

辺

高周波利用設備（　　）（注3）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

短　　辺　（日本産業規格A列4番）

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　記載は、次によること。

（1）　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

（2）　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること（この場合には申請者の押印は必要としないこと。）。

3　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

4　許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第2　添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第2項及び第29条第1項関係）

高周波利用設備（注1）の添付書類	申請者	年月日	受信標番号					
長	（設備の別）	（1）使用周波数	（2）等価方式	（3）占有周波数帯幅又は周波数変動幅	（4）高周波出力	（5）負荷と電極との結合方式	（6）設置内電源の容量	
辺	（設備の別）	（7）通信部分	（8）機器の製造者名		（9）機器の型式又は名称	（10）機器の製造番号		
	（11）高周波そく波器・輪	（12）電源の設置	（13）通信室等	（14）その他の工事設計	（15）添付図面			
	□有 □無		ア 通信室 □有 □無 イ 材料構造 設置する建物の概略		□ア 商品名明細 □イ 設置の系統図 □ウ 設置の外観及び寸法写真			
	（16）設備規則第60条第1項における区別				（17）受信入力電力			
	（18）無変調搬送波状の妨害波の発生			（19）無変調搬送波以外の変動妨害波の発生				
	□有　□無			□有　□無				
1　設置場所付近の環境	□設置場所付近の建造物等の状況を示す図							
2　参考事項								
フリガナ				4　設備の種別				
3　氏名又は名称								

5　位　置		
6　設置の目的		
7　設置場所		
8　高周波電流を通ずる機械	（1）種別	（2）区間
	（3）許可の番号	（4）許可の年月日
9　電波法第21条第1項の表の第7号の2の基準への適合	□適合している　□適合していない	
備考		

短　　辺　（日本産業規格A列4番）

注1　不要の文字は抹消すること。

2　2以上の設備を一の申請書又は届書に記載する場合は、その設備の数を記載すること（第26条第1項参照）。

3　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区分		記載する欄	備考
1　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下「電力線搬送通信設備」という。）の場合	（1）　新設許可の申請（法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(10)、(11)(12)、(13)、(14)及び(15)、3のふまたは5の(2)(3)	（注1）　電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備の場合に限る。 （注2）　行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する電子情報処理組織を使用して、申請書を行う場合に記載事項を変更する欄に限る。 （注3）　8の欄又は9の欄の記載事項を変更する場合に限る。
	（2）　変更の許可の申請又は届出（法第100条第6項において準用する法第15条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1)(2)、(3)(5)、(6)(7)、(8)(9)、(10)(12)、(13)、(14)、(15)(16)、(17)、(18)(19)及び(20)、(21)(22)、(23)(24)、(25)(26)、(27)(28)、(29)(30)、(31)(32)、(33)(34)、(35)(36)、(37)(38)、(39)(40)、(41)(42)、(43)(44)、(45)(46)、7(43)、8(43)、9(43)、10(43)、11(43)に掲げる事項	
2　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	（1）　新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)(24)及び(25)(26)(28)に掲げる事項	（注4）　設備規則第45条第1項第1号及び第3号ハ（ハ）に掲げる設備（400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。） （注5）　設備規則第45条第1項第1号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注6）　電波法第21条第1項第7号の2の表の第(1)の高周波電子レンジ等の変更を行う場合に限る。この場合において、当該部分の別表の場合に限る。
	（2）　変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1)(2)、(3)(5)、(6)(7)、(8)(9)、(10)(12)、(13)(14)、(15)(16)、(17)(18)、(19)(20)、(21)(22)、(23)(24)、(25)(26)、(27)(28)、(29)(30)、(31)(32)、(33)(34)、(35)(36)、(37)(38)、(39)(40)、(41)(42)、(43)(44)、(45)(46)、7(43)、8(43)、9(43)、10、11に掲げる事項	

4　印刷を行けた欄は、記載しないこと。

5　1(1)の欄から(16)の欄までは、通信設備の場合には送信設備、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備がほかの装置を有する場合には、1の欄の（装置の別）の欄に「第1、第2」（移動する装置を有しない設備の場合に限る。）又は「固定第1、固定第2、移動第1、……」（移動する装置を有する通信設備の場合に限る。）のように記載し、1(1)の欄から(16)の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項の同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

（装置の別）	（1）使用周波数	（2）等価方式	（3）占有周波数帯幅又は周波数変動幅	（4）高周波出力
第1、第2、第3～第10	255kHz 355kHz	水晶発振	6kHz 4kHz	100W

6　1(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。

7　1(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「大出発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。

8　1(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅（各部をかけたときの最高周波数と最低周波数との差をいう。）を使用周波数を基準として「(±)100kHz」のように記載すること。

9　1(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。

10　1(5)の欄は、「鉄塔結合」、「鉄塔結合」のように記載すること。

11　1(6)の欄は、高周波発生装置の壁（きょう）体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

（装置の番号）	⋮	（6）　装置内電源ろ波器
第1～第3 第4～第13	⋮ ⋮	無 有

12　1(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13　1(11)の欄の□には、該当する事項に○印を付けること。

14　1(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の接続部に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

（記載例）　第1～第3　　有（共用）
　　第4、第5　　有（個別）
　　第6　　無

15　1(13)の欄は、次によること。

（1）　遮蔽室の□には、該当する事項に○印を付けるとともに、遮蔽室を有する場合には、その材料及び構造（下欄、形状及び接続箇所の欄）を記載し、収容する装置の別を付記すること。

（記載例）　ア　遮蔽室　■有　□無　（第1～第3、第6）
　　材料　厚3.5mm亜鉛鍍金板（開口部以外は全て）
　　構造　3m×4m×2.5m　接地）

（2）　設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造数棟モルタル塗り1階」、「鉄筋コンクリート造2階」のように記載すること。

16　1(14)の欄は、(1)の欄から(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17　1(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項に○印を付けること。

区　　別	添付する図面	内　　容
1　電力線搬送通信設備	(1)　アの図	高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの（当該線路の長さ及び線種、固定装置（送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。）の位置、高周波チョク光線輪及び電源ろ波器の挿入箇所並びにこの経路に接近して存在する他の電線路との相互間の距離を併せて表示すること。）
3　鉄塔式送信設備	(1)　イの図 (2)　ウの図	装置の系統図 装置の外観を示す図又は写真
4　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	(1)　ウの図	装置の外観を示す図又は写真

18　1(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19　1(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20　1(18)の欄の□には、該当する事項に○印を付けること。

21　1(19)の欄の□には、該当する事項に○印を付けること。

22　2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に係り、その設置場所をかこんだ概略半径200メートルの円内の範囲に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□に○印を付けること。）。

23　3の欄は、次の事項を記載すること。

（1）　第26条第3項（第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨

（2）　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は電行規則第45条第3号に規定する各種設備（60kHz以下の周波数の電流を使用し、高周波出力が50Wワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が0.1×$\frac{f}{300}$マイクロボルト（毎メートルをマイクロアンペアをかぎ（シ）とする。）を超えるものに限る。）（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

ア　設備者の連絡担当者及び連絡先

イ　実験の期間

ウ　実験設備ごとつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠

エ　混信等の対策

（ア）　実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法

（イ）　他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

（ウ）　離よい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

オ　実験設備ごとつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備の設置を所有又は有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無（「無」の場合は、その理由。）

（ア）　実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備

（イ）　実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備

（ウ）　実験設備を独自で試験する試験場

（エ）　法第35条第1項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備

カ　申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から開知を希望する事項

（3）　その他参考となる事項

24　4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

25　5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

26　6の欄は、電力線搬送通信設備、鉄塔式通信設備、鉄塔式続ち書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

27　7の欄は、「保安通信用」、「誘電告示用」、「柯業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の除錆用」のように具体的に記載すること。

28　8の欄の記載は、次によること。

（1）　移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町○一○一○何内」のように記載すること。

（2）　移動する装置については、その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において、常置場所は、（1）の設置場所に準じて記載するものとする。

（3）　2以上の装置を有する通信設備の申請の場合は、次によること。

ア　設置場所が同一である装置ごとに一括して記載すること。

イ　送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置については記載すること。ただし、移動する装置で受信装置のみからのものについては記載を要しない。

ウ　変更の許可の申請の場合は、既に許可を受けた装置で変更のないものについても併せて記載すること。

29　9(2)の欄は、「空電機」、「配電機」、「鉄塔機」のように、9(2)の欄は「何変電所～何変電所」のように記載すること。

30　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

31　添付書類（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

32　変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

（1）　変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。

（2）　5の欄から11の欄まで（8の欄及び9の欄を除く。）、13の欄、15の欄（第1号に係る変更の場合を除く。）は、許可状の記載事項により記載すること。

（3）　12の欄の□には、該当する事項に○印を付けること。

別表第十号　高周波利用設備許可状の様式（第２７条第１項関係）

第3　添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）（第30条第2項及び第39条第1項関係）

高周波利用設備	申請書 届出書	(注1)の添付書類（　　設備分）(注2)			申請番号	
1 工事設計	(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号	
	(5) 設備の区分		(6) 電力線への伝導妨害波の電流		(7) 電力線への伝導妨害波の電圧	
	□施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備 □施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定する設備					
	(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流		(9) 放射妨害波の電界強度		(10) 他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信	
					□有　　□無	
	(11) 屋外の電力線（コンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線を除く。）の使用		(12) 電力線の片線の接置		(13) 電力線等への分岐線の直列接続又は電力線等の片線のみへのスイッチ若しくは負荷の接続	
	□有　　□無		□有　　□無		□有　　□無	
	(14) その他の工事設計					
2 参考事項						
フリガナ						
3 氏名又は名称						
4 住　所						
5 設置場所						
6 許可の番号			7 許可の年月日			
備考						

長　辺

短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1　不要の文字は抹消すること。

2　同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。

3　※印を付けた欄は、記載しないこと。

4　1(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。

5　1(1)の欄は、使用する周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が使用される周波数の範囲を「40MHzから208MHzまで」のように記載すること。

6　1(5)から(9)までの欄は、次にによること。

(1)　1(5)の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する設備又は同号(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にレ印を付けること。

(2)　1(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（0マイクロアンペアをdBとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

(3)　1(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（0マイクロボルトをdBとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

(4)　1(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（0マイクロアンペアをdBとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

(5)　1(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル0マイクロボルトをdBとする。）で記載すること。

(6)　(2)から(5)までの記載に当たつては、設備規則第60条第2号(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

7　1(10)から(13)までの欄は、次にによることただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は記載を要しない。

(1)　1(10)の欄のこには、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

(2)　1(11)の欄のこには、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第2項第2号(2)に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電気的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

(3)　1(12)の欄のこには、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

(4)　1(13)の欄のこには、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみにスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

8　1(14)の欄は、1(1)から(13)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第2項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

9　2の欄は、第28条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。

10　3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、フリガナを付けること。

11　4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

12　5の欄は、「何県何市何町○○－○－○何内」のように記載すること。

13　6及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り、許可状の記載事項により記載すること。

14　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1(1)から(13)までに変更があつた場合は、1(14)の欄も記載すること。）。

15　備考欄に余白を記載することができない場合は、「その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

16　添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第十号　高周波利用設備許可状の様式（第27条第1項関係）

高周波利用設備許可状

許可の番号		許可の年月日	
設置者の氏名又は名称		設備の種別	
設置者の住所			
設置の目的			
設置場所			
高周波電流を通ずる線路	種別		
	区間		
備考			

年　月　日

(例)　総合通信局長　(注)　印

長　辺

短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第十一号　外国の無線局等の運用許可申請書の様式（第３０条の２第４項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十一号　外国の無線局等の運用許可申請書の様式（第30条の2第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

外国の無線局等の運用許可申請書

年　月　日

（村）総合通信局長　殿（注1）

法第103条の6の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者（注2）

住　所	都道府県―市区町村コード　（　　）
	〒　　－　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等に係る事項

①　包括免許の番号	
②　法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別	
③　通信の相手方	
④　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
⑤　当該無線局の無線設備が法第3条に定める技術基準に適合するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合する事実	
⑥　備考	

3　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又はまたち事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、申請に係る外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(2)　②の欄は、申請に係る外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の通信の相手方を「免許人所属の基地局」、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。

(3)　③の欄は、必要とする占有周波数幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、通常する全ての外国の無線局等の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

(4)　⑤の欄は、「平成9年総務省告示第94号電波利用令第7条」のように記載するほか、次の事項を記載すること。

(ア)　外国の無線局を用いた日本における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨

(イ)　外国の無線局の無線設備を使用して日本において無線局を開設する場合には、その旨

(5)　⑥の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、縦当の大きさのもの）とする。

5　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十一号の二　外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。）（第３０条の２第４項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十一号の二　外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。)(第30条の2第4項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

外国の無線局の運用許可申請書の添付書類(注1)

外国の人工衛星の軌道、位置等	
通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間	
人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項	
人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。)に関する事項	
通信の制御に関する事項	
添付図面	□地球局配置図　□宇宙通信系概念図 □周波数配列図　□通信経路構成図
備考	

(注1)　記載事項及び図面の内容が、現に当該免許を受けている特定無線局の記載事項及び図面の内容と同一の場合は、その旨を備考の欄に記載して、当該事項の記載及び図面の添付を省略することができる。

2　外国の人工衛星の軌道、位置等の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1)　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置(位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。)

(記載例)　対地静止衛星軌道　E135°
緯度の変動幅　±0.2°
経度の変動幅　±0.1°

(2)　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期(分で表示すること。)、遠地点及び近地点の高度(キロメートルで表示すること。)並びに軌道の種類

3　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間の欄は、次の事項を記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する事項の記載を省略することができる。

(1)　打上げ予定時期

(2)　特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数

(3)　当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間

4　人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。

(記載例)　何地球局　何国何州何市

5　人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。)に関する事項の欄は、日本において運用される特定無線局を制御及び管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例)　何地球局　回線制御、周波数割当　何回線　何国何州何市

6　通信の制御に関する事項の欄は、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

(1)　日本において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統

(2)　日本において運用される特定無線局の制御及び管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例)　何施設　衛星管理局等で、測管理　何国何州何市

(3)　申請者が実施可能な特定無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例)　電波の発射(開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

7　添付図面の欄に掲げる図面を添付し、添付した図面の番号欄のうちに何を付けること、このうち、周波数配列図には、人工衛星局及び人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない地球局(人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局を含む。)の周波数配列を記載すること。

8　備考の欄は次によること。

(1)　外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称及びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局の既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合は、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

(2)　その他参考となる事項があるときは、その内容について記載すること。

9　用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十二号　無線局の運用の特例に係る届出書の様式（第３１条の３第３項（第３１条の４及び第３１条の５において準用する場合を含む。）関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代

わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十二号　無線局の運用の特例に係る届出書の様式（第31条の3第3項（第31条の4及び第31条の8において準用する場合を含む。）関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局運用特例届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注1）

□電波法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第70条の9第2項において準用する法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第70条の9第2項において準用する法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に登録局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

（注2）

記

1　届出者（注3）

住　所	都道府県一市区町村コード（　　）
	〒（　－　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　非常時運用人（電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合は当該無線局の免許人以外の者、同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合は当該登録局の登録人以外の者。以下この別表において同じ。）に運用させた無線局の免許又は登録の番号

3　非常時運用人（注4）

住　所	都道府県一市区町村コード（　　）
	〒（　－　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
連絡先	

4　非常時運用人による運用の期間

5　無線設備の製造番号（特定無線局（電波法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

6　欠格事由に関する事項（電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）（注5）

□無線局の運用を行った者は、電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しません。

□登録局の運用を行った者は、電波法第27条の21第2項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しません。

7　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

（注1　施行規則第61条の13第1項第1号に掲げる無線局に係る届出の場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に対すること。

2　該当する□に√印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄には、日本産業規格JIS　X0401及びJIS0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4　3の欄は、次によること。

(1)　住所の欄並びに氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、非常時運用人については注3(1)から(3)までに準じて記載すること。

(2)　連絡先の欄は、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、該当部署等がある場合は、当該該当部署名等を記載すること。

5　6の欄は、該当する□に√印を付けること。

6　届出書の用紙は、日本産業規格A4を使うこと。該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める様式の用紙に適宜記載すること。

別表第十三号第１　アマチュア局（空中線電力が５０Ｗ以下の適合表示無線設備のみを使用するものであって移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第２０条の１３関係）

（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十三号様式　アマチュア局（空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであって移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注1）殿

収入印紙をはるところ
（この欄には、きれいにはりきれないときは、同額にはるとともに、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。） （必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、余額書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。

（電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

1　申請者（注2）

住　所	〒（　　－　　）
	国籍（外国人のみ記載）（　　）
氏　名	フリガナ

2　電波法第5条に規定する欠格事由（注3）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（同条第3項）	□有　□無

3　免許に関する事項（注4）

①　無線局の種別及び局数	アマチュア局　1局
②　希望する免許の有効期間	□1年 □　年　月　日まで（3年未満の希望する日）
③　備考	

4　電波利用料の前納（2年以上期の前払）（注5）

①　電波利用料の前納の申出の有無	□有　□無（毎年納付）
②　電波利用料の前納に係る期間	□無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納付）。 □3年（4年分納付）　□2年（3年分納付） □1年（2年分納付）

5　申請の内容に関する連絡先

氏　名	フリガナ
	□上記と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書（注6）

6　免許の番号	非記載不要　　A級　　号		
7　申請（届出）の区分	開設		
8　住所及び氏名	上記と同じ		
9　無線従事者免許証の番号			
	□無線従事者免許 同時申請	同時申請の資格	
		国家試験受験番号	
		修了証明書の番号	
10　無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項		
11　呼出符号	非記載不要		
12　無線設備の常置場所	住所	□上記5及び6の住所と同じ	
13　移動範囲	移動する区域（海上、海上及び上空）		
14　電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	□指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力		
15　備　考			
16　工事設計等	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。	

備考　この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

(1)　空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの

(2)　適合表示無線設備のみを使用するもの

(3)　移動するもの

(4)　個人が開設するもの

(5)　人工衛星等のアマチュア局でないもの

注1　所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3　2の欄は、法第5条第3項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□に レ 印を付けること。

4　3の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、該当する□に レ 印を付けること。3年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。

(2)　②の欄は、次によること。

ア　2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　4の欄は、施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。

(1)　①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□に レ 印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2)　②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□に レ 印を付けること。

6　無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。

(1)　9の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の7に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第46条に基づく無線従事者の免許の申請又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、□に レ 印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

(2)　12の欄は、次によること。

ア　無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町○－○－○何号」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と5及び6の欄の住所が同一の場合は、□に レ 印を付けることにより記載を省略することができる。

イ　船舶を常置場所とするものにあっては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その呼出符号及び船舶名を記載すること。

ウ　航空機を常置場所とするものにあっては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

(3)　14の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□に レ 印を付けること。

(4)　15の欄は、次によること。

ア　申請者が過去にアマチュア局を開設していたときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であって、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

ウ　遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン回線又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であって、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

a　電波の発射の停止を確認することができること。

b　免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。

c　インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

エ　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

オ　周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の3第7号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。

カ　その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(5)　16の欄は、次によること。

ア　2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機と表示して送信機ごとに、その適合表示無線設備の番号の欄に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号

を記載すること。

イ　その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

7　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入（当るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8　申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十三号第２　アマチュア局（空中線電力が５０Ｗ以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第２０条の１３関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十三号第2　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注1）殿

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。

（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第1項（第25条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

□無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）

□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）

□免許人住所の変更（電波法第21条）

□無線設備の変更場所の変更（施行規則第43条）

□呼出符号の変更（電波法第19条）

□その他の変更（　　）

（注2）

記

1　申請（届出）者（注3）

住　所	〒（　　－　　）
	法人（外国人のみ記載）（　　）
氏　名	フリガナ

2　変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局　1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	2級　　号
④ 備考	

3　申請（届出）の内容に関する連絡先

氏　名	フリガナ
	□上記1及び2と同じ
電話番号	

電子メールアドレス			
無線局事項書及び工事設計書（注5）			
1　免許の番号	上記3と同じ		
2　申請（届出）の区分	変更		
3　住所及び氏名	上記1と同じ		
7　無線従事者免許証の番号	□無線従事者免許	同時申請の資格	
	同時申請	国家試験受験番号	
		修了証明書の番号	
8　無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項		
9　呼出符号			
10　無線設備の変置場所	住所	□上記1及び6の住所と同じ	
11　移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）		
12　電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	□指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力		
13　変更する欄の番号	□8　□7　□9　□10　□12　□15		
14　備　考			
工事設計書 10	第　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。		

備考1　この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

(1)　空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの
(2)　適合表示無線設備のみを使用するもの
(3)　移動するもの
(4)　個人が開設するもの
(5)　人工衛星等のアマチュア局でないもの

2　無線従事者免許証の番号の変更は、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1　沖縄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　該当する□に√印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2)　申請(届出)者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3)　代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を他下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4　2の欄は、次によること。

(1)　②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。

(2)　③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

(3)　④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。

(1)　4の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

(2)　7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第40条に基づく無線従事者の免許の申請又は第38条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、□に√印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に関連したものとみなす。

(3)　10の欄は、次によること。

ア　無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町〇一〇一〇何号」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と1及び6の欄の住所が同一の場合は、□に√印を付けることにより記載を省略することができる。

イ　船舶を常置場所とするものにあっては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その呼称する港の名称及び船舶名を記載すること。

ウ　航空機を常置場所とするものにあっては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

(4)　12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□に√印を付けること。

(5)　13の欄は、該当する□に√印を付けること。

(6)　14の欄は、次によること。

ア　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であって、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

イ　遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法(等周波、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点(無線設備の設置場所又は常置場所に限る。)及び無線設備の操作を行う地点のいずれしか免許人が所有又は管理する一つの構内である場合であって、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

a　電波の発射の停止を確認することができること。

b　免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。

c　インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

ウ　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

エ　周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の3第7号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。

オ　その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(7)　15の欄は、次によること。

ア　2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機と表示して送信機ごとに該当する事項を記載すること。

イ　変更の種別の欄は、変更する送信機において該当する□に√印を付けること。

ウ　適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

エ　変更に係る部分について、当該変更後の事項を記載すること。

オ　その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に√印を付けること。

6　無線局免許等の申請(届出)に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請(届出)者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折り曲げずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのものとする。

7　申請(届出)者又は代理人は、無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格A4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十四号第１　アマチュア局の再免許申請書（無線局事項書及び工事設計書の添付を省略する場合に限る。）の様式（第２０条の１３関係）（総

合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十四号第２　アマチュア局の変更等申請書及び届出書の様式（第２０条の１３関係）（総合

別表第十四号第1　アマチュア局の再免許申請書（無線局事項書及び工事設計書の添付を省略する場合に限る。）の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局再免許申請書（特例様式）

年　月　日

（宛）総合通信局長（注1）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納未還　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。
（無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の30の規定により、認付番号の発出を省略して下記のとおり申請します。）

記

1　申請者（注2）

住　所	〒（　　－　　）
	国籍（外国人のみ記載）（　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2　電波法第5条に規定する欠格事由（注3）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（法第5条第3項）	□有　□無

3　免許に関する事項（注4）

①　無線局の種別及び種数	アマチュア局　1局
②　呼出符号	
③　免許の番号	A第　　号
④　免許の年月日	年　　月　　日
⑤　希望する免許の有効期間	□1年 □　年　月　日まで（5年未満の希望する日）
⑥　備考	

4　電波利用料の納納（2年以以降の納払）（注5）

①　電波利用料の納納の申出の有無	□有　　□無（毎年納付）
②　電波利用料の納納に係る期間	□無線局の免許の有効期間まで納納します（5年分納付）。 □3年（4年分納付）　□2年（3年分納付） □1年（2年分納付）

5　申請の内容に関する連絡先

氏　名	フリガナ
	□上記と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

備考　この様式は、人工衛星局等のアマチュア局でないもの及び無線局事項書及び工事設計書の添付を省略するものに限り使用することができる。

注1　沖縄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3)　申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3　2の欄は、法第5条第3項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□に レ印を付けること。

4　3の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、該当する□に レ印を付けること。5年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。

(2)　②の欄は、次によること。

ア　2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　4の欄は、施行規則第11条の16の6第3項の規定による電波利用料の納納について、次により記載すること。

(1)　①の欄は、電波利用料の納納の申出の有無について、該当する□に レ印を付けること。なお、納納の申出をした場合、10年間第三上り納付することはできない。

(2)　②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の納納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□に レ印を付けること。

6　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十四号関2　アマチュア局の変更等申請書及び届出書の様式（第28条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注1）殿

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許手続規則第15条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。

□無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。））
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□社団（クラブ）の定款又は規事に関する変更（施行規則第43条）
□その他の変更（　　）
（注2）

記

1　申請（届出）者（注3）

住　所	〒（　　－　　）
	国籍（外国人のみ記載）（　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2　変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

①　無線局の種別及び局数	アマチュア局　1局
②　呼出符号	
③　免許の番号	A第　　号
④　備考	

3　申請（届出）の内容に関する連絡先

氏　名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

備考1　この申請書及び届出書には、別表第二号の三第3「アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式」を添付すること。

2　無線従事者免許証の番号の変更にあっては、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1　所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　該当する□に○印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

（1）　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

（2）　申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

（3）　申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであって総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

（4）　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が添加されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4　2の欄は、次によること。

（1）　①の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。

（2）　②の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあっては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

（3）　④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵送切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのものとする。

6　申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。